

協議第 1 2 号	合併協定項目 5	「財産及び公の施設の取扱い」
協議第 1 3 号	合併協定項目 8	「地方税の取扱い」
協議第 1 5 号	合併協定項目 1 3	「行政組織及び機構の取扱い」
協議第 1 6 号	合併協定項目 1 6	「公共的団体等の取扱い」
協議第 1 7 号	合併協定項目 1 9	「慣行の取扱い」
協議第 1 8 号	合併協定項目 2 2 - 1	「各種事務事業(総務関係)の取扱い」
協議第 1 9 号	合併協定項目 2 2 - 2	「各種事務事業(電算システム事業)の取扱い」
協議第 2 0 号	合併協定項目 2 2 - 4	「各種事務事業(消防防災事業)の取扱い」
協議第 2 1 号	合併協定項目 2 2 - 1 3	「各種事務事業(都市計画事業)の取扱い」
協議第 2 2 号	合併協定項目 2 2 - 1 4	「各種事務事業(建設事業)の取扱い」
協議第 2 3 号	合併協定項目 2 2 - 1 5	「各種事務事業(下水道事業)の取扱い」
協議第 2 4 号	合併協定項目 2 2 - 1 6	「各種事務事業(水道事業)の取扱い」
協議第 2 5 号	合併協定項目 2 2 - 1 7	「各種事務事業(学校教育事業)の取扱い」
協議第 2 6 号	合併協定項目 2 2 - 1 8	「各種事務事業(社会教育事業)の取扱い」

平成 1 6 年 9 月 1 1 日

山口県中部 1 市 4 町合併協議会事務局

# 目 次

協議第 1 2 号 財産及び公の施設の取扱い	入湯税	・ ・ ・ ・ ・ P 27	協議第 1 8 号 各種事務事業
財産及び公の施設の総括表	鉦産税	・ ・ ・ ・ ・ P 28	(総務関係)の取扱い
財 産			情報公開制度
1 公有財産	協議第 1 5 号 行政組織及び機構の取扱い	・ ・ ・ ・ ・ P 3	・ ・ ・ ・ ・ P 52
2 物 品	調整案	・ ・ ・ ・ ・ P 6	個人情報保護制度
3 債 権	新市組織機構イメージ図(案)	・ ・ ・ ・ ・ P 7	・ ・ ・ ・ ・ P 54
4 基 金	状況(1市3町の組織機構図)	・ ・ ・ ・ ・ P 7	表彰制度(功労者等・名誉町民)
地方債	関係法令等	・ ・ ・ ・ ・ P 8	・ ・ P 58
債務負担行為	参考事例	・ ・ ・ ・ ・ P 8	国際交流事業
公の施設		・ ・ ・ ・ ・ P 8	・ ・ ・ ・ ・ P 59
参考資料	協議第 1 6 号 公共的団体等の取扱い	・ ・ ・ ・ ・ P 9	中学校等海外派遣事業
	事例	・ ・ ・ ・ ・ P 17	・ ・ ・ ・ ・ P 60
	参考資料	・ ・ ・ ・ ・ P 17	都市縁組等
			・ ・ ・ ・ ・ P 61
協議第 1 3 号 地方税の取扱い			協議第 1 9 号 各種事務事業の取扱い
個人市町民税	協議第 1 7 号 慣行の取扱い		「電算システム事業」
法人市町民税	『慣行の現況』総括表	・ ・ ・ ・ ・ P 20	・ ・ ・ ・ ・ P 64
固定資産税	市町章・市町民憲章・市町民歌	・ ・ ・ ・ ・ P 22	
軽自動車税	市町の花・木・花木	・ ・ ・ ・ ・ P 23	
市町たばこ税	都市宣言	・ ・ ・ ・ ・ P 24	
特別土地保有税		・ ・ ・ ・ ・ P 25	
		・ ・ ・ ・ ・ P 26	
			協議第 2 0 号 各種事務事業
			(消防防災事業)の取扱い
			許可・承認等手数料(危険物関係)
			・ ・ P 68
			消防証明手数料
			・ ・ ・ ・ ・ P 69
			タンクの水張検査等の手数料
			・ ・ ・ ・ ・ P 70
			消防団関係
			・ ・ ・ ・ ・ P 71
			消防・防災関係団体助成
			・ ・ ・ ・ ・ P 73

協議第 2 1 号 各種事務事業

(都市計画事業)の取扱い

都市計画区域、区域区分、 用途区域の状況	・・・ P 76
都市計画税	・・・ P 78
まちづくり団体活動支援	・・・ P 79
都市景観条例	・・・ P 80
市街地再開発事業の促進	・・・ P 82

協議第 2 2 号 各種事務事業(建設事業)の取扱い

「市町村道等の取扱いについて」総括表

	・・・ P 84
市町道認定基準	・・・ P 85
道路改良事業	・・・ P 86
認定外道路指定基準	・・・ P 87
認定外道路整備事業	・・・ P 88
準用河川の指定基準	・・・ P 89
急傾斜地崩壊対策事業分担金	・・・ P 90

協議第 2 3 号 各種事務事業

(下水道事業)の取扱い

下水道事業の状況	・・・ P 92
下水道料金の状況	・・・ P 93
決算等の状況	・・・ P 94
整備計画の状況	・・・ P 94
地方債の状況	・・・ P 94
下水道使用料	・・・ P 95
下水道使用料の賦課・徴収	・・・ P 96
下水道受益者負担制度	・・・ P 97
水洗便所改造資金貸付制度	・・・ P 98
公共ます、取付管設置基準	・・・ P 100

協議第 2 4 号 各種事務事業(水道事業)の取扱い

水道事業の状況	・・・ P 102
水道料金の状況	・・・ P 104
決算等の状況	・・・ P 105
貸借対照表	・・・ P 106
整備計画の状況	・・・ P 106
企業債の状況	・・・ P 106

水道料金の算定方法	・・・ P 107
水道料金の算定・収納	・・・ P 109
水道加入金	・・・ P 111
水道に関する手数料	・・・ P 112

協議第 2 5 号 各種事務事業

(学校教育事業)の取扱い

奨学金貸付事業	・・・ P 114
通学区域(小・中学校)	・・・ P 115
学校給食の状況	・・・ P 117

協議第 2 6 号 各種事務事業

(社会教育事業)の取扱い

成人の日記念行事	・・・ P 120
文化芸術事業等	・・・ P 121
図書館の管理運営・移動図書館の状況	・・・ P 122

協議第 1 2 号

合併協定項目 5

財産及び公の施設の取扱い

財産及び公の施設の総括表

現況	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	現況	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町
財 産						地方債					
1 公有財産						一般会計・特別会計(千円)	100,262,126	17,118,013	4,936,863	5,109,632	5,243,673
土地(㎡)	68,406,330	4,344,739	549,773	84,225,171	1,219,008	債務負担行為					
建物(㎡) (延べ面積)	346,738	97,309	29,699	61,416	35,498	一般会計・特別会計(千円)	2,507,460	3,115,182	1,014,444	592,409	245,126
本庁舎						公の施設					
行政財産 (公の施設を含む。)						(主なもの<参考>)					
普通財産						1 社会福祉施設					
山林(㎡)(の内数)	64,590,100	3,707,335	296,791	83,558,000	461,774	2 市(町)営住宅					
動産						3 街区公園・近隣公園等					
浮棧橋						4 保健医療施設					
繫船浮標					1	5 コミュニティ 活動施設					
物権						6 教育施設					
地上権(㎡)	76,265					7 社会教育施設					
漁業権				佐波川ダム貯水池		8 体育施設					
有価証券						9 産業経済施設					
株券(千円)	84,950	32,000	2,000	2,002	2,000	10 環境施設					
出資による権利 (千円)	670,384	386,083	86,923	143,970	97,938						
2 物品(300万円以上)											
件数	153件	42件	11件	39件	17件						
3 債権											
市・町税他 (千円)	2,374,584	480,940	176,201	108,898	106,263						
4 基金											
財政調整基金他 (千円)	14,691,823	1,046,926	1,180,440	2,939,741	1,117,230						

財 産

1 公有財産 (平成14年度各市町歳入歳出決算書 財産に関する調書)

(1)土地及び建物

単位：㎡

区 分	土 地						建 造										物 積 計								
	平成14年度末現在高						木 造					非 木 造					延 面 積 計								
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	徳 地 町	阿 知 須 町	計	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	徳 地 町	阿 知 須 町	計	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	徳 地 町	阿 知 須 町	計	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	徳 地 町	阿 知 須 町	計	
本 庁 舎	14,255	15,340	9,710	5,269	11,093	55,667	100					100	13,131	5,998	4,606	2,519	2,699	28,952	13,230	5,998	4,606	2,519	2,699	29,052	
政 財 産 行 政 機 関 公 共 財 産 そ の 他	消防施設	10,173	3,753	1,843	1,321	2,828	19,918	481				481	746	521	438	534	1,018	3,257	1,226	521	438	534	1,018	3,737	
	その他の施設	9,530		107		31,247	40,884	34				34	936		265		851	2,052	970		265		851	2,086	
	学校(幼稚園、小・中学校)	602,418	108,993	54,380	123,413	75,073	964,277	2,530		74	4,114	814	7,532	142,270	35,280	15,462	19,739	15,632	228,384	144,800	35,280	15,536	23,853	16,446	235,916
	公営住宅	148,815	82,912	686	22,641	9,216	264,270	4,115			1,547		5,662	62,636	25,199	582	7,193	1,010	96,619	66,751	25,199	582	8,740	1,010	102,282
	公園	750,403	110,449	13,348	119,316	14,796	1,008,311	134		7	2,113		2,254	598		59		657	731		66	2,113		2,910	
	その他の施設	2,134,509	223,742	62,831	142,754	59,219	2,623,055	6,574	717	935	5,978	813	15,016	99,138	28,820	6,613	14,447	12,661	161,679	105,712	29,537	7,548	20,425	13,474	176,696
普 通 財 産	土地建物	146,128	92,216	110,077	252,457	553,762	1,154,640	628	35	326	2,873	3,862	12,689	740	332	359		14,119	13,317	775	658	3,232	0	17,981	
	山林	64,590,100	3,707,335	296,791	83,558,000	461,774	152,614,000																		
	その他の財産																								
合 計	68,406,330	4,344,739	549,773	84,225,171	1,219,008	158,745,022	14,595	752	1,342	16,625	1,627	34,940	332,143	96,558	28,357	44,791	33,871	535,720	346,738	97,309	29,699	61,416	35,498	570,660	

山口市宮野財産区(注1)	143,000㎡
--------------	----------

(注1) 財産区とは

財産区は、市町村の一部の区域で財産を有し、その管理及び処分又は廃止についてのみ行為能力を認められた特別地方公共団体です。

昭和20年から30年代、市町村制施行時に推進された大規模な町村合併時に、いわゆる過渡的な措置として、旧市町村単位で山林や原野といった従来の財産を所有する権利を認めた、きわめて特殊な制度ということになります。

また、この財産区の権能は、あくまで現有財産の管理、処分、廃止に限定されており、全く新たな財産の取得であるとか、所有財産から得た収益の財産区構成員である住民への分配はできないといった制限があります。

さらに、財産区の財産処分による収益を事業財源に充てる場合においても、あくまで財産区の所在する市町村の一般会計に繰り入れた上で、その市町村の事業として施行する以外に方法はないといった制限もあります。

## 1 公有財産(続き)

### (2) 動産

単位：個

区 分	個 数					
	平成 1 4 年 度 末 現 在 高					
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	徳 地 町	阿 知 須 町	計
浮 棧 橋						0
繫 船 浮 標					1	1
合 計					1	1

### (3) 物権

単位：㎡

区 分	面 積					
	平成 1 4 年 度 末 現 在 高					
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	徳 地 町	阿 知 須 町	計
地 上 権	76,265					76,265
地 役 権						
漁 業 権				佐波川ダム貯水池		
合 計	76,265					76,265

### (4) 有価証券

単位：千円

区 分	平成 1 4 年 度 末 現 在 高					
	平成 1 4 年 度 末 現 在 高					
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	徳 地 町	阿 知 須 町	計
株 券	84,950	32,000	2,000	2,002	2,000	122,952
社 債 券						
合 計	84,950	32,000	2,000	2,002	2,000	122,952

明細は次頁にあります。

### (5) 出資による権利

単位：千円

出資による権利(出資、出捐等)	平成 1 4 年 度 末 現 在 高					
	平成 1 4 年 度 末 現 在 高					
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	徳 地 町	阿 知 須 町	計
出資による権利(出資、出捐等)	670,384	386,083	86,923	143,970	97,938	1,385,298

山口市は、出捐金として土地3,104㎡がある。

明細は次頁にあります。

出資による権利とは、株式会社、有限会社、民法第34条の法人への出資に伴う権利のことであり、出資には、株式会社、有限会社、社団法人に対する出資のほか、財団法人への寄付財産としての出捐金も含まれます。

1 公有財産 (4) 有価証券及び(5) 出資による権利の明細

(4) 有価証券(権利の明細)

単位: 千円

区分	平成14年度末現在高				
	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町
株券(小計)	84,950	32,000	2,000	2,002	2,000
みずほ銀行				2	
(株)山口放送					
(株)山口流通センター	45,000	30,000			
(株)山口ニューメディアセンター					
(株)エフエム山口	4,950				
(株)山口ケーブルビジョン	10,000	2,000	2,000	2,000	2,000
(株)山口朝日放送	15,000				
(株)街づくり山口	10,000				
社債券(小計)					
合計	84,950	32,000	2,000	2,002	2,000

(5) 出資による権利(権利の明細)

単位: 千円

	平成14年度末現在高				
	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町
(財)山口市公営施設管理公社	3,000				
(財)防府市公営施設管理公社					
(財)地域活性化センター					
(財)日本立地センター・テクノポリス債務保証基金	1,470	300			110
ふるさと情報センター				500	
県国際交流協会	9,852	1,963	1,090	1,325	1,048
(財)県ニューメディア推進財団	7,100	1,600	1,000	1,100	900
(株)山口県ソフトウェアセンター					
(有)野島海運出資金					
山口・防府地区広域事務組合	280,800	85,500	51,300	53,100	
ふるさと振興基金					
山口市土地開発公社	10,000				
防府市土地開発公社					
徳地町土地開発公社				5,000	
小郡町土地開発公社		5,000			
県暴力追放県民会議	11,493	1,507	661	904	316
宇部小野田廃棄物処理事業団					190
県社会福祉協議会	1,090		120		120
(財)県福祉基金協会	55,330	8,360	1,870	810	2,640
県社会福祉事業開発振興資金		230		150	
(財)やまぐち角膜腎臓等複合バンク	5,986	1,446	826	924	799
(社)防府市社会福祉事業団福祉振興基金					
(社)防府市社会福祉事業団					
防府市地域福祉振興基金					
小郡町地域福祉基金		222,989			
町社協ボランティア活動等振興基金		12,000			
秋穂町社会福祉協議会			10,690		
阿知須町社会福祉協議会					15,000
(社)県労働者福祉協議会	8,040	3,000			
小郡町勤労福祉共済会		100			
県信用保証協会	146,600	25,900	10,550	11,800	10,112
(財)やまぐち産業振興財団	60,000	11,000	400	400	6,000
宇部興産開発株式会社					20,600
(財)山口観光コンベンション協会	15,000				

(5) 出資による権利(権利の明細)(続き)

単位: 千円

	平成14年度末現在高				
	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町
山口・防府地域工芸地場産業振興センター	500	100	100	100	
防府地域振興株式会社					
(株)ちょうげん				13,000	
阿知須まちづくり財団					5,000
阿知須まちづくり株式会社					25,000
県農業信用基金協会	7,520	1,608	2,960	6,810	1,580
県農林開発公社	70	20	20	30	20
県農業信用協会				755	
県青果物生産出荷安定基金協会	1,670	570	1,800	500	420
(社)県新規就農支援センター	207	44	57	81	56
県畜産振興協会	400	140	170	300	200
徳地町農業公社				35,000	
(社)防府市農業公社					
県緑化推進財団	2,500	840	550	890	520
やまぐち森林担い手財団		853			659
(財)やまぐち森と緑の公社	7,640				
山口中央森林組合	15,179	911	300	10,173	1,463
阿武・萩森林組合	2				
カルスト森林組合					118
県漁業信用基金協会	3,700		2,400		800
(財)県栽培漁業推進基金	4,943				4,209
(社)県栽培漁業公社					
県教育振興県民運動推進基金				258	
(財)防府市文化振興財団					
(財)山口文化振興財団基本財産	10,000				
(財)防府スポーツセンター					
(財)県建設技術センター	232	72	59	60	58
(財)県土地区画整理協会	60	30			
(財)防府市公園緑地協会					
(財)防府市住宅協会					
合計	670,384	386,083	86,923	143,970	97,938

山口市は、出捐金として土地3,104㎡がある。



財産

2 物 品 (300万円以上)

単位：件

区 分	平成14年度末現在					計
	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須	
乗用自動車(3ナンバー)	5	1		1	1	8
乗用自動車(2ナンバー)	2			2	1	5
特殊用途自動車		2				2
消防車	16					16
消防ポンプ車		6	3	8	4	21
小型動力ポンプ積載車				16	3	19
消防指令車				1		1
消防特殊用途自動車						0
救急自動車			1	1		2
救急波無線電話装置						0
サイレン吹鳴システム装置	2					2
患者監視装置						0
救急訓練用資器剤						0
消防通信機器						0
消防・救急機械						0
医療機器(心電図ほか)	2					2
防災行政無線						0
地下道防犯設備						0
リフト付きバス			1		1	2
リフト付きワゴン車	1					1
マイクロバス	4					4
デイスーパー関係輸送車	12					12
スクールバス	1					1
トラック	8	1				9
ダンプ	1		1			2
ブルドーザー	1	1				2
パワーショベル	2	1			1	4
霊柩車						0
ショベルローダ						0
クレーン車						0
収集車輛	34	11	3		5	53
蛍光灯破碎機	1					1
低床チュアキャブ(車)						0
自動車用自動演算騒音計						0
ラウンドフィルコンパクター	1	1				2
ホイールローダ					1	1
ローダ	3					3
空缶回収プレス用	1					1
ブレハブ冷蔵庫						0
冷凍冷蔵庫		1				1
移動図書館車	1					1
オートチャコール(焼物機)		1				1
厨芥脱水機		1				1
連続式揚物機		1				1
煮炊釜		3				3
食器洗浄機		1				1
食缶洗浄機		1				1
消毒保管庫		6				6
コンテナ洗浄機		1				1
機動掃除機						0

2 物 品 (続き)

単位：件

区 分	平成14年度末現在					計
	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	
レセプト収納庫	1					1
住民情報サーバー				2		2
CSサーバー(住基ネット)	2			1		3
ファイルサーバ	1					1
人事給与システム	1					1
非常用電源	1					1
ホストマシン用空調機	1					1
ファイアウォール				1		1
介護サーバー	1			1		2
在宅支援ネットシステム	1					1
OCR端末	1					1
磁気テープ装置				1		1
NLP(日本語ラインプリンター)				1		1
面積計算機	1					1
徳地町地形模型				1		1
調光操作卓	1			1		2
照明操作卓	1					1
録音設備	1					1
音響操作卓				1		1
起債管理システム						0
マイクロリーダプリンタ	1					1
布団切断機						0
A V調整卓						0
ハイビジョン	1					1
映写機	1					1
ビデオ編集システム						0
3 Dカメラシステム						0
スリットビデオシステム						0
福祉センターカラオケシステム	1					1
移動棚	1					1
スライド						0
児童手当電算システム						0
児童扶養手当電算システム						0
保育業務システム						0
パーキングシステム	1					1
電光表示板						0
校内連絡用電話機						0
舞台設備(装置)	2					2
舞台音響設備	6					6
楽器	5					5
展示ケース	2					2
文化財(皇朝十二銭セットほか)	8					8
緞帳	2					2
絵画						0
中原中也(詩集ほか)	10					10
山頭火作品(18点)		1				1
山頭火作品(8点)		1				1
小林和作作品(6点)			1			1
ヘッド圧縮機			1			1
合 計	153	42	11	39	17	262

財産  
3 債権

単位：千円

区分	平成14年度末現在高					
	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	計
市町税	1,647,720	215,465	69,852	23,663	58,186	2,014,886
地域総合整備資金貸付金		103,839	20,000			123,839
保育料	11,518	1,456	1,031	114		14,119
災害援護資金貸付金	32,583		5,090			37,673
同和福祉援護資金貸付金	80,676	18,000	11,119	4,773	1,970	116,538
同和地区住宅資金貸付金		1,885			919	2,804
分収林育林事業貸付金				120		120
住宅新築資金等貸付金	119,628			19,028		138,656
住宅改修資金貸付金	4,264					4,264
宅地取得資金貸付金	61,400					61,400
公営住宅使用料	55,882	31,781		2,894		90,557
奨学基金貸付金			2,646		15,660	18,306
下水道事業受益者負担金	12,235		471			12,706
下水道使用料	13,339	4,643	502			18,484
国民健康保険税	330,996	98,097	64,496	57,642	29,295	580,526
介護保険料	4,343	1,774	994	664	233	8,008
高額療養費つなぎ資金貸付金		4,000				4,000
計	2,374,584	480,940	176,201	108,898	106,263	3,246,886

4 基金

単位：千円

区分	平成14年度末現在高					
	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	計
財政調整基金	2,441,007	176,548	396,127	378,090	231,232	3,623,004
減債基金	1,726,829	16,955	15,534	432,632	58,460	2,250,410
その他特定目的基金	8,474,570	242,982	560,844	1,890,555	765,495	11,934,446
職員退職手当基金	1,384,240					1,384,240
国際交流基金	65,030					65,030
防府市ふるさと創生基金						0
地域振興整備基金		27,725				27,725
まちづくり人づくり基金					92,939	92,939
中山間地域活性化推進基金				11,042		11,042
人材育成基金				121,961		121,961
行政情報化整備積立基金				217,375		217,375
環境保全基金	32,947					32,947
防府市緑地管理基金						0
墓園(地)管理基金	32,719	10,674				43,393
長寿社会対策基金	700,000					700,000
防府市社会福祉事業振興基金						0
高齢者福祉対策基金				371,930		371,930
福祉基金			179,526		88,998	268,524
防府市都市基盤整備事業基金						0
都市計画事業調整基金					7,241	7,241
労働関係に資する基金		52,097				52,097
上郷西踏切改良事業基金		10,118				10,118
開発振興基金	2,899,328					2,899,328
公共施設建設費積立基金				791,190	397,948	1,189,138
地域づくり特別事業基金				238,767		238,767
庁舎建設基金	2,559,502					2,559,502
義務教育施設整備基金		9,057				9,057
図書館建設基金		111,489				111,489
防府市教育振興基金						0
文化財保護基金	2,935					2,935
芸術文化振興基金	172,698					172,698
スポーツ振興基金	91,376					91,376
奨学基金					52,290	52,290
防府市交通災害共済基金						0
駐車場事業基金	72,828					72,828
国民健康保険(事業)基金	346,947	19,494	1,038	138,115	126,079	631,673
防府市競輪場施設整備基金						0
介護サービス給付費準備基金			2,672			2,672
介護給付費準備基金				175		175
農業集落排水処理施設改築基金(財調)	114,020		72,190			186,210
国民宿舎特別会計財政調整基金			305,418			305,418
公共下水道施設維持管理基金		2,328				
土地開発基金	2,045,417	608,941	183,216	238,164	60,543	3,136,281
その他定額運用基金	4,000	1,500	24,719	300	1,500	32,019
県証紙購入基金	1,000	1,500	600	300	1,000	4,400
奨学基金			24,119			24,119
防府市高等学校入学準備金貸付基金						0
用品調達基金	3,000					3,000
学校給食センター物資購入基金					500	500
計	14,691,823	1,046,926	1,180,440	2,939,741	1,117,230	20,976,160

山口市宮野財産区 財政調整基金 223,143

地方債

単位：千円

区 分	平成14年度末現在高					
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	徳 地 町	阿 知 須 町	計
<b>一般会計</b>	<b>62,918,720</b>	<b>6,524,991</b>	<b>3,646,562</b>	<b>4,951,155</b>	<b>4,454,768</b>	<b>82,496,196</b>
一般公共事業債	2,473,363	187,521	801,897	201,438	578,271	4,242,490
うち財源対策債等	1,402,865	118,374	531,733	177,553	332,611	2,563,136
一般単独事業債	37,467,712	1,451,120	1,107,542	946,198	1,695,670	42,668,242
うち地域総合整備事業債	10,572,885	188,279	198,780	604,300	132,340	11,696,584
うち臨時地方道整備事業債	12,146,353	288,472	471,045	162,241	1,050,079	14,118,190
うち臨時河川等整備事業債	858,897					858,897
うち臨時経済対策事業債	3,901,117			47,200	33,013	3,981,330
公営住宅建設事業債	2,373,501	567,728	63,148	135,184	169,862	3,309,423
義務教育施設整備事業債	6,610,798	1,168,243	258,410	200,621	377,293	8,615,365
辺地対策事業債				192,177		192,177
災害復旧事業債	211,645	8,973	178,339	113,098	20,884	532,939
単独災害復旧事業債	40,979	5,478	21,164	13,710	3,446	84,777
補助災害復旧事業債	170,666	3,495	157,175	99,388	17,438	448,162
厚生福祉施設整備事業債	539,601	136,996				676,597
過疎対策事業債				1,957,648		1,957,648
財源対策債	1,576,507	97,402	77,962	16,146	233,360	2,001,377
臨時財政特例債	263,764	16,705	76,775	8,491	24,875	390,610
公共事業等臨時特例債	12,807	2,859	2,888		3,552	22,106
減税補てん債	4,611,583	885,438	220,924	195,326	252,818	6,166,089
臨時税収補てん債	774,339	167,240	38,843	36,897	41,989	1,059,308
調整債	127,404		24,764	3,634	6,278	162,080
都道府県貸付金	282,360	452,550	124,469		288,471	1,147,850
一般廃棄物処理事業債	783,706	150,247	20,903		53,488	1,008,344
臨時財政対策債	1,914,900	376,000	206,300	318,400	215,700	3,031,300
地域改善対策特定事業債	235,676			91,543	288	327,507
その他	2,389,641	584,099	442,030	533,041	483,437	4,432,248
減収補てん債	249,595	261,870			8,532	519,997
特定資金公共投資事業債	19,818	10,000	1,368	1,313		32,499
<b>特別会計</b>	<b>37,343,406</b>	<b>10,593,022</b>	<b>1,290,301</b>	<b>158,477</b>	<b>788,905</b>	<b>50,174,111</b>
休養施設債			200,000			200,000
公共下水道事業債	33,001,031	7,865,293	544,024			41,410,348
公営住宅建設事業債						0
農業集落排水事業債	2,833,798		510,274	93,534		3,437,606
過疎対策事業債				39,025		39,025
臨時財政特例債				25,918		25,918
漁業集落排水事業債	123,400					123,400
公共用地先行取得等事業債		29,329			115,300	144,629
介護保険財政安定化基金貸付金	232,747	66,917	12,413			312,077
土地取得事業	1,152,430					1,152,430
青果市場事業						0
下水道事業債		1,305,923			673,605	1,979,528
小郡駅前第3土地区画整理事業		1,325,560				1,325,560
更生福祉施設事業債(ティイビセンター)			23,590			23,590
<b>計</b>	<b>100,262,126</b>	<b>17,118,013</b>	<b>4,936,863</b>	<b>5,109,632</b>	<b>5,243,673</b>	<b>132,670,307</b>

債務負担行為

単位：千円

区 分	平成14年度末現在高														
	山口市			小郡町			秋穂町			徳地町			阿知須町		
項 目	件数	金額	最終年度	件数	金額	最終年度	件数	金額	最終年度	件数	金額	最終年度	件数	金額	最終年度
一般会計															
物件の購入・工事の請負等	3	1,023,704	H15	3	15,855	H15							3	108,476	H19
土地の購入に係るもの															
計	3	1,023,704		3	15,855		0	0		0	0		3	108,476	
利子補給等	63	1,482,506	H39	2	1,380,327	H16	30	94,444	H25	6	5,592	H29			
その他	1	1,250	H16												
大規模林道受益者賦課金										1	253,215	H33			
退職手当組合調整負担金										1	333,602	H26			
宇部市ごみ処理施設建設負担金													1	134,448	H29
山口県特殊化成企業組合の化成場施設整備事業負担金													1	2,202	H18
計	64	1,483,756		2	1,380,327		30	94,444		8	592,409		2	136,650	
<b>小計</b>	<b>67</b>	<b>2,507,460</b>		<b>5</b>	<b>1,396,182</b>		<b>30</b>	<b>94,444</b>		<b>8</b>	<b>592,409</b>		<b>5</b>	<b>245,126</b>	
特別会計															
公共下水道事業特別会計				1	1,719,000	H15	1	920,000	H17						
終末処理場工事委託費															
小計	0	0		1	1,719,000		1	920,000		0	0		0	0	
<b>合計</b>	<b>67</b>	<b>2,507,460</b>		<b>6</b>	<b>3,115,182</b>		<b>31</b>	<b>1,014,444</b>		<b>8</b>	<b>592,409</b>		<b>5</b>	<b>245,126</b>	

公の施設

(平成15年3月末現在)

1 社会福祉施設一覧

保育所  
(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	山口市立山口保育園	S46	鉄筋	2,610.12	947.93	旭通り一丁目
2	山口市立東山保育園	S56	鉄筋2F	1,546.28	727.70	東山二丁目
3	山口市立大内保育園	S57	鉄骨平	2,861.88	706.00	大字大内矢田
4	山口市立陶保育園	S51	鉄骨平	2,082.62	412.46	大字陶
5	山口市立楠木保育園	S46	鉄骨平	2,048.00	477.09	楠木町
6	山口市立三の宮保育園	S48	鉄骨平	2,299.20	550.50	芝崎町
7	山口市立山口第二保育園	S50	鉄骨平	1,435.67	331.70	三和町

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	上郷保育園	S44	鉄骨平	2,956.47	625.59	新町西
2	乳児保育園	S50	コンブロ平	2,020.00	586.00	矢足
3	小郡保育園	S51	鉄筋コン2F	1,416.00	747.43	大正中

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	黒瀧保育所	S43	木造平	3,435.40	417.14	東6169

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	堀保育所	S54	鉄筋平	1,210.00	821.00	大字堀1616
2	八坂保育所	S52	鉄筋平	2,731.00	584.00	大字船路850
3	上村保育所	S49	木造平	1,432.00	223.00	大字上村534
4	袖野へき地保育所	S30	木造平	袖野小を間借り	198.00	大字野谷301

(阿知須町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	あじす保育園	H9	鉄筋2F(1F部分)	3,100.00	1,090.06	2735番地の1(飛石中区)

児童館

(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	山口市児童館	S43	鉄筋2F	480.08	480.08	下堅小路
2	山口市三和児童館	S43	鉄筋2F	239.40	239.40	三和町

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	上郷児童館	S47	木造平	825.00	197.08	仁保津下

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	コミュニティセンター	H2	木造平	6,840.50	468.30	東6524-1

児童遊園

(山口市)

No	名称	設置年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	丸尾児童遊園	S49	-	2,026.00	-	大字陶
2	高松児童遊園	S48	-	2,003.00	-	仁保下郷
3	ひよっこり山児童遊園	H4	-	1,470.00	-	下堅小路

(小郡町)

No	名称	設置年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	光が丘児童遊園	H2	-	1,000.00	-	光が丘

(秋穂町)

No	名称	設置年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	中津江児童公園	不明	-	399.00	-	東5592-6

児童クラブ

(山口市)

No	名称	開設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	わかかさ学級	S43	鉄筋2F	-	126.00	下堅小路
2	やまびこ学級	H3	ﾌﾞﾙﾌﾞ 1F	-	163.00	湯田温泉五丁目
3	すずみ学級	H5	ﾌﾞﾙﾌﾞ 1F	-	151.46	大字宮野下
4	うえき学級	H13	木1F	-	149.00	大字大内矢田
5	みなみ学級	H6	木1F	-	151.47	大字大内矢田
6	しょうた学級	H8	ﾌﾞﾙﾌﾞ 1F	-	145.80	大字小鯖
7	ひめやま学級	H6	ﾌﾞﾙﾌﾞ 1F	-	175.56	大字黒川
8	さわやか学級	H14	木1F	-	150.94	大字矢原
9	もみじ学級	H8	ﾌﾞﾙﾌﾞ 1F	-	150.56	大字吉敷
10	なかよし学級	H7	木1F	-	103.93	白石二丁目
11	わくわく学級	H12	木1F	-	78.00	大字鑄銭司
12	くすのき学級	H13	木1F	-	78.00	大字仁保中郷
13	たんぼぼ学級	H14	木1F	-	78.50	大字秋穂二島
14	すぎのこ学級	S43	鉄筋2F	-	64.92	三和町
15	たけのこ学級	S51	鉄筋2F	-	67.80	大字陶

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	ひまわり学級	S45	鉄骨平	508.48	50.85	光が丘中
2	はちのこ学級	S53	木造平	庁舎敷地内	50.85	山手下
3	しらす学級	H4	木造平	463.27	74.63	緑町

老人福祉センター

(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	老人福祉館	S42	鉄筋2F	4,438.84	618.00	大字下堅小路

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	ふれあいセンター	S59	鉄筋2F	7,617.95	651.00	新丁

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	老人福祉センター	S47	鉄筋2F	-	629.84	東6713-4

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	徳地町老人福祉センター	S55	鉄骨2F	573.60	797.71	大字島地2097-1

デイサービスセンター

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	秋穂町デイサービスセンター	H7	鉄筋平	-	325.19	東3993

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	徳地町デイサービスセンター	H元	鉄骨平屋	老人福祉センター併設	191.40	大字島地2097-1

在宅介護支援センター

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	小郡町在宅介護支援センター	H12	鉄筋2F	保健福祉センター併設	158.50	山手下

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	秋穂町在宅介護支援センター	H7	鉄筋平	-	409.61	東3993

老人憩の家等  
(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	老人憩の家寿泉荘	s49	鉄筋2F	2,100.00	513.34	湯田温泉5丁目
2	老人憩の家嘉泉荘	s50	鉄筋2F	1,747.00	211.41	大字嘉川
3	老人憩の家潮寿荘	s56	鉄筋2F	11,223.00	666.70	大字吉敷
4	吉敷高齢者生きがいセンター	H9	木造2F		123.80	大字吉敷
5	佐山高齢者生きがいセンター	H10	木造平		118.55	大字佐山
6	名田島高齢者生きがいセンター	H10	木造平		119.97	大字名田島
7	小鯖高齢者生きがいセンター	H11	木造平	991.00	141.51	大字下小鯖
8	嘉川高齢者生きがいセンター	H11	木造平		149.23	大字深溝
9	大内高齢者生きがいセンター	H13	木造平		149.94	大字大内矢田
10	陶高齢者生きがいセンター	H14	木造平	883.38	118.38	大字陶
11	平川高齢者生きがいセンター	H14	木造平		149.05	大字黒川
12	二島高齢者生きがいセンター	H14	木造平		119.25	大字秋穂二島

(徳地町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	柚木老人憩いの家	S50	木造平	574.61	80.01	大字柚木374-1
2	藤木 "	S52	木造平	469.00	84.40	大字藤木142-2
3	庄方 "	S53	木造平	304.09	84.40	大字堀2449-2
4	下八坂 "	S57	木造平	302.62	84.35	大字八坂453-5
5	高齢者趣味の家	S62	木造平	366.18	58.44	大字船路112
6	串地区老人作業所	H元	木造平	977.00	144.47	大字鯖河内1703-1

心身障害者福祉作業所  
(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	福祉作業所かがやき	S60	鉄筋2F	103.79	108.51	大字豎小路

上記以外の施設等  
(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	養護老人ホーム福寿園	S52	鉄筋2F	4,503.40	1,594.45	朝倉町5-4
2	山口市母子寮	S47	鉄筋3F	借地	587.28	旭通り2丁目

(小郡町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	つどいの家	S 59	木造平	庁舎敷地内	186.00	山手下
2	高齢者生きがいセンター	H 12	木造平	特養敷地内	135.00	尾崎
3	留守家庭児童館	H 2	鉄骨1F	508.48	51.69	ひまわり学級
4	留守家庭児童館	H 3	木造平	283.43	50.85	はちのこ学級
5	留守家庭児童館	H 4	木造平	179.84	74.63	しらさぎ学級

2 市営・町営住宅一覧  
(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	鱈山市営住宅	H1~3	木造	5,497.00	1,183.20	下小鱈2769-1
2	同上	S42	準耐火			
3	下田市営住宅	S61~62	準耐火	2,753.50	768.00	宮野上1845-1
4	宮野北恋路市営住宅	S45~56	木造	18,065.00	6,071.00	宮野下1199-4
5	折本市営アパート	H4~6	耐火階段室	8,873.90	3,266.40	折本2丁目
6	宮野下市営アパート	S53~54	耐火階段室	3,221.00	3,213.00	宮野下1367-1
7	金古曾第1市営住宅	S36・38	準耐火	2,128.00	647.80	三ノ宮1丁目
8	金古曾第2市営住宅	S42	準耐火	551.30	231.60	同上
9	東山市営アパート	S56	耐火階段室	1,974.70	2,213.00	東山2丁目
10	中河原市営アパート	S36~37	耐火廊下	2,208.10	2,097.60	中河原7番地
11	中園市営アパート	H12	耐火廊下	6,818.10	5,308.30	中園町8番
12	元町市営アパート	S26・28	耐火階段室	2,036.30	1,428.00	元町3番
13	楠木町市営住宅	S30	準耐火	1,732.20	416.40	楠木町8番
14	錦町市営住宅	S35	木造	1,531.80	277.60	錦町1番
15	赤妻町市営住宅	S34~35	準耐火	1,615.80	467.20	赤妻町4番
16	矢原市営住宅	S37~39	木造準耐火	10,115.00	2,189.90	矢原1017番地
17	高井市営住宅	S26	木造	7,623.00	184.80	朝田1171番地
18	平井市営住宅	S40~45	準耐火	16,025.00	4,002.30	平井1634番地
19	三和町第3市営住宅	S44~47	準耐火	5,774.00	846.60	三和町9番
20	三和町第1・2アパート	S48~49	耐火階段室	6,905.00	2,002.60	三和町15番
21	三和町第3アパート	H1	耐火階段室	1,651.00	1,055.60	三和町14番
22	三和町第4アパート	H2	耐火階段室	3,368.00	1,583.40	三和町14番
23	陶丸尾北市営住宅	S48~54	準耐火	4,752.00	1,902.40	陶嘉村崎4771-7
24	陶笹尾市営住宅	H8	木造	9,132.00	1,184.90	陶4640番地
25	三和町改良住宅	S46~47	準耐火	1,451.00	579.88	三和町9-8
26	三和町改良アパートABC	S50~53	耐火階段室	4,170.00	2,984.30	三和町16番
27	三和町改良簡二住宅	S51~55	準耐火	23,525.00	6,676.50	三和町9番他
28	佐山特定公共賃貸住宅	H11	耐火階段室	2,141.00	1,101.00	佐山945番地の171

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	平原アパート	S38	鉄筋2F	-	219.00	平原
2	宮ノ前住宅	S53	鉄筋4F	-	744.14	宮ノ前
3	双葉荘	S28	コンプロ2F	-	488.40	津市上
4	柳井田住宅	S29	コンプロ2F	-	488.40	柳井田
5	亀谷住宅	S29	コンプロ2F	-	330.40	東津
6	野地住宅	S30	コンプロ平	-	416.40	東津
7	中領住宅	S33	コンプロ平	-	224.00	柳井田
8	平原住宅	S35	コンプロ平	-	168.00	平原
9	平原住宅	S36	コンプロ平	-	138.80	平原
10	平原住宅集会所	S36	木造平	-	34.64	平原
11	白土住宅	S40	コンプロ平	-	447.60	白土
12	白土住宅	S40	コンプロ平	-	396.00	白土
13	白土住宅	S41	コンプロ平	-	298.40	白土
14	白土住宅	S41	コンプロ平	-	264.00	白土
15	白土住宅	S41	コンプロ2F	-	162.80	白土
16	白土住宅	S42	コンプロ2F	-	438.00	白土
17	白土住宅	S42	コンプロ2F	-	487.20	白土
18	白土住宅集会所	H3	木造平	-	63.18	白土
19	原住宅	S43	コンプロ平	-	396.00	原
20	原住宅	S44	コンプロ平	-	149.20	原
21	原住宅	S44	コンプロ平	-	297.00	原
22	原住宅集会所	S55	木造平	-	24.30	原
23	原住宅ゴミ集積所	S50	コンプロ平	-	3.24	原
24	宮ノ原住宅	S44	コンプロ2F	-	262.80	宮ノ原
25	宮ノ原住宅	S44	コンプロ平	-	132.00	宮ノ原
26	宮ノ原住宅	S44	コンプロ平	-	373.00	宮ノ原
27	宮ノ原住宅	S45	コンプロ2F	-	438.00	宮ノ原
28	宮ノ原住宅	S45	コンプロ2F	-	569.80	宮ノ原
29	宮ノ原住宅	S46	コンプロ2F	-	438.00	宮ノ原
30	宮ノ原住宅	S46	コンプロ2F	-	325.60	宮ノ原
31	宮ノ原住宅	S47	コンプロ2F	-	461.00	宮ノ原
32	宮ノ原住宅	S47	コンプロ2F	-	341.60	宮ノ原
33	宮ノ原住宅	S48	コンプロ2F	-	553.20	宮ノ原
34	宮ノ原住宅	S48	コンプロ2F	-	256.20	宮ノ原
35	宮ノ原住宅	S49	コンプロ平	-	361.60	宮ノ原
36	宮ノ原住宅	S49	コンプロ2F	-	188.80	宮ノ原
37	宮ノ原住宅	S50	コンプロ平	-	379.20	宮ノ原
38	宮ノ原住宅	S50	コンプロ平	-	176.40	宮ノ原
39	宮ノ原住宅集会所	S48	コンプロ平	-	59.92	宮ノ原
40	宮ノ原住宅ゴミ集積所	S48	コンプロ平	-	6.33	宮ノ原

市営・町営住宅一覧(続き)  
(小郡町)

41	徳永住宅	S51	鉄筋コ3F	-	745.80	新町西
42	宮ノ前住宅B棟	S52	鉄筋コ4F	-	1392.72	宮ノ前
43	宮ノ前住宅C棟	S54	鉄筋コ4F	-	1392.72	宮ノ前
44	宮ノ前住宅D棟	S55	鉄筋コ3F	-	731.82	宮ノ前
45	宮ノ前住宅ポンプ室	S52	鉄筋コ1F	-	19.80	宮ノ前
46	宮ノ前住宅集会所	S58	鉄筋コ1F	-	63.60	宮ノ前
47	宮ノ前住宅プロパン庫	S53	木造平	-	16.16	宮ノ前
48	国森住宅A棟	S57	鉄筋コ3F	-	394.57	金堀
49	国森住宅B棟	S57	鉄筋コ3F	-	410.15	金堀
50	東津住宅A棟	S58	鉄筋コ3F	-	813.85	東津
51	東津住宅B棟	S59	鉄筋コ3F	-	813.85	東津
52	東津住宅C棟	S59	鉄筋コ3F	-	813.85	東津
53	円座住宅A棟	S62	鉄筋コ3F	-	806.64	円座西
54	円座住宅B棟	H元	鉄筋コ3F	-	806.64	円座西
55	円座住宅C棟	H4	鉄筋コ3F	-	806.64	円座西
56	円座住宅D棟	H5	鉄筋コ3F	-	1052.85	円座西
57	円座住宅E棟	H5	鉄筋コ3F	-	1052.85	円座西
58	円座住宅F棟	H7	鉄筋コ3F	-	1144.01	円座西
59	円座住宅ポンプ室	S63	鉄筋コ1F	-	6.30	円座西
60	円座住宅集会所	H6	鉄筋コ1F	-	98.81	円座西
61	円座住宅プロパン庫	S62	コンプロ平	-	31.34	円座西
62	円座住宅ゴミ集積所	H7	鉄筋コ1F	-	9.90	円座西

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	賃貸住宅	H9	耐火2階	686.28	581.72	東6798-36

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	伊賀地団地	H8~H10	木造2階	3,287.00	874.00	伊賀地455-1他
2	上佐団地	S61	木造2階	2,277.00	556.80	堀2726-2
3	上佐団地	S58	中層耐火3階	1,569.00	836.40	堀2745
4	三谷川団地	S52~S53	中層耐火3階	3,501.00	1,483.20	八坂832-1
5	堀団地	S51	中層耐火4階	1,845.00	1,418.40	堀1845-5
6	島地団地	S49~S50	低層準耐火2階	2,638.00	1,467.00	島地1365-1他
7	中開原団地	S48~S49	低層準耐火平屋	1,668.00	345.60	堀2477
8	島田団地	S48~S49	低層準耐火2階	2,335.00	640.20	船路964-6他
9	中村団地	S48	低層準耐火2階	1,633.00	410.40	島地419
10	島地賃貸住宅	S51	木造平屋	189.00	86.70	島地3-1

(阿知須町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	飛石特定公共賃貸住宅	H9	鉄筋3F	9,216.00	1,010.22	2928番地(飛石東区)
2	阿知須町定住促進住宅	不明	鉄筋2F	-	民間施設を借用	4048番地の1(前山区)

3 街区公園・近隣公園等 (構造、建物面積に記入がある公園はトイレ等の施設あり)

街区公園  
(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	大殿公園	S34	-	433.01	-	大殿大路117-36
2	河原公園	H4	-	1408.80	-	大字宮野上字松の木第53番地内
3	上恋路公園	S49	-	2299.00	-	大字宮野下字上河原3329
4	折本公園	S58	-	1164.00	-	折本2丁目1951-72
5	東山公園	S34	-	1037.52	-	東山2丁目519
6	今市公園	S44	-	1701.56	-	駅通り2丁目10
7	御堀第2公園	S57	-	5136.97	-	大字大内御堀字姥ヶ尾190
8	氷上公園	H2	-	1501.37	-	大字大内御堀字氷上地内
9	御堀公園	H9	-	1207.90	-	大字大内御堀字馬塚地内
10	中川公園	S50	-	1515.70	-	大字大内御堀字川堀2054-1
11	古曾児童公園	S63	-	1691.54	-	大字平井字立石地内
12	榎野公園	S44	-	4414.50	-	三和町1705-1
13	大芝公園	S49	-	3129.50	-	大字黒川字大芝1211-1
14	馬木領公園	H6	鉄筋1F	1412.29	14.09	大字平井字重藤地内
15	富田原公園	H元	-	2230.70	-	富田原町3番地内
16	秋葉公園	S44	-	535.00	-	前町1520-2
17	矢原公園	H8	-	802.64	-	大字矢原字三嶋開作地内
18	周布公園	S50	-	655.73	-	周布町278-4
19	坂東児童公園	S63	-	3830.29	-	大字朝田字原地内
20	朝倉公園	S61	-	859.53	-	錦町347-1
21	下市公園	S58	-	1044.44	-	下市町1414-3
22	稲葉児童公園	S58	-	1090.80	-	大字吉敷3031-22
23	北稲葉児童公園	H7	-	831.44	-	大字吉敷2534-3
24	茅野神田児童公園	H3	-	1831.37	-	大字大内矢田字穴田561-10
25	大塚公園	H12	-	2594.00	-	大字吉田字前大塚地内
26	上東第2公園	H13	-	3502.26	-	大字吉敷字岡次上

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	明治西公園	S54	-	1,111.00	-	明治西
2	高砂公園	S54	-	1,241.00	-	高砂町
3	大江公園	S54	-	1,480.00	-	大江町
4	黄金公園	H元	-	4,263.00	-	黄金町
5	花園児童公園	H元	-	5,263.00	-	花園町
6	若草公園	H元	-	1,179.00	-	若草町

(阿知須町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	木船児童公園	S44	鉄筋平	2,689.00	9.82	4233番の3(寺河内区)
2	築地公園	S45	鉄筋平	3,951.00	9.82	3725番の61(築地区-小古郷東区)
3	船渡児童公園	S63	CB平	4,325.60	10.83	2933番(飛石東区)
4	縄田公園	H8	-	1,099.00	-	9011番の1(縄田南区)

近隣公園

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	緑公園	S54	-	8,421.00	-	緑町

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	おきおん公園	H2	-	16,201.80	-	東6167-7他
2	高岸公園	H4	-	764.00	-	西1696-1
3	小林和作公園	H13	-	544.78	-	東1943他
4	黒瀧北農村公園	H14	-	1,434.96	-	西2635

その他の公園

(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	中央公園	S34	鉄筋1F	40935.56	23.13	中園町
2	木戸公園	H11	-	3739.00	-	糸米2丁目 他
3	亀山公園	S34	-	38309.34	-	亀山町

その他の公園(続き)

(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
4	河原谷公園	H7	鉄筋1F 鉄骨2F	512795.88	622.92	大字佐山字村山 他
5	藤尾山公園	H7	鉄筋1F	17202.97	40.68	大字佐山字藤尾 他
6	香山公園	S34	-	21534.80	-	香山町
7	サビエル公園	S50	-	1011.00	-	金古曾町
8	高田公園	S34	鉄筋1F	5330.60	39.83	湯田温泉2丁目
9	鴻の峰公園	S49	-	41926.00	-	大字上宇野字高嶺
10	山口テクノ第二団地A公園	H14	-	1712.00	-	大字佐山
11	山口テクノ第二団地B公園	H14	-	7492.00	-	大字佐山
12	開発行為に伴う公園268力	-	-	116,535.68	-	市内一円

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	栄山公園	S45	-	37,654.00	-	山手下
2	長谷西公園	S51	-	3,588.00	-	長谷西
3	仁保津公園	H2	-	1,879.00	-	仁保津
4	円座公園	S61	-	4,235.00	-	円座
5	光が丘公園	S57	-	9,339.00	-	光が丘
6	東津河川緑地公園	H6	-	38,000.00	-	東津
7	栄山自然観察の森	H10	-	42,000.00	-	山手下
8	鍛冶畑川治水緑地公園	H12	-	4,000.00	-	新町西

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	堀コミニティー公園	H10	-	2,356.00	-	大字堀1620
2	関水公園	H2	-	428.86	-	大字船路1102-1
3	雨田公園	S61	-	2,600.00	-	大字島地22-1
4	深谷公園	H4	-	1,028.84	-	深谷448-2
5	きしみ石風呂公園	H3	-	413.20	-	岸見824番地
6	大原湖展望公園	H4	-	340.00	-	大字野谷864-3
7	串地区公園	H4	-	1,926.00	-	大字串1440
8	中村公園	S50	-	373.00	-	大字島地387
9	畠田公園	S50	-	508.00	-	大字船路922-1

4 保健医療施設

保健センター

(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	山口市保健センター	S61	鉄筋2F	5800.77	1205.36	糸米2丁目

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	保健福祉センター	H12	鉄筋2F	2338.17	1,497.27	山手下

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	徳地町保健センター	S59	鉄筋2F	373.00	436.00	大字堀1926-1

(阿知須町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	阿知須町健康福祉センター	H14	鉄筋1F	2,530.00	1,173.86	2740番地(飛石中区)

休日夜間急病診療所

(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	休日夜間急病診療所	S61	鉄筋平	1413.23	293.75	糸米2丁目

診療所

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	徳地町串診療所	S56	木造平屋	297.00	132.00	鱈河内1430
2	徳地町柚野診療所	H元	木造平屋	684.29	72.00	柚木378-1



5 コミュニティー活動施設  
(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	山口ふれあい館	S59	鉄筋2F	17669.13	1409.99	宮野上1222番地
2	山口市地域交流ステーション	不明	木造平屋建	借地	121.00	桜島2丁目(宮野駅内)
3	市民活動支援センター	S44	鉄筋6F	2141.62	1442.75	道場門前1丁目
4	ふれあい会館	S49	木造平屋	785.42	250.19	三和町

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	消防コミュニティセンター	H9	鉄筋平	1502.51	366.02	東6031-1

(阿知須町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	赤迫公民館	S55	鉄骨平屋	1079.47	166.82	赤迫区
2	井関公民館	S54	鉄骨平屋	1635	168.75	井関区
3	岩倉公民館	S52	鉄骨平屋	864.19	205.61	岩倉上区
4	岡公民館	S57	鉄骨平屋	526	172.30	岡区
5	小古郷公民館	不明	木造平屋	254.06	122.18	小古郷南区
6	沖の原公民館	S54	木造平屋	1023.73	218.25	沖の原区
7	鴨生原公民館	不明	木造平屋	217.56	128.00	南祝区
8	源河公民館	H11	鉄骨平屋	820.52	199.70	源河区
9	河内公民館	S60	鉄骨平屋	2107.00	171.00	河内区
10	小山公民館	H13	鉄骨平屋	476.64	153.67	小山区
11	砂郷公民館	S60	木造平屋	1541	178.38	砂郷四区
12	巨公民館	S48	鉄骨平屋	622.95	160.00	巨門松区
13	杖川公民館	H12	鉄骨平屋	2417.22	153.75	杖川区
14	飛石公民館	S53	鉄骨平屋	1137	218.25	飛石区
15	中村公民館	不明	木造平屋	借地 69.31	借建物 不明	中村区
16	縄田公民館	H9	鉄骨平屋	2200	259.67	縄田南区
17	西祝公民館	H10	鉄骨平屋	749.08	199.10	西祝区
18	西条公民館	S49	鉄骨平屋	借地 220.6	192.00	西条区
19	二の宮公民館	H11	鉄骨平屋	579.8	210.69	二の宮区
20	野口公民館	S62	木造平屋	799	73.00	野口区
21	浜公民館	S52	木造平屋	655.42	217.50	浜区
22	浜表公民館	S48	鉄骨平屋	1419	128.02	浜表区
23	東条公民館	S63	鉄骨平屋	1659	226.00	築地区
24	引野公民館	S50	鉄骨平屋	3407	158.00	引野区
25	向井関仙在公民館	S54	鉄骨平屋	518.00	167.25	仙在区

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	伊賀地多目的集会所	S52	木造	4006.98	314.37	大字伊賀地745
2	串生活改善センター	S53	木造	378.51	100.30	大字串660-1
3	引谷生活改善センター	S54	木造	993.00	100.18	大字引谷1196-2
4	柚木生活改善センター	S54	木造	508.00	100.18	大字柚木2498
5	三谷生活改善センター	S54	木造	375.00	100.18	大字三谷1526-6
6	船路生活改善センター	S55	木造	276.82	100.18	大字船路477-6
7	八坂生活改善センター	S55	木造	1787.42	199.07	大字八坂1118-4
8	深谷集会所	S55	木造	493.00	100.18	大字深谷167-2
9	才谷集会所	S56	木造	327.00	129.74	大字堀3375-3
10	上角集会所	S56	木造	469.46	78.01	大字鯖河内560-3
11	屋敷集会所	S58	木造	361.00	78.00	大字船路3218-2
12	添尾、二の宮、開作集会所	S58	木造	115.00	100.00	大字堀3691-1
13	船路東集会所	S59	木造	借地	79.40	大字船路1391-3
14	山畑集会所	S59	木造	256.25	84.70	大字山畑444-1
15	遠内集会所	S52	木造	575.90	91.59	大字串2034
16	下津屋地区多目的集会所	S59	木造	147.43	70.14	大字島地1398-1
17	上佐集会所	S62	木造	公営住宅の敷地内	54.00	大字堀字善光寺2726-2
18	出雲ふれあいの館	H4	木造	借地	253.13	大字堀1708-1
19	岸見研修センター	S62	木造	544.93	196.78	大字岸見825-2
20	宮の前集会所	S49	木造	340.49	218.47	大字島地346
21	上村集会所	S46	木造	297.00	139.18	大字上村534-2
22	畠田集会所	S48	木造	254.89	99.46	大字船路933-2
23	下庄集会所	H7	木造	834.41	160.18	大字船路2153

6 教育施設  
幼稚園

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	鑄銭司幼稚園	H8	木造1F	3,248.94	377.00	山口市大字鑄銭司
2	小鯖幼稚園	H2	鉄筋3F(2.3F他使用)	2,049.59	341.00	山口市大字下小鯖
3	仁保幼稚園	S63	木造1F	3,090.00	341.00	山口市大字仁保中郷
4	吉敷幼稚園	S54	鉄骨1F	2,871.39	600.00	山口市大字吉敷
5	二島幼稚園	H5	木造1F	2,009.00	336.00	山口市大字秋穂二島
6	平川幼稚園	H10	木造1F	3,704.84	676.00	山口市大字黒川
7	宮野幼稚園	S47	鉄骨1F	2,795.00	726.00	山口市大字宮野下
8	名田島幼稚園	S47	鉄骨1F	1,068.00	326.00	山口市大字名田島
9	大内幼稚園	S49	鉄骨1F	3,480.00	476.00	山口市大字大内矢田

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	東幼稚園	S52	鉄筋平	-	449.00	東439

小学校

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	宮野小学校	H8	鉄筋3F	19,109.71	6595.00	山口市大字宮野下
2	大殿小学校	S49	鉄筋3F	18,844.23	7208.00	山口市大字大殿大路
3	白石小学校	S24	鉄筋2F	25,236.00	4059.00	山口市白石一丁目
4	湯田小学校	H4	鉄筋3F	26,277.00	7493.00	山口市元町
5	良城小学校	H5	鉄筋3F	23,307.36	7417.00	山口市大字吉敷
6	大歳小学校	S54	鉄筋3F	14,974.05	5513.00	山口市大字矢原
7	平川小学校	H1	鉄筋3F	15,900.74	6962.00	山口市大字平井
8	陶小学校	S54	鉄筋2F	13,904.00	3147.00	山口市大字陶
9	名田島小学校	S26	鉄筋2F	12,466.73	2249.00	山口市大字名田島
10	二島小学校	H3	鉄筋2F	18,732.91	2971.00	山口市大字秋穂二島
11	嘉川小学校	H1	鉄筋3F	14,436.38	3540.00	山口市大字嘉川
12	興進小学校	H6	鉄筋3F	14,445.93	3645.00	山口市大字江崎
13	佐山小学校	S49	鉄筋2F	13,899.00	2229.00	山口市大字佐山
14	鑄銭司小学校	S46	鉄筋2F	19,978.24	2572.00	山口市大字鑄銭司
15	仁保小学校	H8	鉄筋3F	18,626.65	3113.00	山口市大字仁保中郷
16	小鯖小学校	S60	鉄筋3F	16,152.99	4312.00	山口市大字下小鯖
17	大内小学校	S55	鉄筋3F	21,490.37	5958.00	山口市大字大内矢田
18	大内南小学校	H3	鉄筋2F	26,667.36	7086.00	山口市大字大内矢田

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	上郷小学校	S56	鉄筋3F	28,341.00	6,307.78	光が丘
2	小郡小学校	S28	鉄筋3F	23,843.97	12,041.51	蔵敷
3	小郡南小学校	H3	鉄筋3F	19,749.94	7,177.00	緑町

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	秋穂小学校	S46	鉄筋3F	21,103.16	4,601.30	東6771
2	大海小学校	S42	鉄筋3F	11,759.29	3,719.51	東2299
3	学校給食センター	H11	鉄骨平	-	421.50	東6632

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	中央小学校	S47	鉄筋3F	15,975.00	3,099.00	大字堀1551
2	島地小学校	S41	鉄筋2F	9,711.00	2,608.00	大字島地20
3	串小学校	S60	鉄筋2F	6,777.00	1,674.00	大字鯖河内1421-1
4	八坂小学校	S42	鉄筋2F	8,770.00	2,441.00	大字八坂1226
5	三谷小学校	S37	木造1F	5,998.00	909.00	大字三谷1461
6	引谷小学校	S47	鉄筋1F	4,368.00	1,068.00	大字引谷643-2
7	柚野小学校	S30	木造1F	5,696.00	1,006.00	大字野谷301
8	柚野木小学校	S33	木造2F	3,620.00	1,228.00	大字柚木1693

(阿知須町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	阿知須小学校	H7	鉄筋3F他	18,267.00	6,876.00	4251番地(浜区)
2	井関小学校	S56	鉄筋2F他	19,484.00	2,679.00	1639番地(岡区)



中学校

(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	宮野中学校	H6	鉄筋3F	25,434.90	5791.00	桜畠4丁目
2	大殿中学校	S38	鉄筋3F	25,818.89	4323.00	古熊1丁目
3	白石中学校	S25	鉄筋3F	20,268.76	6138.00	白石二丁目
4	湯田中学校	S49	鉄筋3F	21,176.00	4331.00	楠木町
5	鴻南中学校	S56	鉄筋4F	28,106.57	8550.00	大字吉敷
6	二島中学校	S47	鉄筋2F	15,279.30	3336.00	大字秋穂二島
7	川西中学校	H6	鉄筋4F	19,355.30	4651.00	大字嘉川
8	瀧上中学校	H4	鉄筋3F	23,554.65	4007.00	大字陶
9	仁保中学校	H7	鉄筋3F	29,047.00	2932.00	大字仁保中郷
10	大内中学校	S59	鉄筋3F	38,824.32	8665.00	大字大内長野
11	平川中学校	H1	鉄筋3F	21,102.49	5674.00	大字黒川

(小郡町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	小郡中学校	S30	鉄筋3F	32,898.90	10,865.11	蔵敷

(秋穂町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	秋穂中学校	S60	鉄筋3F	21,517.12	6,765.90	東615-1

(徳地町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	堀中学校	S33	鉄筋2F	15,381.00	3,202.00	大字堀1606-1
2	島地中学校	S54	鉄筋2F	10,158.00	2,133.00	大字島地43
3	八坂中学校	S57	鉄筋2F	19,858.00	2,290.00	大字船路1291
4	柚野中学校	S59	鉄筋2F	9,933.00	1,317.00	大字柚木180

(阿知須町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	阿知須中学校	S58	鉄筋2F他	34,084.00	5,267.00	5094番地の3(沖の原区)
2	学校給食センター	H2	鉄骨2F	中学校に含む	541.86	5094番地の3(沖の原区)

給食センター

(小郡町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	給食センター	H8	鉄筋2F	3,463.62	1,481.76	新町東下

7 社会教育施設

公民館

(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	大殿公民館	H5	鉄筋2F	3,398.00	649.00	大殿大路120番地の4
2	白石公民館	S46	鉄筋2F	9,636.00	661.00	中央二丁目5番1号
3	湯田公民館	H6	鉄筋2F	1,988.00	832.00	湯田温泉五丁目5番50号
4	仁保公民館	S49	鉄筋2F	2,655.00	428.00	仁保中郷979番地
5	小鯖公民館	H2	鉄筋2F	3,420.00	563.00	下小鯖2519番地
6	大内公民館	S56	鉄筋2F	3,095.00	892.00	大内矢田951番地の5
7	宮野公民館	S44	鉄筋2F	1,699.00	655.00	宮野下3054番地
8	吉敷公民館	S48	鉄筋2F	1,041.00	429.00	吉敷2295番地の1
9	平川公民館	H4	鉄筋2F	1,958.00	716.00	平井1665番地
10	大歳公民館	S61	鉄筋2F	2,282.00	578.00	矢原1407番地の5
11	陶公民館	S52	鉄筋2F	1,818.00	459.00	陶2595番地
12	鑄銭司公民館	S54	鉄筋2F	1,435.00	417.00	鑄銭司5431番地の6
13	名田島公民館	H1	鉄筋2F	39,250.00	768.00	名田島1218番地の1
14	二島公民館	S53	鉄筋2F	1,624.00	422.00	秋穂二島5990番地
15	嘉川公民館	S54	鉄筋2F	2,177.00	654.00	嘉川4651番地の1
16	佐山公民館	S55	鉄筋2F	2,116.00	384.00	佐山2726番地の1

(小郡町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	小郡町公民館	S48	鉄筋3F	3,012.58	2,354.67	山手下

公民館(続き)

(秋穂町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	中央公民館	S47	鉄筋2階	5,260.55	966.00	東6713

(徳地町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	柚野公民館	S47	鉄骨2階建	1,018.08	336.00	野谷349番地の2
2	八坂公民館	H7	木造平屋建	2,276.00	620.79	八坂975番地
3	串公民館	S45	鉄骨2階建	675.20	416.00	鯖河内1423番地
4	島地公民館	H14	木造平一部2	1,221.99	494.62	島地96番第2
5	野谷分館	S29	木造平屋建	1,625.95	139.00	野谷1842番地
6	御所野分館	S30	木造平屋建	1,718.61	92.00	深谷518番地

(阿知須町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	阿知須町公民館	S55	鉄筋4F	本庁舎敷地内	2,552.93	2743番地(飛石中区)

集団研修施設

(山口市)

No	名 称	設置年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	山口市登校拒否児童生徒適応指導教室	引継	鉄筋2F	1,500.00	718.40	大字名田島
2	あすなる第2教室	H12	鉄骨平屋	2,007.00	196.00	旭通り2丁目

文化会館

(山口市)

No	名 称	設置年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	山口南総合センター	H2	鉄筋2F	39,617.00	5827.69	名田島1218番地の1

(秋穂町)

No	名 称	設置年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	大海総合センター	H6	鉄筋2F	4,553.00	1,283.68	東1130-5

(徳地町)

No	名 称	設置年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	徳地町文化ホール	H9	鉄筋一部鉄骨3F	4,137.60	1,735.50	堀1527番地の3

図書館

(山口市)

No	名 称	設置年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	山口市立児童図書館	S39	鉄筋2F	1,300.00	498.40	山口市児童文化センターと同施設
2	山口市立図書館	H14	鉄骨2F		3927.61	中園町

(小郡町)

No	名 称	設置年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	小郡町立図書館	S56	鉄骨1F	庁舎敷地内	288.00	山手下

(徳地町)

No	名 称	設置年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設 置 場 所
1	徳地町立図書館	H7	鉄筋コンクリート	1,459.00	679.54	堀1527番地の3

教育集会所

(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	高松集会所	S48	鉄筋平	2,463.00	149.91	仁保下郷2778番地
2	坂東集会所	S49	鉄筋平	559.00	210.75	朝田653番地の2
3	中川集会所	S50	鉄筋平		160.05	大内御堀2052番地の1
4	三和集会所	S52	鉄筋2F	1,524.25	290.40	三和町3番3号

その他社会教育施設  
(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	山口市民会館	S46	鉄筋F4・B1	11,149.55	4431.35	中央2丁目
2	刈り払い機・ハス赤れんが	H4	鉄筋2F	借地	568.27	中河原町
3	中原中也記念館	H5	鉄筋平	764.28	678.89	湯田温泉1丁目(敷地は、一部借地)
4	山口市児童文化センター	S38	鉄筋2F	2,194.85	512.44	湯田温泉五丁目2番13号
5	鑄銭司文化センター	S55	軽量鉄骨平	鑄銭司公民館と共有	130.00	鑄銭司5435番地の1
6	山口市歴史民俗資料館	S54	鉄筋2F	5,054.43	1,148.15	春日町5番11号
7	鑄銭司郷土館	S57	鉄筋1F	2,246.00	467.25	鑄銭司1422番地
8	山口情報芸術センター	H14	鉄骨2F	2,902.49	10,879.93	中園町

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	文化資料館	H6	鉄筋2F	2,950.22	1,140.94	山手下

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	歴史民俗資料館	不明	鉄筋3F	1,760.87	1,702.20	東6570

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	徳地町文化伝承館	H7	木造平屋	1,569.28	404.81	深谷1124番地

8 体育施設  
(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	やまぐちリフレッシュパーク	H10	RC造一部S	128,562.66	7098.34	大内長野1107番地
2	山口市スポーツの森	H7	鉄筋コンク	200,538.64	8213.84	宮野上237番地
3	山口南総合センター	H2	鉄筋コンク	39,208.00	5827.69	名田島1218番地の1
4	山口市民南部運動広場	S56	-	18,913.62	-	嘉川5458番地の1
5	榎野川運動公園	S57	-	65,000.00	-	黒川地内
6	榎野川慶正土河川公園	S63	-	7,337.00	-	平井地内
7	山口市民柔剣道場	S53	鉄骨1F	1,309.09	250.00	古熊一丁目10番7号

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	小郡町体育館	S40	鉄骨2F	3,169.00	2,160.09	蔵敷
2	屋内プール	H3	鉄骨2F	7,548.00	1,930.00	柳井田
3	小郡町文化体育館	S59	鉄骨2F	ふれあいセンターに含む	1,570.00	新丁
4	小郡町運動公園多目的グラウンド	S62	-	20,390.00	-	円座
5	小郡町運動公園テニスコート	S63	-	2,280.00	-	円座
6	小郡町運動公園ゲートボール場	S63	-	1,275.00	-	円座

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	徳地町町民体育館	S58	鉄骨2階建	3361.64	1534.81	堀1537番地
2	徳地町山村広場	S60	-	13,860.00	-	堀1745-1番地
3	長者ヶ原運動公園	S63	-	26,045.00	-	船路668番地

(阿知須町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	阿知須町体育センター	S57	鉄筋2F	6,448.87	1,394.68	2751番地(飛石中区)

9 産業経済施設一覧  
農業畜産業関連施設  
(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	地域特産物販売促進センター	H12	鉄筋2F	18,000.00	1128.00	仁保中郷
2	仁保生活改善センター	S49	鉄骨平屋	2,655.00	428.00	仁保中郷

農業畜産業関連施設(続き)  
(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	徳地町新規就農者技術習得施設	H11	鉄骨平屋	8,014.00	2762.00	大字伊賀地984-7
2	徳地町山村開発センター	-	鉄筋3階	9,134.00	875.81	大字堀1533
3	高齢者若者活性化センター	H3	木造2F	643.00	295.00	大字堀1565-1
4	中村地区共同作業所ライスセンター	S56	鉄骨スレート葺	1,049.00	358.50	大字島地1410
5	西畑農機具保管施設	S45	鉄骨スレート葺	158.00	63.00	大字上村376-4
6	中村農機具保管施設	S46	鉄骨スレート葺	1064.00内	84.00	大字島地419
7	畠田農機具保管施設	S45	木造瓦葺	67.00	20.00	大字船路901
8	下庄農機具保管施設	S46	鉄骨スレート葺	88.00	24.00	大字船路2055-8

林業関連施設  
(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	森林ふれあいセンター	H8	木造平屋建	8,313.43	374.85	大内長野
2	鴻ノ峯創造の杜	H12	木造平屋建	73,058.00	48.00	大字上宇野令
3	季の森公園用地	H14	-	38,526.00	-	大字仁保上郷

勤労者施設  
(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	山口勤労者総合福祉センター	H7	鉄筋2F	4,200.00	1893.54	湯田温泉5丁目
2	山口協同福祉施設	S63	鉄筋2F	3,635.97	491.82	大字朝田
3	山口市働く婦人の家	S62	鉄筋3F	借地	605.84	湯田温泉5丁目

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	勤労青少年ホーム	S59	鉄筋2F	(ふれあいセンターに含む)	800.00	新丁

観光関連施設  
(山口市)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	山口観光案内所	S52	Rs1F	183.55	210.10	惣太夫町2-1
2	湯田温泉観光案内所	H12	Rs1F	351.73	77.90	湯田温泉1丁目
3	鳴滝公園	H12	-	5,048.00	-	大字下小鯖
4	亀山公園西駐車場	H7	-	374.92	-	亀山町
5	八坂神社前観光バス専用駐車場	H7	-	1,039.28	-	大字上野小路
6	山口ふるさと伝承総合センター	H9	木造2F	3,613.32	1362.74	大字下野小路
7	雲谷庵	引継	木造平屋建	604.95	157.50	大字上宇野令

(小郡町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	其中庵	H4	木造1F	2,085.00	41.47	矢足
2	其中庵休憩所	H5	鉄骨1F		99.08	矢足

(秋穂町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	秋穂荘	H13	鉄筋2F	借地	2870.59	東768-13

(徳地町)

No	名称	建設年度	構造	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	設置場所
1	重源の郷体験交流公園	H8	木造平屋	83,704.00	1943.00	大字深谷地内
2	大原湖キャンプ場	H9	木造平屋	41,000.00	817.00	大字野谷605

隣保館

(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	山口隣保館	S42	コンクリートブロック	1276.03	409.74	三和町
2	陶隣保館	S49	コンクリートブロック	3902.03	538.91	大字陶
3	ふしの隣保館	S53	コンクリートブロック	1524.34	597.34	三和町

駐車場

(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	山口市中央駐車場	S50	鉄骨平屋建	6724.00	3471.26	龜山町2番1号
2	山口市中河原駐車場	S52	平面自走式	847.54	-	中河原町4番6号

10 環境施設

斎場

(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	山口市斎場	H2	鉄骨造2F	16,081.31	1,843.40	仁保下郷35-1

(徳地町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	徳地火葬場	S38	木造	471	75.22	大字堀706

公営墓地

(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	市営終墓地	H8	-	1,985.00	-	大字下小鯖字東原
2	山口市霊園	S55	-	10,570.00	-	大字大内御堀
3	市営終第二霊園	H4	-	17,212.00	-	大字下小鯖字東原
4	市営終第三霊園	H9	-	5,285.00	-	大字下小鯖字大座ヶ谷
5	ふしの第1墓地	S54	-	2,609.00	-	三和町
6	ふしの第2墓地	S54	-	432.14	-	三和町

(小郡町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	円座墓園	S62	-	3236.10	-	円座

(阿知須町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	阿知須町合同納骨塔(霊廟)	S42	鉄筋5F他	6,600.00	1230.66	字岡山(管理事務所を含む。)

飲料水供給施設

(徳地町)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	祖父地区飲料水供給施設	S50	-	-	-	大字野谷字祖父・出合

リサイクル施設

(山口市)

No	名 称	建設年度	構 造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	設置場所
1	リサイクルプラザ	H9	鉄骨造2F	9,837.28	2,241.50	大内御堀
2	リサイクルシステム用倉庫	H14	鉄骨造	-	9.13	宮野小学校内

## 『参考資料』

### 財産及び公の施設の取扱いに関する法令等

地方自治法（昭和22年法律第67号）

#### 第7条（市町村の廃置分合及び境界変更）

第1項 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

第4項 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

第5項 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（解説及び運用）

本条第4項は、第1項に定めるところによって市町村の廃置分合・境界変更がなされた場合の市町村の財産処分に関してその手続を定めている。その手続は、関係市町村の協議によるものとし、本条第5項でその協議については関係普通地方団体の議会の議決を経るべきものとしている。

この規定にいう「財産」は、自治法238条第1項にいう「公有財産」よりも広く、債権・債務、物品、公の施設（物的要素としての）等財産権の主体の変更等の対象となるものいっさいを含む趣旨と解すべきであろう。ただし、事務引継や権能・権限の承継の対象となる事項は含まれない。

#### 第237条（財産の管理及び処分）

この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

#### 第238条（公有財産の範囲及び分類）

第1項 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- （1） 不動産
- （2） 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- （3） 前2号に掲げる不動産及び動産の従物
- （4） 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- （5） 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- （6） 株券、社債券及び地方債証券並びに国債証券その他これらに準ずる有価証券
- （7） 出資による権利
- （8） 不動産の信託の受益権

第2項 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

第3項 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。

#### 第239条（物品）

第1項 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- （1） 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- （2） 公有財産に属するもの
- （3） 基金に属するもの

第5項 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

#### 第240条（債権）

第1項 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

#### 第241条（基金）

第1項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

第3項 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

#### 第244条（公の施設）

第1項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

#### 第294条（財産区の意義及びその運営）

第1項 法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

第2項 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。

第3項 前2項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出について会計を分別しなければならない。

#### 第230条（地方債）

第1項 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

第2項 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

#### 第214条（債務負担行為）

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

協議第 1 3 号

合併協定項目 8

地方税の取扱い

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	税制の状況(対象、税率等)
事業名	個人市町民税	分科会名	税務分科会	協定項目	8 地方税の取扱い
専門部会名	財務部会			コード	07 01 02 01

現

況

個人市町民税

区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
納税義務者	市内に住所を有する個人 ・・・所得割、均等割 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 ・・・均等割	同 左	同 左	同 左	同 左
賦課期日	1月1日	同 左	同 左	同 左	同 左
課税標準及び税率	均等割： 3,000円 所得割： 課税所得金額に対して 200万円以下 3% 200万円超～700万円以下 8% 700万円超 10%	同 左	同 左	同 左	同 左
非課税範囲	1. 生活保護法による生活扶助を受けている者 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計金額が125万円以下の者 2. 均等割のみを課す者のうち前年の合計所得が下記算式以下の者 (控除対象配偶者+扶養親族数+1) ×32万円+20万円 (注)20万円の加算は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 市内に住所を有する夫婦で、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻 3. 所得割を課さない	1. 、 は、左と同じ。 2. については、下記による。 合計所得が下記算式以下の者 (控除対象配偶者+扶養親族数+1) ×28万円+17万6千円 (注)17万6千円の加算は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 については、左と同じ。 3. は、左と同じ。	同 左	同 左	同 左
申告期限	・市民税申告書又は所得税の確定申告書 ・・・3月15日 ・給与支払い報告書 ・・・1月末日 ・異動届出書 ・・・4月15日 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日	同 左	同 左	同 左	同 左
納期	特別徴収：(7月10日～翌年6月10日) 普通徴収 1期 6月16日～6月30日 2期 8月16日～8月31日 3期 10月16日～10月31日 4期 翌年1月16日～1月31日	特別徴収については、左と同じ。 普通徴収 1期 6月16日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年1月1日～1月31日	特別徴収については、左と同じ。 普通徴収 1期 6月17日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年1月1日～1月31日	同 左	特別徴収については、左と同じ。 普通徴収 1期 6月17日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 11月1日～11月30日

根拠法令 地方税法、山口市税条例、小郡町税条例、秋穂町税条例、阿知須町税条例

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	税制の状況(対象、税率等)				
事業名	個人市町民税			協定項目	8 地方税の取扱い				
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	コード	07 01 02 01				
調整上の課題		課題への対応		調整案					
<p>均等割についての課題点 各市町とも標準税率を採用しており、特になし。</p> <p>非課税範囲についての課題点 厚生労働大臣が定める保護の基準における級地区分の相違等により、山口市と小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町間(市町間)で均等割非課税範囲が相違している。</p> <p>【参考】厚生労働大臣が定める保護の基準における級地区分</p> <table border="1"> <tr> <td>2級地</td> <td>山口市</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町</td> </tr> </table> <p>納期についての課題点 第2期以降の納期が、山口市のみ半月でその他の町は1カ月間である。 普通徴収の第4期の納期が、徳地町のみ異なる。</p>		2級地	山口市	3級地	小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町	<p>均等割についての対応 必要なし。</p> <p>非課税範囲についての対応 ・新市の級地区分(2級地)に合わせて算出する。 (4町においては、非課税範囲が広がる。)</p> <p>納期についての対応 普通徴収の納期は、小郡町の例による。</p>		<p>均等割についての調整案 ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( )の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p> <p>非課税範囲についての調整案 ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 山口市の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p> <p>納期についての調整案 ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 小郡町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p>	
2級地	山口市								
3級地	小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町								



事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況				小項目	税制の状況(対象、税率等)																													
事業名	法人市町民税						協定項目 8 地方税の取扱い																														
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会				コード	07 01 02 02																													
現況						分析																															
<p><b>法人市町民税</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">山 口 市</th> <th style="width: 10%;">小 郡 町</th> <th style="width: 10%;">秋 穂 町</th> <th style="width: 10%;">阿 知 須 町</th> <th style="width: 10%;">徳 地 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">納税義務者</td> <td>                     市内に事務所又は事業所を有する法人                      …均等割、法人税割                      市内に、寮、宿泊所、クラブその他これら                      に類する施設(「寮等」)を有する法人で市                      内に事務所又は事業所を有しないもの                      …均等割                      市内に事務所、事業所又は寮等を有する                      法人でない社団又は財団で代表者又は管理                      人の定めのあるもの                      …均等割                 </td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課税標準及び税率</td> <td>                     法人税割：法人税額の14.7%                      均等割：                      [資本等の金額] [従業員]                      50億円超、 50人超 …300万円                      10億円超50億円以下、 50人超 …175万円                      10億円超、 50人以下 … 41万円                      1億円超10億円以下、 50人超 … 40万円                      1億円超10億円以下、 50人以下 … 16万円                      千万円超 1億円以下、 50人超 … 15万円                      千万円超 1億円以下、 50人以下 … 13万円                      千万円以下、 50人超 … 12万円                      上記以外の法人等 … 5万円                 </td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申告期限</td> <td style="text-align: center;">法人税の申告期限まで</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納 期</td> <td style="text-align: center;">申告納付</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠法令 地方税法、山口市税条例、小郡町税条例、秋穂町税条例、阿知須町税条例、徳地町税条例</p>						区 分	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	納税義務者	市内に事務所又は事業所を有する法人 …均等割、法人税割 市内に、寮、宿泊所、クラブその他これら に類する施設(「寮等」)を有する法人で市 内に事務所又は事業所を有しないもの …均等割 市内に事務所、事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団で代表者又は管理 人の定めのあるもの …均等割	同 左	同 左	同 左	同 左	課税標準及び税率	法人税割：法人税額の14.7% 均等割： [資本等の金額] [従業員] 50億円超、 50人超 …300万円 10億円超50億円以下、 50人超 …175万円 10億円超、 50人以下 … 41万円 1億円超10億円以下、 50人超 … 40万円 1億円超10億円以下、 50人以下 … 16万円 千万円超 1億円以下、 50人超 … 15万円 千万円超 1億円以下、 50人以下 … 13万円 千万円以下、 50人超 … 12万円 上記以外の法人等 … 5万円	同 左	同 左	同 左	同 左	申告期限	法人税の申告期限まで	同 左	同 左	同 左	同 左	納 期	申告納付	同 左	同 左	同 左	同 左	調整上の課題	
						区 分	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町																										
						納税義務者	市内に事務所又は事業所を有する法人 …均等割、法人税割 市内に、寮、宿泊所、クラブその他これら に類する施設(「寮等」)を有する法人で市 内に事務所又は事業所を有しないもの …均等割 市内に事務所、事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団で代表者又は管理 人の定めのあるもの …均等割	同 左	同 左	同 左	同 左																										
						課税標準及び税率	法人税割：法人税額の14.7% 均等割： [資本等の金額] [従業員] 50億円超、 50人超 …300万円 10億円超50億円以下、 50人超 …175万円 10億円超、 50人以下 … 41万円 1億円超10億円以下、 50人超 … 40万円 1億円超10億円以下、 50人以下 … 16万円 千万円超 1億円以下、 50人超 … 15万円 千万円超 1億円以下、 50人以下 … 13万円 千万円以下、 50人超 … 12万円 上記以外の法人等 … 5万円	同 左	同 左	同 左	同 左																										
						申告期限	法人税の申告期限まで	同 左	同 左	同 左	同 左																										
納 期	申告納付	同 左	同 左	同 左	同 左																																
課題点なし																																					
課題への対応																																					
必要なし																																					
調整案																																					
( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( )市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )																																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	税制の状況(対象、税率等)
事業名	固定資産税			協定項目	8 地方税の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	コード	07 01 02 03

現 況 分 析

**固定資産税**

区 分	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町
課税客体	土地、家屋、償却資産	同 左	同 左	同 左	同 左
納税義務者	固定資産の所有者	同 左	同 左	同 左	同 左
賦課期日	1月1日	同 左	同 左	同 左	同 左
税率及び免税点	税率 課税標準額の1.4% 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	同 左	同 左	同 左	同 左
非課税の範囲	地方税法第348条による	同 左	同 左	同 左	同 左
申告期限	償却資産の申告：1月31日	同 左	同 左	同 左	同 左
納 期	1期 4月16日～4月30日 2期 7月16日～7月31日 3期 12月16日～12月28日 4期 2月16日～2月末日	1期 4月16日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 2月1日～2月末日	1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 2月1日～2月末日	1期 4月17日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌2月1日～2月末日	1期 4月17日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 1月1日～1月31日

根拠法令 地方税法、山口市税条例、小郡町税条例、秋穂町税条例、阿知須町税条例、徳地町税条例

調整上の課題

納期についての課題点  
第1期の納期が、秋穂町のみ1カ月間でその他の市町は半月である。  
第2期以降の納期が、山口市のみ半月でその他の町は1カ月間である。  
第4期の納期が、徳地町のみ異なる。

課題への対応

賦課業務等の事務作業上、第1期については4月半ばから、また第2期以降の納期については構成団体において1ヵ月を主流としていることから、小郡町の採用する納期により対応する。

調 整 案

- 納期についての調整案
- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
  - ( ) 2. 小郡町の例により調整する。
  - ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
  - ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
  - ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
  - ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
  - ( ) 7. その他( )

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	税制の状況(対象、税率等)																																				
事業名	軽自動車税			協定項目	8 地方税の取扱い																																				
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	コード	07 01 02 04																																				
<b>現況</b>				<b>分析</b>																																					
<p><b>軽自動車税</b></p> <p>課税客体：原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車</p> <p>納税義務者：軽自動車等の所有者</p> <p>賦課期日：4月1日</p> <p>税率：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>種類</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力0.6ｷﾛﾜｯﾄ以下のもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6ｷﾛﾜｯﾄを超え0.8ｷﾛﾜｯﾄ以下のもの</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8ｷﾛﾜｯﾄを超えるもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25ｷﾛﾜｯﾄを超えるもの</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪のもの(側車付のものを含む)</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの(乗用：営業用)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの(乗用：自家用)</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの(貨物用：営業用)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの(貨物用：自家用)</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>				車種	種類	税額(年額)	原動機付自転車	総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力0.6ｷﾛﾜｯﾄ以下のもの	1,000円	2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6ｷﾛﾜｯﾄを超え0.8ｷﾛﾜｯﾄ以下のもの	1,200円	2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8ｷﾛﾜｯﾄを超えるもの	1,600円	3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25ｷﾛﾜｯﾄを超えるもの	2,500円	軽自動車	2輪のもの(側車付のものを含む)	2,400円	3輪のもの	3,100円	4輪以上のもの(乗用：営業用)	5,500円	4輪以上のもの(乗用：自家用)	7,200円	4輪以上のもの(貨物用：営業用)	3,000円	4輪以上のもの(貨物用：自家用)	4,000円	小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円	農耕作業用のもの	1,600円	2輪の小型自動車	その他のもの	4,700円			4,000円	<b>調整上の課題</b>	
				車種	種類	税額(年額)																																			
原動機付自転車	総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力0.6ｷﾛﾜｯﾄ以下のもの	1,000円																																							
	2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6ｷﾛﾜｯﾄを超え0.8ｷﾛﾜｯﾄ以下のもの	1,200円																																							
	2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8ｷﾛﾜｯﾄを超えるもの	1,600円																																							
	3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25ｷﾛﾜｯﾄを超えるもの	2,500円																																							
軽自動車	2輪のもの(側車付のものを含む)	2,400円																																							
	3輪のもの	3,100円																																							
	4輪以上のもの(乗用：営業用)	5,500円																																							
	4輪以上のもの(乗用：自家用)	7,200円																																							
	4輪以上のもの(貨物用：営業用)	3,000円																																							
	4輪以上のもの(貨物用：自家用)	4,000円																																							
小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円																																							
	農耕作業用のもの	1,600円																																							
2輪の小型自動車	その他のもの	4,700円																																							
		4,000円																																							
				<p>税率についての課題点 特になし</p> <p>納期についての課題点 4月納期とする団体(小郡町、秋穂町)と、5月納期とする団体(山口市、阿知須町、徳地町)がある。</p>																																					
				<b>課題への対応</b>																																					
				<p>税率について 必要なし</p> <p>納期について 軽自動車税の賦課期日は、4月1日である。 取得及び廃車に伴う異動処理事務に日数を必要とするため、納期は5月16日から5月31日までとする。</p>																																					
				<b>調整案</b>																																					
				<p>税率について</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p> <p>納期について</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p>																																					
<p>納期： 山口市 - - - - - 5月16日～5月31日</p> <p>小郡町 - - - - - 4月11日～4月30日</p> <p>秋穂町 - - - - - 4月11日～4月30日</p> <p>阿知須町 - - - - - 5月11日～5月31日</p> <p>徳地町 - - - - - 5月11日～5月31日</p> <p>根拠法令 地方税法、山口市税条例、小郡町税条例、秋穂町税条例、阿知須町税条例、徳地町税条例</p>																																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	税制の状況(対象、税率等)										
事業名	市町たばこ税			協定項目	8 地方税の取扱い										
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	コード	07 01 02 05										
現 況				分 析											
<p><b>市町たばこ税</b></p> <p style="text-align: right;">平成16年4月現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">納税義務者</td> <td>卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>卸売販売業者等が製造たばこにつき、消費者等に売渡しをし、又は消費等をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において当該卸売販売業者等に課する。</td> </tr> <tr> <td>課税標準</td> <td>                     売渡、消費に係る製造たばこの本数。                      製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数による。ただし、喫煙用紙巻たばこ以外については、次により紙巻たばこ1本に換算する。                      喫煙用 パイプたばこ 1g                      喫煙用 葉巻たばこ 1g                      喫煙用 刻みたばこ 2g                      かみ用製造たばこ 2g                      かぎ用製造たばこ 2g                 </td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>1,000本につき2,977円(旧3級品紙巻たばこ、1,000本につき1,412円)</td> </tr> <tr> <td>申告期限・納期</td> <td>前月の販売分について、翌月末日までに申告納付</td> </tr> </table>				納税義務者	卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。		卸売販売業者等が製造たばこにつき、消費者等に売渡しをし、又は消費等をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において当該卸売販売業者等に課する。	課税標準	売渡、消費に係る製造たばこの本数。 製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数による。ただし、喫煙用紙巻たばこ以外については、次により紙巻たばこ1本に換算する。 喫煙用 パイプたばこ 1g 喫煙用 葉巻たばこ 1g 喫煙用 刻みたばこ 2g かみ用製造たばこ 2g かぎ用製造たばこ 2g	税率	1,000本につき2,977円(旧3級品紙巻たばこ、1,000本につき1,412円)	申告期限・納期	前月の販売分について、翌月末日までに申告納付	調整上の課題	
				納税義務者	卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。										
					卸売販売業者等が製造たばこにつき、消費者等に売渡しをし、又は消費等をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において当該卸売販売業者等に課する。										
				課税標準	売渡、消費に係る製造たばこの本数。 製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数による。ただし、喫煙用紙巻たばこ以外については、次により紙巻たばこ1本に換算する。 喫煙用 パイプたばこ 1g 喫煙用 葉巻たばこ 1g 喫煙用 刻みたばこ 2g かみ用製造たばこ 2g かぎ用製造たばこ 2g										
				税率	1,000本につき2,977円(旧3級品紙巻たばこ、1,000本につき1,412円)										
申告期限・納期	前月の販売分について、翌月末日までに申告納付														
		特になし													
		課題への対応													
		必要なし													
		調整案													
		( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )													

(注) たばこ税については、1市4町は同じ制度となっている。

根拠法令 地方税法、山口市税条例、小幡町税条例、秋穂町税条例、阿知須町税条例、徳地町税条例

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況				小項目	税制の状況(対象、税率等)																													
事業名	特別土地保有税					協定項目	8 地方税の取扱い																														
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会				コード	07 01 02 06																													
現況						分析																															
<p><b>特別土地保有税</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税客体及び納税義務者</td> <td>土地又はその取得に対して、土地の所有者又は取得者に課する。</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>課税標準、税率、免税点</td> <td>課税標準 土地の取得価額 税率 土地に対して課するもの 1.4% 土地の取得に対して課するもの 3% 免税点 5,000 m<sup>2</sup>未満</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>課税標準、税率は左に同じ  免税点：10,000 m<sup>2</sup>未満</td> </tr> <tr> <td>徴収方法</td> <td>申告納付</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>申告期限・納期限</td> <td>1月1日に基準日に基準面積以上の所有に係る土地 …………… その年の5月31日  1月1日に基準日に基準面積以上の土地の取得に対して ……… その年の2月末日  7月1日に基準日に基準面積以上の土地の取得に対して ……… その年の8月31日</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠法令 地方税法、山口市税条例、小郡町税条例、秋穂町税条例、阿知須町税条例、徳地町税条例</p>						区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	課税客体及び納税義務者	土地又はその取得に対して、土地の所有者又は取得者に課する。	同左	同左	同左	同左	課税標準、税率、免税点	課税標準 土地の取得価額 税率 土地に対して課するもの 1.4% 土地の取得に対して課するもの 3% 免税点 5,000 m <sup>2</sup> 未満	同左	同左	同左	課税標準、税率は左に同じ  免税点：10,000 m <sup>2</sup> 未満	徴収方法	申告納付	同左	同左	同左	同左	申告期限・納期限	1月1日に基準日に基準面積以上の所有に係る土地 …………… その年の5月31日  1月1日に基準日に基準面積以上の土地の取得に対して ……… その年の2月末日  7月1日に基準日に基準面積以上の土地の取得に対して ……… その年の8月31日	同左	同左	同左	同左	調整上の課題	
						区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																										
						課税客体及び納税義務者	土地又はその取得に対して、土地の所有者又は取得者に課する。	同左	同左	同左	同左																										
						課税標準、税率、免税点	課税標準 土地の取得価額 税率 土地に対して課するもの 1.4% 土地の取得に対して課するもの 3% 免税点 5,000 m <sup>2</sup> 未満	同左	同左	同左	課税標準、税率は左に同じ  免税点：10,000 m <sup>2</sup> 未満																										
						徴収方法	申告納付	同左	同左	同左	同左																										
申告期限・納期限	1月1日に基準日に基準面積以上の所有に係る土地 …………… その年の5月31日  1月1日に基準日に基準面積以上の土地の取得に対して ……… その年の2月末日  7月1日に基準日に基準面積以上の土地の取得に対して ……… その年の8月31日	同左	同左	同左	同左																																
<ul style="list-style-type: none"> <li>徳地町は都市計画区域を指定していないため免税点は10,000 m<sup>2</sup>未満だが、他の市町は5,000 m<sup>2</sup>未満である。</li> <li>平成15年度より当分の間課税停止となっている。</li> </ul>		課題への対応																																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>新市では、免税点は5,000 m<sup>2</sup>未満となる。</li> </ul>		調整案																																			
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li><input type="checkbox"/> 2. 山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の例により調整する。</li> <li><input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li><input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li><input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li><input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li><input type="checkbox"/> 7. その他( )</li> </ul>																																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	税制の状況(対象、税率等)																				
事業名	入湯税			協定項目	8 地方税の取扱い																				
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	コード	07 01 02 07																				
現況				分析																					
<p><b>入湯税</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">山口市</th> <th style="width: 20%;">秋穂町</th> <th style="width: 20%;">阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税義務者</td> <td>鉱泉浴場における入湯客に課す。</td> <td>同 左</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>課税免除</td> <td>(1) 年齢12歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3) 修学旅行等学校教育上の見地から行われる行事に参加する場合において入湯する者 (4) 地域住民の健康福祉の増進を図るため市が設置した施設において入湯する者</td> <td>(1)(2)は左と同じ。  (3)(4)については適用なし。</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>(1) 宿泊する者入湯客1人1泊150円 (2) 宿泊しない者入湯客1人1日50円</td> <td>入湯客1人150円</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>徴収方法</td> <td>特別徴収 特別徴収義務者は鉱泉浴場経営者 毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入</td> <td>同 左</td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table> <p>小郡町、徳地町は該当なし。</p> <p>根拠法令 地方税法、山口市税条例、秋穂町税条例、阿知須町税条例</p>				区分	山口市	秋穂町	阿知須町	納税義務者	鉱泉浴場における入湯客に課す。	同 左	同 左	課税免除	(1) 年齢12歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3) 修学旅行等学校教育上の見地から行われる行事に参加する場合において入湯する者 (4) 地域住民の健康福祉の増進を図るため市が設置した施設において入湯する者	(1)(2)は左と同じ。  (3)(4)については適用なし。	同 左	税率	(1) 宿泊する者入湯客1人1泊150円 (2) 宿泊しない者入湯客1人1日50円	入湯客1人150円	同 左	徴収方法	特別徴収 特別徴収義務者は鉱泉浴場経営者 毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入	同 左	同 左	調整上の課題	
				区分	山口市	秋穂町	阿知須町																		
				納税義務者	鉱泉浴場における入湯客に課す。	同 左	同 左																		
				課税免除	(1) 年齢12歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3) 修学旅行等学校教育上の見地から行われる行事に参加する場合において入湯する者 (4) 地域住民の健康福祉の増進を図るため市が設置した施設において入湯する者	(1)(2)は左と同じ。  (3)(4)については適用なし。	同 左																		
				税率	(1) 宿泊する者入湯客1人1泊150円 (2) 宿泊しない者入湯客1人1日50円	入湯客1人150円	同 左																		
徴収方法	特別徴収 特別徴収義務者は鉱泉浴場経営者 毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入	同 左	同 左																						
<p>1. 鉱泉浴場が所在する市町(山口市、秋穂町、阿知須町、徳地町)と所在しない町(小郡町)がある。</p> <p>2. 山口市のみ不均一課税を行っている。 (宿泊する者...入湯客1人1泊150円、宿泊しない者...入湯客1人1日50円)</p> <p>3. 山口市のみ独自の課税免除制度を設けている。 ・ 修学旅行等学校教育上の見地から行われる行事に参加する場合において入湯する者 ・ 地域住民の健康福祉の増進を図るために市が設置した施設において入湯する者</p> <p>4. 徳地町においては、長期療養者を対象として設けられている施設に入湯する者に対して課税していない。</p>																									
課題への対応																									
<p>1. 税率について、山口市の内容に統一する。</p> <p>2. 課税免除制度については、山口市の内容に次の1項目を追加する。 ・ 長期療養者を対象として設けられているへき地の簡素な施設に長期湯治を目的として入湯する者</p>																									
調整案																									
<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p>																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	税制の状況(対象、税率等)
事業名	鉱産税			協定項目	8 地方税の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	コード	07 01 02 08

現

況

分

析

鉱産税

区分	山口市	徳地町
課税客体	鉱物の採掘	同左
納税義務者	鉱業者	
課税標準及び税率	課税標準：鉱物の価格 税率：1.0%  ただし、掘採の作業場において1ヶ月の間に掘採した鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合には0.7%	
申告期限・納期限	翌月15日から翌月末日	

小郡町、秋穂町及び阿知須町については該当なし

【根拠法令】 地方税法、山口市税条例、徳地町税条例

調整上の課題

小郡町、秋穂町及び阿知須町には、鉱産税の制度がない。

課題への対応

制度のある1市1町の内容による。

調整案

- ( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2 . 山口市、徳地町の例により調整する。
- ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7 . その他( )

協議第 1 5 号

合併協定項目 1 3

行政組織及び機構の取扱い



## 【 調 整 案 】

新市における組織・機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき整備するものとする。

### 新市における組織・機構の基本方針

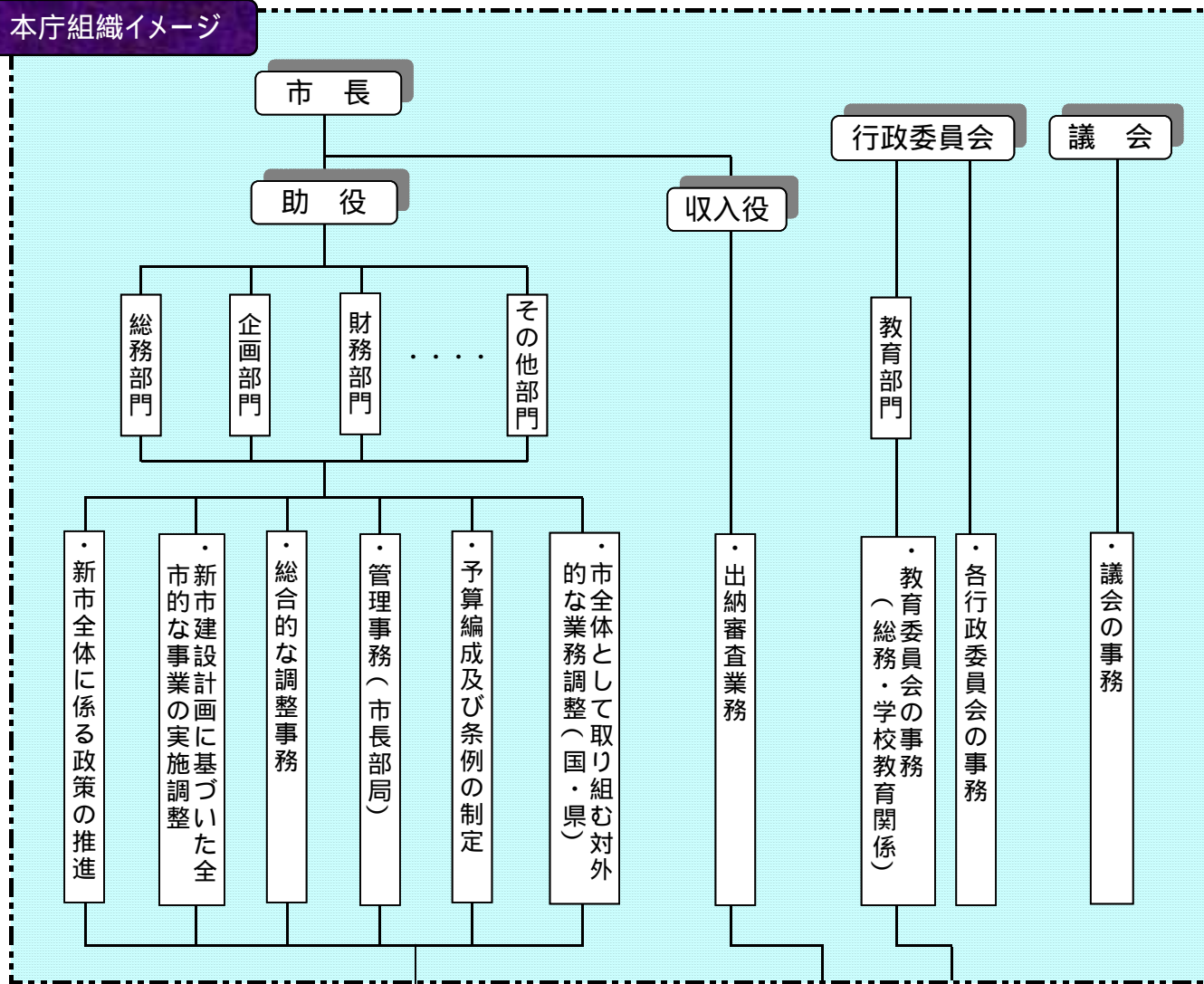
#### 1. 総括方針

- ( 1 ) 住民サービスが低下しないよう十分配慮し、利用しやすい組織・機構
- ( 2 ) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ( 3 ) 指揮命令系統及び責任の所在が明確で、効率的な組織・機構
- ( 4 ) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ( 5 ) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構

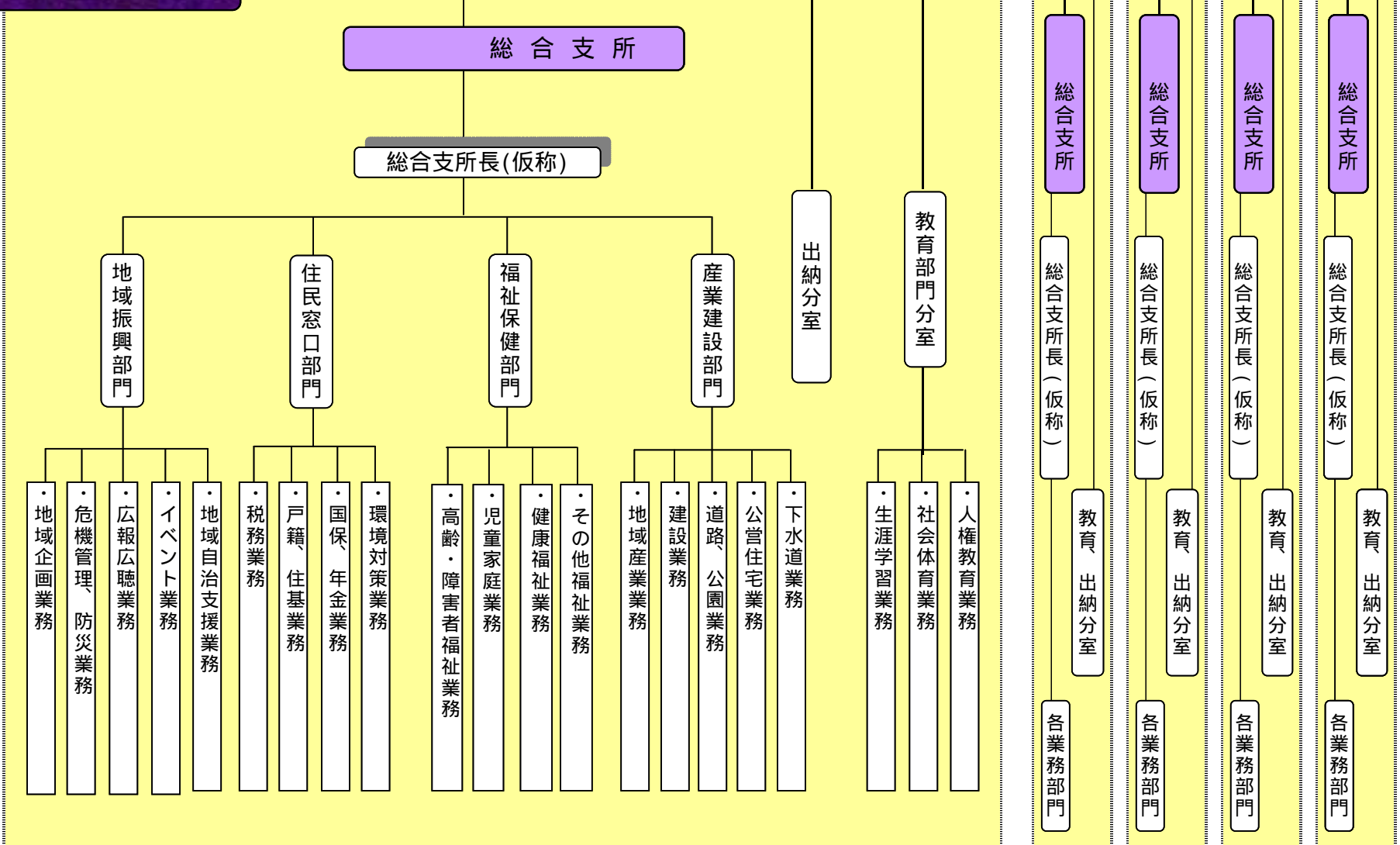
#### 2. 具体的な整備方針

- ( 1 ) 山口市役所、小郡町役場、秋穂町役場、阿知須町役場、徳地町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置し、庁舎は現有庁舎を有効活用する。
- ( 2 ) 本庁は、市全体に係る政策、施策の総合的な調整、管理事務等を掌理する。
- ( 3 ) 総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁の掌理事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関として位置づけるとともに、地域振興の拠点として、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を目指す。
- ( 4 ) 支所、出張所及び出先機関は、基本的に現行のまま存続させる。
- ( 5 ) 行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合することとする。  
なお、業務の特殊性や地域性など独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
- ( 6 ) 組織・機構については、新市において行政改革大綱を策定し、行政システムの整備、職務効率の向上に努め、組織のスリム化を図っていくものとする。

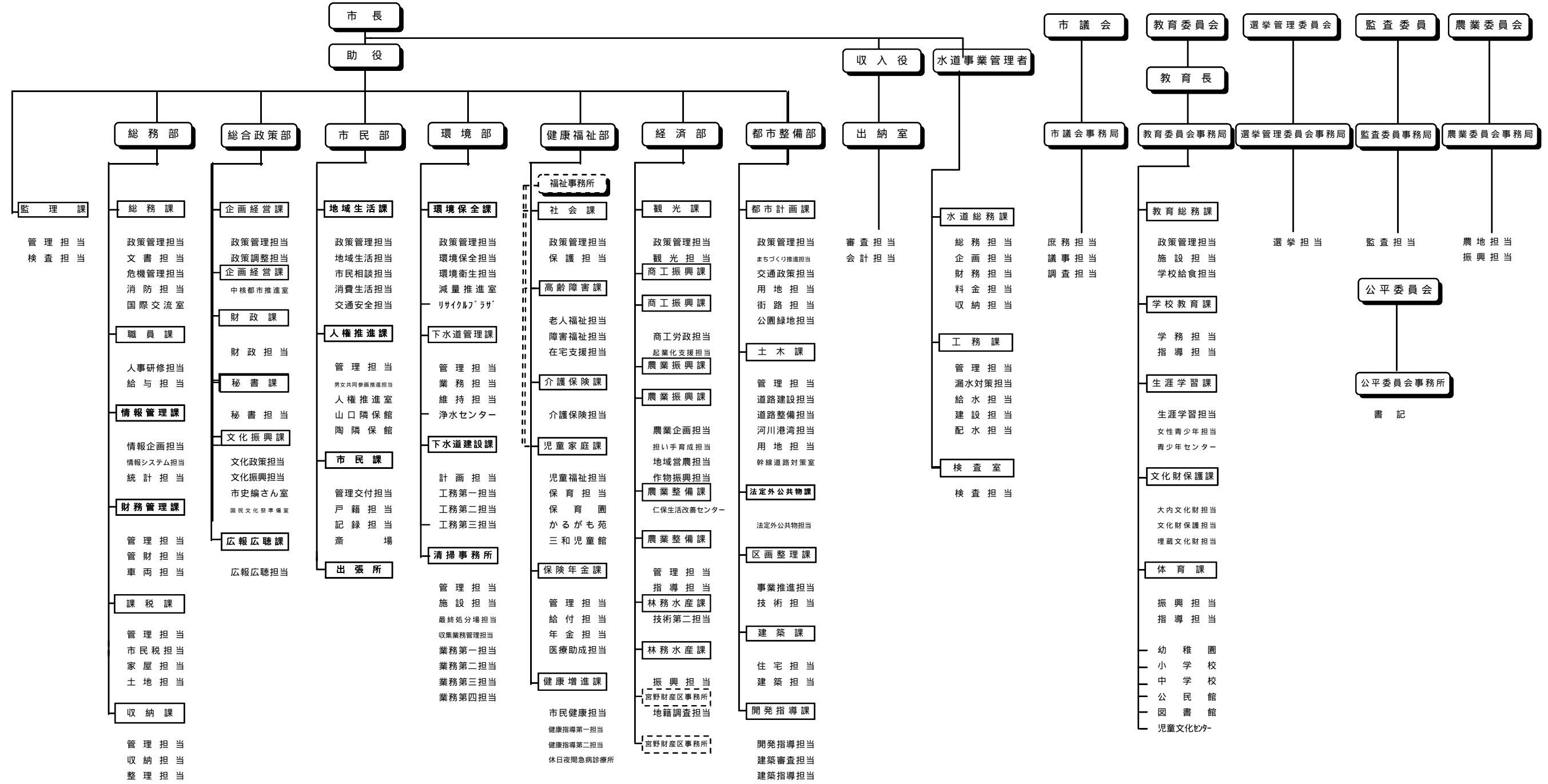
新市の本庁、総合支所組織イメージ（案）



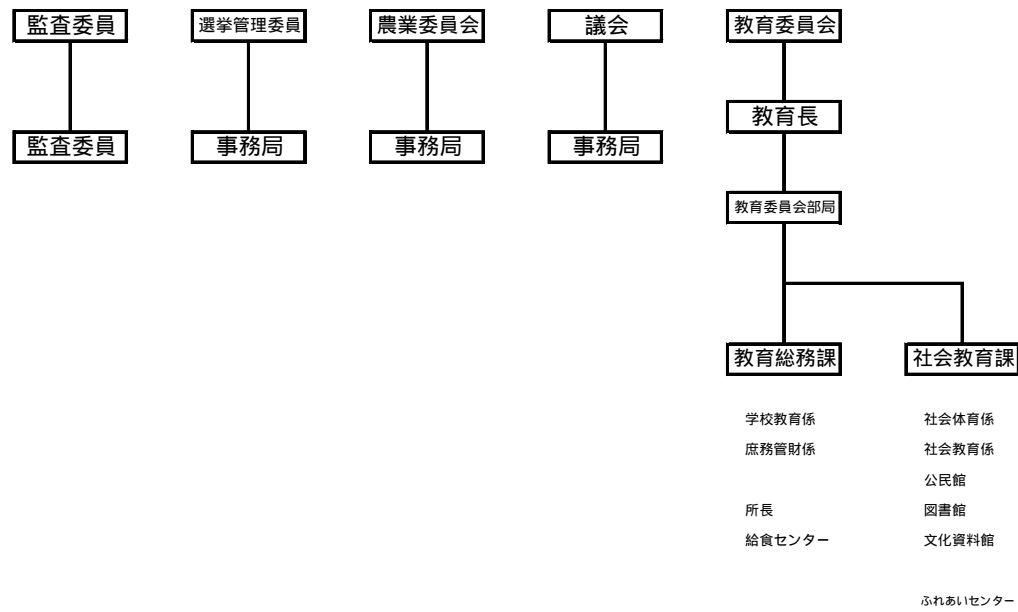
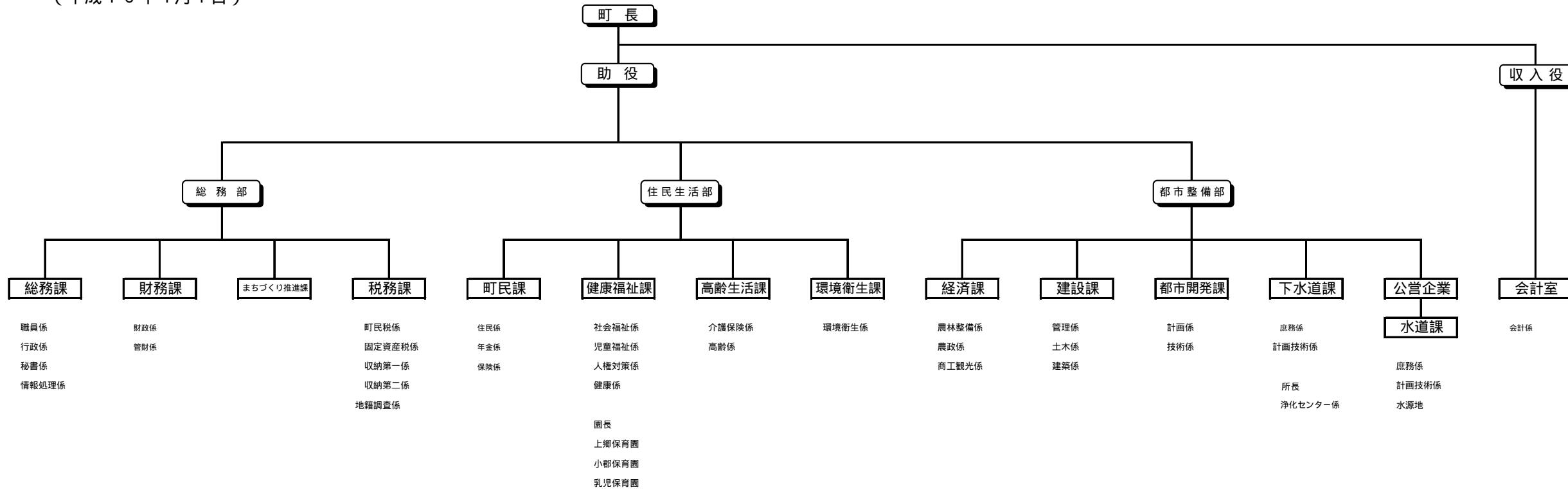
**総合支所組織イメージ**



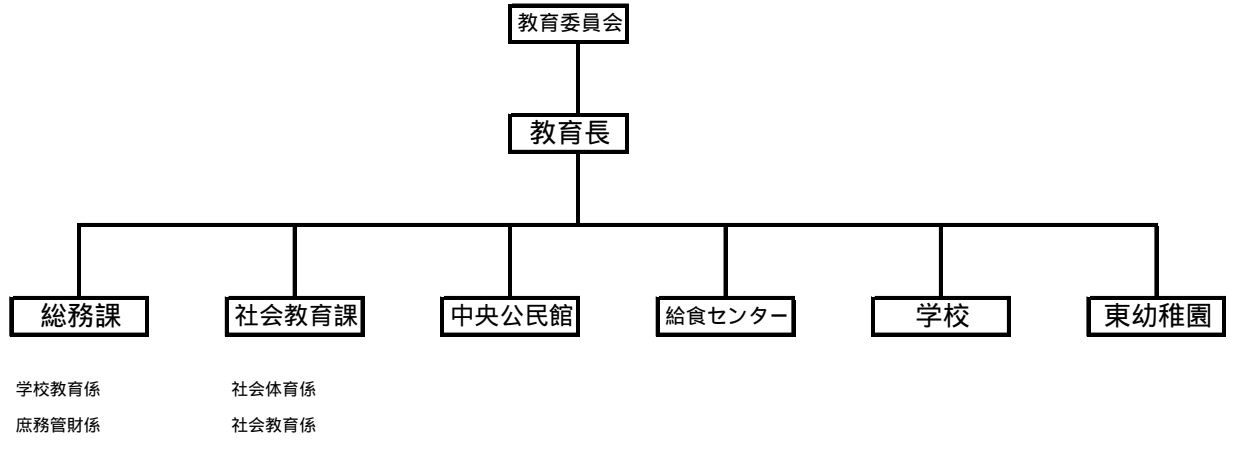
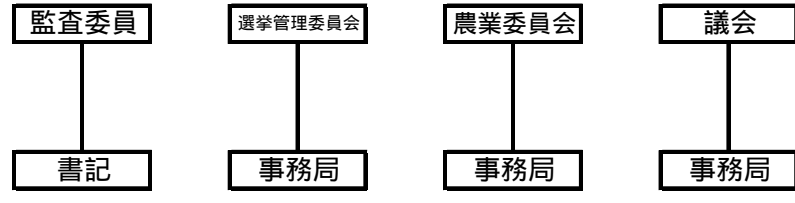
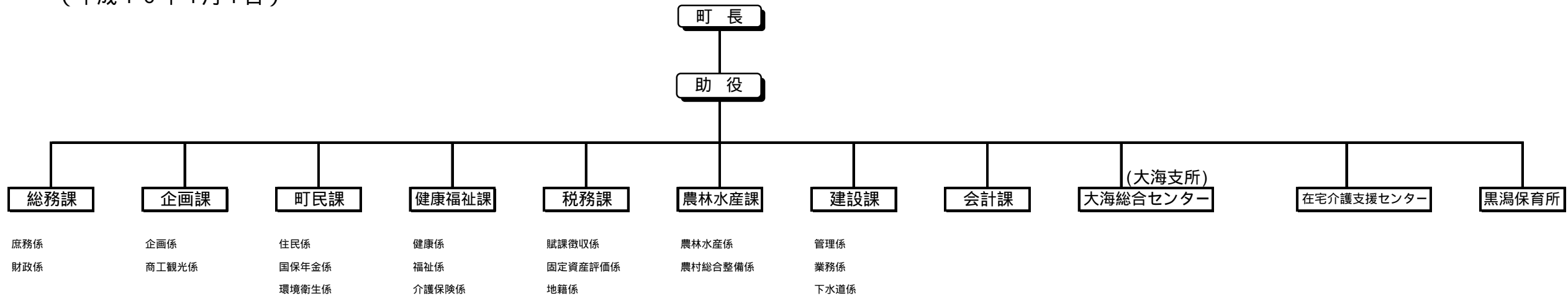
山口市組織機構図  
(平成16年4月1日)



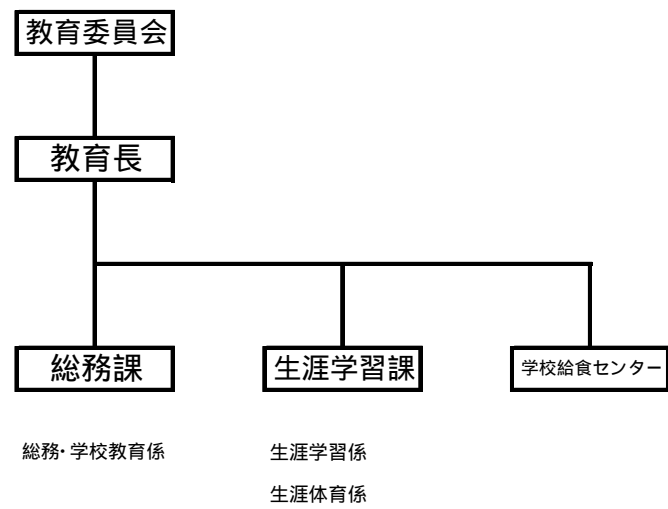
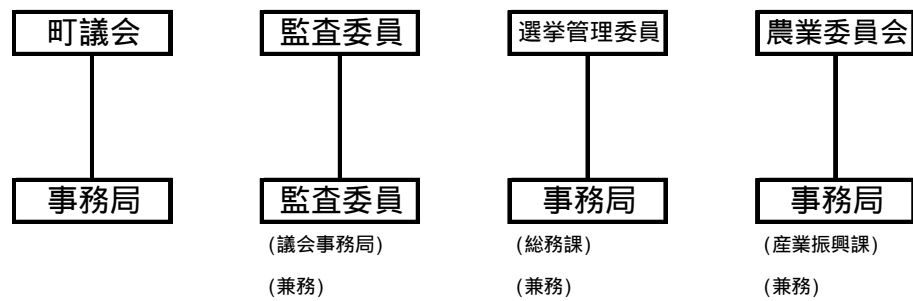
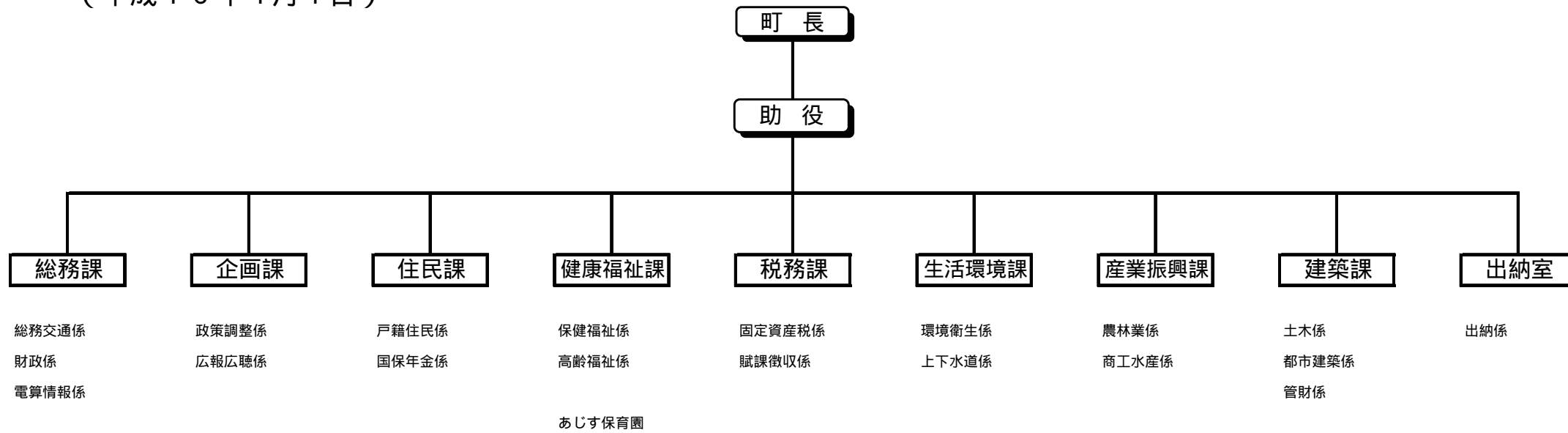
小郡町組織機構図  
(平成16年4月1日)



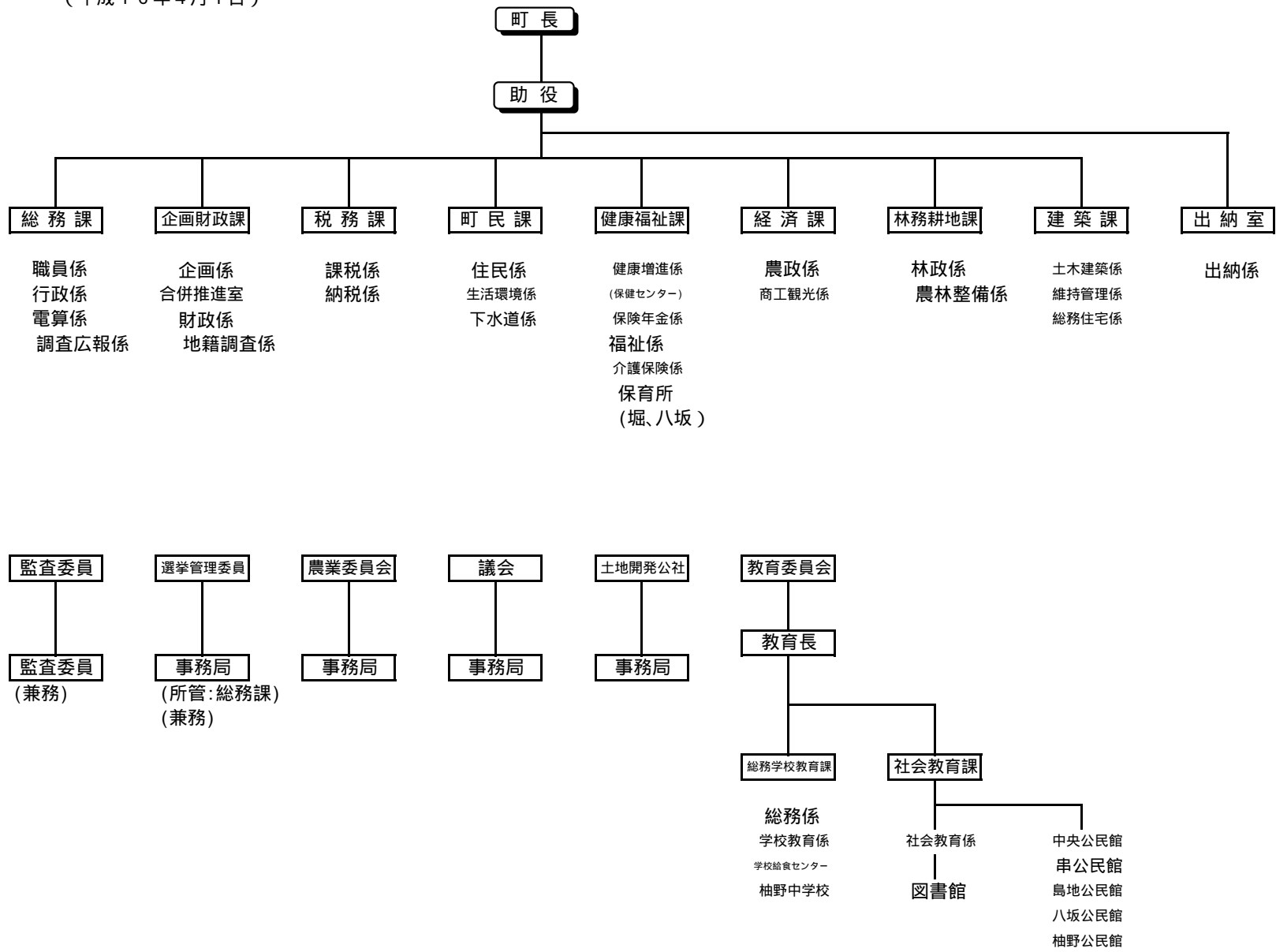
秋穂町組織機構図  
(平成16年4月1日)



阿知須町組織機構図  
(平成16年4月1日)



徳地町組織機構図  
(平成16年4月1日)



## 組織及び機構に関する主な法令等

### 地方自治法（昭和22年法律第67号）

#### 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

1～13《略》

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16, 17《略》

#### 第138条の3（執行機関の組織の原則）

普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間のその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

#### 第138条の4（委員会・委員及び附属機関の設置）

普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会または委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### 第155条（支庁・地方事務所・支所等の設置）

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する

#### 【行政事例】

支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向がなくてもすみ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。

（昭和33.2.26行政事例）

支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。

（昭和23.11.20行政事例）

### 第158条（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3《略》



## 先例市事例（新市の行政組織及び機構の取扱い）

### 周南市

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

#### 総括方針

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- (1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

#### 個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては2市2町の現有庁舎を有効活用する。
- (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域外の市域に関する事務を所掌する。

総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。

- (4) 2市2町の支所、出先機関が現行のまま存続する。
- (5) 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。

地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。

また、委員構成等については、2市2町の実情、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

### さぬき市

- 1 現在の津田町、大川郡志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- 2 新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
- 3 新市の組織については、住民サービスが低下しないように十分配慮する。

#### 新町行政組織・機構整備方針

合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (2) 市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構
- (3) 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構
- (4) 責任の所在が明確な組織・機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (6) 簡素で効率的な組織・機構
- (7) 行政課題に即応できる組織・機構
- (8) 現有庁舎を有効利用できる組織・機構
- (9) 緊急時に即応できる組織・機構

### 西東京市

新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の2段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。

また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。

合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままのかたちで統合する。

平成13年4月からは、議会事務局のほか、市長部局9部、教育委員会部局2部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。

#### 新市における組織・機構の整備方針

- ア 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- イ 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ウ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- エ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- オ 簡素で効率的な組織・機構

#### 川薩地区法定合併協議会

- 1 本庁については、「新市の事務所の位置」により、現川内市役所とする。
- 2 現川内市役所を除く現在の各市町村役場をそれぞれの行政区域を所管する支所とする。また、合併前に設置されている関係町の支所、出張所については、出張所とし、現行のまま存続する。
- 3 支所の組織については、住民のサービス低下を招かないように配慮し、一部管理部門を除いた総合的な業務を所掌する支所とする。
- 4 教育委員会等各行政委員会については、各関係法令に基づき整備するものとする。
- 5 関係市町村内におかれている附属機関等は、原則として統合するものとする。
- 6 関係市町村における類似施設については、市民がわかりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性の向上を図るため、その呼称を統一する。
- 7 新市における事務組織・機構の整備方針については、次のとおりとする。

#### 【新市における事務組織・機構の整備方針】

##### 1. 基本方針

- 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構
- 市民にわかりやすく利用しやすい組織・機構
- 市民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- 運営の合理化を図り効率的な組織・機構
- 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構
- 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

##### 2. 合併時の機能

本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務及び地域振興策を所掌する。

支所は、一部の管理部門を除き、所管する行政区域の事務の全般を掌る総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として、所管区域の事務及び地域振興策を所掌する。

新市における地域振興策の企画立案並びに新市まちづくり計画の実現については、本庁及び支所が一体となり、市民と協働して進めるものとする。

#### 萩広域市町村合併協議会

- 1 新市の組織及び機構については、次の方針により合併までに整備する。
  - (1) 住民サービスが低下することなく、利用しやすいこと。
  - (2) 住民の声を活かし、適正に反映できること。
  - (3) 簡素で効率的であること。
  - (4) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確であること。
  - (5) 新たな行政課題に速やかに対応できること。
  - (6) 新市建設計画を円滑に遂行できること。
- 2 総合事務所は、住民サービスの急激な変化をきたすことがないよう配慮する。

#### 宗像市

新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備するものとする。

#### 新市における組織・機構の整備方針

- 1 市民にとってわかりやすく、市民の声を適切に反映することができる組織・機構
- 2 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- 3 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

#### 調整の具体的内容

- 1 合併時における組織は、本庁、支所、赤間出張所とし、合併までにその機能を調整する。
- 2 合併後2年以内に出張所等を設置した上で、支所を廃止する。

#### 三次市・双三郡・甲奴町合併協議会

1. 新市の組織及び機構については、次の事項を基本として合併までに調整するものとする。
  - (1) 住民が利用しやすくわかりやすいこと。
  - (2) 住民の声を適正に反映できること。
  - (3) 簡素で効率的であること。
  - (4) 指揮命令系統が明確で責任の所在が明らかであること。
  - (5) 新市建設計画（新市まちづくり計画）を円滑に遂行できること。
  - (6) 行政課題等に迅速かつ的確に対応できること。
2. 支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来たすことのないように配慮するものとする。
3. 行政委員会については、関係法令の定めに従い設置する。
4. 附属機関については、原則として統一するものとする。

協議第 1 6 号

合併協定項目 1 6

公共的団体等の取扱い

別 紙

部会	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町
01 総務部会	山口市防犯対策協議会	小郡町防犯対策協議会	秋穂町防犯対策協議会	阿知須地区防犯指導員会	防府地区防犯対策協議会
04 住民部会	山口市自治会連合会	小郡町区長協議会	秋穂町区長会		徳地町自治会連合会
	山口交通安全協会 小郡交通安全協会	小郡交通安全協会	小郡交通安全協会秋穂支部	小郡交通安全協会阿知須支部	防府地区交通安全協会徳地支部
	山口地区安全運転管理者協議会 小郡地区安全運転管理者協議会	小郡地区安全運転管理者協議会	小郡地区安全運転管理者協議会	小郡地区安全運転管理者協議会	防府地区安全運転管理者協議会
05 環境部会	山口市環境を守る会	小郡町環境衛生推進協議会	秋穂町環境衛生連合会	阿知須町環境衛生組合連合会	徳地町環境衛生推進協議会
06 福祉部会	山口市連合遺族会	小郡町遺族会	秋穂町遺族会	阿知須町遺族会	徳地町遺族連合会
	山口市社会福祉協議会	小郡町社会福祉協議会	秋穂町社会福祉協議会	阿知須町社会福祉協議会	徳地町社会福祉協議会
	日本赤十字社山口市地区支部	日本赤十字社山口県支部小郡町分区	日本赤十字社秋穂町分区	日本赤十字社阿知須町分区	日本赤十字社徳地分区
		小郡町傷痍軍人会		阿知須町傷痍軍人会	
	山口市老人クラブ連合会	小郡町老人クラブ連合会	秋穂町老人クラブ連合会	阿知須町老人クラブ連合会	徳地町老人クラブ連合会
	山口市身体障害者福祉更生会	小郡町身体障害者福祉更生会	秋穂町身障福祉更生会	阿知須町身体障害者福祉更生会	徳地町身体障害者更生会
	山口市母子寡婦福祉連合会	小郡町母子寡婦福祉会	秋穂町母子寡婦福祉会	阿知須町母子寡婦福祉会	徳地町母子寡婦福祉連合会
	山口市母子保健推進協議会	小郡町母子保健推進協議会	秋穂町母子保健推進協議会	阿知須町母子保健推進協議会	徳地町母子保健推進協議会
	山口市食生活改善推進協議会	小郡町食生活改善推進協議会	秋穂町食生活改善推進協議会	阿知須町食生活改善推進協議会	徳地町食生活改善推進協議会
	07 経済部会	山口商工会議所	山口商工会議所	秋穂町商工会	阿知須町商工会
(社)山口市シルバー人材センター		小郡町シルバー人材センター		阿知須町シルバー人材センター	徳地町シルバー人材センター
山口中央農業協同組合		山口中央農業協同組合	山口中央農業協同組合	山口宇部農業協同組合	防府とくご農業協同組合
山口市緑化推進協議会		小郡町緑化推進協議会	秋穂町緑化推進協議会	阿知須町緑化推進協議会	徳地町緑化推進協議会
山口市有害鳥獣捕獲対策協議会		小郡町有害鳥獣捕獲対策協議会	秋穂町有害鳥獣捕獲対策協議会	阿知須町有害鳥獣捕獲対策協議会	徳地町有害鳥獣捕獲対策協議会
山口漁業協同組合 嘉川漁業協同組合 榎野川漁業協同組合		榎野川漁業協同組合	秋穂漁業協同組合 防府市漁業協同組合	阿知須漁業協同組合	佐波川業業協同組合
10 教育部会		山口市連合婦人会	小郡町婦人会	秋穂町婦人会	阿知須婦人会
	山口市子ども会育成連絡協議会	小郡町子ども会育成連絡協議会	秋穂町子ども会育成連絡協議会	阿知須町子ども会育成連絡協議会	徳地町子ども会育成連絡協議会
	山口青年会議所 吉南青年会議所	吉南青年会議所	吉南青年会議所	吉南青年会議所	
	山口市体育協会	吉敷郡体育協会 小郡町体育協会	吉敷郡体育協会 秋穂町体育協会	吉敷郡体育協会 阿知須町体育協会	徳地町体育協会

1市4町で同様の性質を持った団体を記載していますが、すべての団体を記載したものではありません。

## 参考資料

### 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第157条（公共的団体等の監督）

第1項 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

第2項 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

第3項～第4項《略》

### 〔解説〕

「公共的団体等」とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これら公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

第16条（国、都道府県等の協力等）

第1項～第7項《略》

第8項 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

### 〔解説〕

合併市町村において、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないので、本規定が設けられている。

協議第 17 号

合併協定項目 19

慣行の取扱い

『慣行の現況』総括表

市町名 市・町制施行	山口市 昭和4年4月10日	小郡町 明治34年8月1日	秋穂町 昭和15年4月29日	阿知須町 昭和15年11月3日	徳地町 昭和30年4月1日
市・町章	<p>山口市章</p>  <p>昭和19年11月制定</p>	<p>小郡町章</p>  <p>昭和41年11月制定</p>	<p>秋穂町章</p>  <p>昭和45年4月制定</p>	<p>阿知須町章</p>  <p>昭和42年11月制定</p>	<p>徳地町章</p>  <p>昭和47年6月制定</p>
市・町民憲章	<p>山口市民憲章</p> <p>大内文化の西の京として、また明治維新発祥の地としての輝かしい伝統を受けつぎ、さらに県政の中心にふさわしい高度の文化都市、福祉都市の理想のもとに、市勢の発展と市民生活の向上を念じて、ここに山口市民憲章を定めます。</p> <p>この実現のために市民は英知と総力をあげて次のことを固く守りましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然を大切にし、美しい環境を守りましょう。</li> <li>スポーツに親しみ、健康なからだをつくりましょう。</li> <li>お互いに助け合い、生活を豊かにしましょう。</li> <li>きまりを尊び、良い風習を育てましょう。</li> <li>郷土を知り、文化財の愛護につとめましょう。</li> </ul> <p>昭和46年9月制定</p>	<p>小郡町民憲章</p> <p>わたくしたち小郡町民は、県の中央にある流通福祉都市の特色を生かし、豊かで生きがいのあるまちをつくるために、この憲章をかかげて前進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>花と緑を育て、みんなの力で清潔なまちをつくります。</li> <li>文化とスポーツに親しみ、心身ともに健康なまちをつくります。</li> <li>心のふれあいを大切にし、勤労をたつとび、明るく、住みよいまちをつくります。</li> </ul> <p>昭和53年12月制定</p>	<p>秋穂町民憲章</p> <p>わたくしたちは、住みよい町秋穂を守り育てるために、つぎのことを誓います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然を愛し、環境をととのえ、うつくしい町秋穂をつくります。</li> <li>スポーツに親しみ、体力を高め、すこやかな町秋穂をつくります。</li> <li>笑顔であいさつ、だれにも親切にし、あたたかい町秋穂をつくります。</li> <li>仕事に励み、むだをなくし、ゆたかな町秋穂をつくります。</li> <li>文化遺産を受けつぎ、若い力を育て、のびゆく町秋穂をつくります。</li> </ul> <p>昭和55年11月制定</p>	<p>阿知須町民憲章</p> <p>豊かな自然と環境に恵まれた、わたしたちのまち阿知須の発展は、わたしたち一人ひとりの幸せにつながります。</p> <p>平和で活力にみちた、まちづくりを願って、この憲章を定め、実践を誓います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤労を尊び、奉仕の精神で励みます。</li> <li>スポーツに親しみ、健康で明るいくらしを築きます。</li> <li>生涯を通して学び、うるおいのある生活を求めます。</li> <li>きまりを守り、温かい心のふれあいを広げます。</li> <li>伝統と自然を大切にし、住みよいまちをつくります。</li> </ul> <p>昭和58年3月制定</p>	<p>徳地町民憲章</p> <p>わたくしたちは、豊かな自然に感謝し、明るい家庭と、生きがいのある伸びゆく徳地町を築くために、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美しい自然に恵まれたまち徳地を守りましょう。</li> <li>健康で明るくたくましいまち徳地を育てましょう。</li> <li>勤労を尊び活気のあるまち徳地を伸ばしましょう。</li> <li>伝統と文化のかあるまち徳地を高めましょう。</li> </ul> <p>昭和55年11月制定</p>
市・町民歌	<p>山口市の歌</p> <p>昭和37年9月制定</p>	<p>小郡町民歌</p> <p>平成 3年9月制定</p>	<p>秋穂町まちの歌</p> <p>平成2年11月制定</p>	<p>阿知須町民歌</p> <p>平成2年11月制定</p>	<p>徳地町民歌</p> <p>昭和60年11月制定</p>
市・町の花	<p>キク</p> <p>昭和48年11月制定</p>	<p>サルビア</p> <p>昭和53年12月制定</p>	<p>菜の花</p> <p>平成2年11月制定</p>	-	<p>うめ</p> <p>昭和55年11月制定</p>
市・町の木	<p>いちょう</p> <p>昭和48年11月制定</p>	<p>松</p> <p>昭和53年12月制定</p>	<p>桜</p> <p>平成2年11月制定</p>	<p>キンモクセイ</p> <p>平成元年3月制定</p>	<p>あかまつ</p> <p>昭和55年11月制定</p>
市・町の花木	<p>キンモクセイ</p> <p>昭和48年11月制定</p>	<p>つつじ</p> <p>昭和53年12月制定</p>	-	-	-
都市宣言	<p>暴力追放宣言 昭和50年8月制定</p> <p>シートベルト・ヘルメット着用宣言 昭和59年12月制定</p> <p>核兵器廃絶平和都市宣言 昭和60年6月制定</p> <p>高度情報通信都市宣言 平成元年3月制定</p> <p>ゆとり創造宣言 平成2年3月制定</p> <p>環境保全宣言 平成4年6月制定</p> <p>「差別のない人権擁護都市」宣言 平成5年3月制定</p> <p>高齢者福祉都市宣言 平成7年12月制定</p>	<p>核兵器廃絶、平和なまち宣言 昭和60年6月制定</p> <p>環境宣言 平成4年6月制定</p> <p>福祉のまち宣言 平成5年3月制定</p> <p>小郡町敬老自治体宣言 平成5年6月制定</p>	<p>核兵器廃絶平和な町宣言 平成14年12月制定</p>	<p>核兵器の廃絶・平和都市宣言 昭和61年3月制定</p>	<p>交通安全宣言 昭和40年2月制定</p>

事務一元化現況・分析調書

大項目	慣行	中項目	都市宣言等の状況	小項目	市町章・市町民憲章等																														
事業名				協定項目	19 慣行の取扱い																														
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会	コード	24 - 01 - 03 - 01																														
現況				分析																															
<p><b>市町章・市町民憲章・市町民の歌</b></p> <p>山口市</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>山口市章</td><td>昭和19年11月 制定</td></tr> <tr><td>山口市民憲章</td><td>昭和46年 9月 制定</td></tr> <tr><td>山口市の歌</td><td>昭和37年 9月 制定</td></tr> </table> <p style="margin-left: 150px;">小郡町</p> <table border="1" style="margin-left: 150px;"> <tr><td>小郡町章</td><td>昭和41年11月 制定</td></tr> <tr><td>小郡町民憲章</td><td>昭和53年12月 制定</td></tr> <tr><td>小郡町民歌</td><td>平成 3年 9月 制定</td></tr> </table> <p>秋穂町</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>秋穂町章</td><td>昭和45年 4月 制定</td></tr> <tr><td>秋穂町民憲章</td><td>昭和55年11月 制定</td></tr> <tr><td>秋穂町まちの歌</td><td>平成 2年11月 制定</td></tr> </table> <p style="margin-left: 150px;">阿知須町</p> <table border="1" style="margin-left: 150px;"> <tr><td>阿知須町章</td><td>昭和42年11月 制定</td></tr> <tr><td>阿知須町民憲章</td><td>昭和58年 3月 制定</td></tr> <tr><td>阿知須町民歌</td><td>平成 2年11月 制定</td></tr> </table> <p>徳地町</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>徳地町章</td><td>昭和47年 6月 制定</td></tr> <tr><td>徳地町民憲章</td><td>昭和55年11月 制定</td></tr> <tr><td>徳地町民歌</td><td>昭和60年11月 制定</td></tr> </table>				山口市章	昭和19年11月 制定	山口市民憲章	昭和46年 9月 制定	山口市の歌	昭和37年 9月 制定	小郡町章	昭和41年11月 制定	小郡町民憲章	昭和53年12月 制定	小郡町民歌	平成 3年 9月 制定	秋穂町章	昭和45年 4月 制定	秋穂町民憲章	昭和55年11月 制定	秋穂町まちの歌	平成 2年11月 制定	阿知須町章	昭和42年11月 制定	阿知須町民憲章	昭和58年 3月 制定	阿知須町民歌	平成 2年11月 制定	徳地町章	昭和47年 6月 制定	徳地町民憲章	昭和55年11月 制定	徳地町民歌	昭和60年11月 制定	調整上の課題	
				山口市章	昭和19年11月 制定																														
				山口市民憲章	昭和46年 9月 制定																														
山口市の歌	昭和37年 9月 制定																																		
小郡町章	昭和41年11月 制定																																		
小郡町民憲章	昭和53年12月 制定																																		
小郡町民歌	平成 3年 9月 制定																																		
秋穂町章	昭和45年 4月 制定																																		
秋穂町民憲章	昭和55年11月 制定																																		
秋穂町まちの歌	平成 2年11月 制定																																		
阿知須町章	昭和42年11月 制定																																		
阿知須町民憲章	昭和58年 3月 制定																																		
阿知須町民歌	平成 2年11月 制定																																		
徳地町章	昭和47年 6月 制定																																		
徳地町民憲章	昭和55年11月 制定																																		
徳地町民歌	昭和60年11月 制定																																		
				課題への対応																															
				<p>市の一体感を醸成するためにも、新市移行後に市章、市民憲章、市民歌を新たに調整する。</p>																															
				調整案																															
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2. 市・町の例により調整する。                  ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6. 廃止の方向で検討する。                  ( ) 7. その他                  (市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。)</p>																															



事務一元化現況・分析調書

大項目	慣行	中項目	都市宣言等の状況		小項目	市町の花・木																																										
事業名					協定項目	19 慣行の取扱い																																										
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会		コード	24 - 01 - 02 - 01																																										
現況					分析																																											
<p>市町の花・木・花木</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>市(町)の花</th> <th>制定</th> <th>市(町)の木</th> <th>制定</th> <th>市(町)の花木</th> <th>制定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>キク</td> <td>昭和48年11月</td> <td>いちょう</td> <td>昭和48年11月</td> <td>キンモクセイ</td> <td>昭和48年11月</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>サルビア</td> <td>昭和53年12月</td> <td>松</td> <td>昭和53年12月</td> <td>つつじ</td> <td>昭和53年12月</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>菜の花</td> <td>平成2年11月</td> <td>桜</td> <td>平成2年11月</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>-</td> <td></td> <td>キンモクセイ</td> <td>平成元年3月</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>うめ</td> <td>昭和55年11月</td> <td>あかまつ</td> <td>昭和55年11月</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						市(町)の花	制定	市(町)の木	制定	市(町)の花木	制定	山口市	キク	昭和48年11月	いちょう	昭和48年11月	キンモクセイ	昭和48年11月	小郡町	サルビア	昭和53年12月	松	昭和53年12月	つつじ	昭和53年12月	秋穂町	菜の花	平成2年11月	桜	平成2年11月	-		阿知須町	-		キンモクセイ	平成元年3月	-		徳地町	うめ	昭和55年11月	あかまつ	昭和55年11月	-		調整上の課題	
						市(町)の花	制定	市(町)の木	制定	市(町)の花木	制定																																					
					山口市	キク	昭和48年11月	いちょう	昭和48年11月	キンモクセイ	昭和48年11月																																					
					小郡町	サルビア	昭和53年12月	松	昭和53年12月	つつじ	昭和53年12月																																					
秋穂町	菜の花	平成2年11月	桜	平成2年11月	-																																											
阿知須町	-		キンモクセイ	平成元年3月	-																																											
徳地町	うめ	昭和55年11月	あかまつ	昭和55年11月	-																																											
課題への対応		各市町において、木は全市町で制定しているが、花及び花木は未制定の団体がある。																																														
調整案		市の一体感を醸成するためにも、市の花・木・花木は新市移行後、新たに調整する。																																														
調整案		<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. 市・町の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) 7. その他</li> </ul> <p style="text-align: center;">(市の花、木、花木は、新市において調整する。)</p>																																														

事務一元化現況・分析調書

大項目	慣行	中項目	都市宣言等の状況	小項目	都市宣言
事業名				協定項目	19 慣行の取扱い
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会	コード	24 - 01 - 01 - 01
現況				分析	
山口市	小郡町	秋穂町	調整上の課題		
<b>都市宣言</b> ・暴力追放宣言 昭和50年 8月 制定 ・シートベルト・ヘルメット着用宣言 昭和59年12月 制定 ・核兵器廃絶平和都市宣言 昭和60年 6月 制定 ・高度情報通信都市宣言 平成 元年 3月 制定 ・ゆとり創造宣言 平成 2年 3月 制定 ・環境保全宣言 平成 4年 6月 制定 ・「差別のない人権擁護都市」宣言 平成 5年 3月 制定 ・高齢者福祉都市宣言 平成 7年12月 制定	<b>都市宣言</b> ・核兵器廃絶、平和なまち宣言 昭和60年 6月 制定 ・環境宣言 平成 4年 6月 制定 ・福祉のまち宣言 平成 5年 3月 制定 ・小郡町敬老自治体宣言 平成 5年 6月 制定	<b>都市宣言</b> ・核兵器廃絶平和な町宣言 平成14年12月 制定	各市町で議会の議決を経てさまざまな都市宣言を行っている。		
				課題への対応	
				新市に移行した後、新たに調整する。	
阿知須町	徳地町				
<b>都市宣言</b> ・核兵器の廃絶・平和都市宣言 昭和61年3月 制定	<b>都市宣言</b> ・交通安全宣言 昭和40年 2月 制定				
				調整案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他 ( 都市宣言は、新市において調整する。)	

協議第 1 8 号

合併協定項目 2 2 - 1

各種事務事業の取扱い「総務関係」

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	情報公開の状況	小項目	
事業名	情報公開条例等	分科会名	総務・消防分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (1) 総務関係
専門部会名	総務部会			コード	23-04-01-01
現況					
<b>情報公開条例</b>					
項目	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口市情報公開条例</li> <li>山口市情報公開条例施行規則</li> <li>山口市情報公開審査会規則</li> <li>山口市情報公開審議会規則</li> </ul> 施行日 平成 11 年 10 月 1 日 (審議会に係るものは平成 11 年 7 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小郡町情報公開条例</li> <li>小郡町情報公開条例施行規則</li> <li>小郡町情報公開審査会規則</li> </ul> 施行日 平成 12 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋穂町情報公開条例</li> <li>秋穂町情報公開条例施行規則</li> <li>秋穂町情報公開審査会規則</li> </ul> 施行日 平成 14 年 9 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿知須町情報公開条例</li> <li>阿知須町情報公開条例施行規則</li> <li>阿知須町情報公開審査会規則</li> </ul> 施行日 平成 15 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳地町情報公開条例</li> <li>町長が管理する公文書の公開に関する規則</li> <li>徳地町情報公開条例施行規則</li> </ul> 施行日 平成 15 年 10 月 1 日
公開の方法	閲覧に供し、又は写しを交付する	閲覧、視聴、写しの交付	同左	同左	山口市と同じ
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料は無料</li> <li>情報公開の写しの作成及び送付に要する経費は請求者の負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料は無料</li> <li>公文書の写しの作成及び送付に要する経費は請求者の負担</li> </ul>	同左	同左	同左
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	同左	同左	同左
公開の対象となる情報	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、写真、図面及び電磁的記録で、決裁若しくは供覧の手續が終了し、実施機関が保有しているもの又は決裁若しくは供覧の手續の終了前であっても、その事案の重要性を考慮して公開することが必要であると判断されるもの  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 10 年 4 月 1 日(暦年により編集する情報にあつては、平成 10 年 1 月 1 日)以後に決裁又は供覧の手續が終了したもの</li> <li>平成 10 年 3 月 31 日(暦年により編集する情報にあつては、平成 9 年 12 月 31 日)以前に決裁又は供覧の手續の終了した情報については整理が完了したのから適用</li> </ul>	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であつて、決裁、供覧その他これらに準ずる手續が終了し、実施機関が管理しているもの  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 11 年 4 月 1 日(暦年により編集する公文書にあつては、平成 11 年 1 月 1 日)以後に決裁又は供覧の手續が終了したもの</li> </ul>	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であつて、決裁、供覧その他これらに準ずる手續が終了し、実施機関が管理しているもの  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 14 年 4 月 1 日以後に決裁又は供覧の手續が終了したもの</li> </ul>	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた方式)であつて、決裁、供覧の手續が終了し、実施機関が保管又は保存しているもの  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年 4 月 1 日以後に作成し、又は取得した公文書</li> </ul>	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真(磁気テープその他これに類するものから出力され、又は採録されたものを含む)であつて、決裁、供覧又はこれらに準ずる手續が終了し、実施機関が管理しているもの  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年(度)以降に作成し、取得したもの</li> </ul>
公開請求ができる者	何人も	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に住所を有する者</li> <li>町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</li> <li>町内に存する事務所又は事業所に勤務する者</li> <li>町内に存する学校に在学する者</li> <li>実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者</li> <li>上記以外のものから公文書の公開申出があつた場合には、これに応ずるよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に住所を有する個人</li> <li>町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体</li> <li>町内に存する事務所又は事業所に勤務する個人</li> <li>町内に存する学校に在学する個人</li> <li>実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人又は法人その他の団体</li> </ul>
請求方法	所定の請求書を提出	同左	同左	同左	同左
公開・非公開の決定及び通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書があつた日の翌日から 14 日以内に決定</li> <li>通知は書面により行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書があつた日から起算して 14 日以内に決定</li> <li>通知は書面により行う</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書があつた日から起算して 15 日以内に決定</li> <li>通知は書面により行う</li> </ul>	同左

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	情報公開の状況	小項目	
事業名	情報公開条例等	分科会名	総務・消防分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (1) 総務関係
専門部会名	総務部会	コード		コード	23-04-01-01
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関が異なる。</li> <li>・公開の対象となる情報が異なる。</li> <li>・公開請求ができる者が異なる。</li> </ul>		<p>市政の透明性の向上と公平性の確保を図り、もって市政への市民参加を促進するため、情報公開の充実とプライバシーの保護に十分な配慮を行うことを基本とし、山口市の例を基に調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：山口市の例によるが、合併時の先進的な情報公開制度の考え方を反映させることとする。</li> <li>・公開の対象となる情報：山口市の例によるが、合併時の先進的な情報公開制度の考え方を反映させることとする。</li> <li>・公開請求ができる者：山口市の例により「何人も」とする。</li> </ul> <p>なお、合併前の1市4町の情報の公開については、各市町の従前の情報公開制度の例によることとする。</p> <p>また、個人情報保護条例との整合性を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( 山口市 ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) 7. その他( )</li> </ul>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	情報公開の状況	小項目	
事業名	個人情報保護条例等			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (1) 総務関係
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会	コード	23-04-01-02

現況

個人情報保護条例		山口市	小郡町
項目 条例等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口市個人情報保護条例</li> <li>・山口市個人情報保護条例施行規則</li> <li>・山口市個人情報保護審査会規則</li> <li>・山口市個人情報保護審議会規則</li> </ul> 施行日 平成11年10月1日 (審議会に係るものは平成11年7月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小郡町電子計算組織により処理する個人情報の保護に関する規則</li> </ul> 施行日 平成15年4月1日
個人情報の定義	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報、事業を営む個人の当該事業に関する情報は除く。		
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会		
収集に関する制限	実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令又は条例に定めがあるとき。</li> <li>・本人の同意があるとき。</li> <li>・本人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</li> <li>・出版、報道等により公にされているとき。</li> <li>・所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することが困難なとき。</li> <li>・その他実施機関が山口市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要と認められるとき。</li> </ul> に該当する場合は除く。		
利用に関する制限	実施機関は、収集の目的の範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。ただし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に定めがあるとき。</li> <li>・本人の同意があるとき。</li> <li>・本人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</li> <li>・その他実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。</li> </ul> に該当する場合は除く。		
個人情報取扱事務の届出	実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始する場合は市長に届け出なければならない。		
開示請求	何人も、実施機関が保有する自己の個人情報の開示の請求をすることができる。		
開示しないことができる個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令秘情報</li> <li>・意思形成過程等情報</li> <li>・請求者以外の者に関する個人情報</li> <li>・評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報</li> <li>・市民生活の安全と秩序の維持に関する個人情報</li> <li>・協力・信頼関係情報</li> </ul>		
開示請求に対する決定及び通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求を受理した日の翌日から14日以内に決定</li> <li>・通知は書面により行う</li> </ul>		
訂正等の請求	何人も開示の決定を受けた自己の個人情報について、事実の誤りがあると認められるとき又は第6条の規定に違反して収集されたと認められるとき、訂正又は削除の請求をすることができる。		
是正の申出	何人も実施機関が規定に違反して個人情報を利用し、又は外部提供していると認められるときは、是正の申出をすることができる。		
罰則規定	なし		

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	情報公開の状況	小項目	
事業名	個人情報保護条例等			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (1) 総務関係
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会	コード	23-04-01-02
現況					
個人情報保護条例					
項目	秋穂町			阿知須町	
条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋穂町個人情報保護条例・秋穂町個人情報保護条例施行規則</li> <li>・町長が保有する個人情報の保護に関する規則</li> <li>・秋穂町個人情報保護審査会規則</li> <li>・秋穂町個人情報保護審議会規則</li> </ul> 施行日 平成16年4月1日(審議会に係るものは平成16年1月1日)			条例規則なし	
個人情報の定義	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。				
実施機関	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会				
収集に関する制限	実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示し、本人から直接収集しなければならない。ただし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の同意があるとき。</li> <li>・法令等に定めがあるとき。</li> <li>・出版、報道等により公にされているとき。</li> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</li> <li>・所在不明、心神喪失等の事由により、本人から直接収集することができないとき。</li> <li>・争訟、選挙、指導・相談、交渉等の事務を行うために収集する場合であって、本人から直接収集することにより、当該事務の目的を失わせ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずる恐れがあるとき。</li> <li>・国又は地方公共団体から収集することが、事務の執行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないとき。</li> <li>・その他実施機関が審議会の意見を聴いた上、当該個人情報を収集することが公益上必要があると認めるとき、に該当する場合は除く。</li> </ul>				
利用に関する制限	実施機関は、目的外利用(個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、当該実施機関内部又は実施機関相互で利用することをいう。以下同じ。)をし、又は外部提供(個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、実施機関以外のものへ提供することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</li> <li>・法令等に定めがあるとき。</li> <li>・出版、報道等により公にされている場合であって、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないとき。</li> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</li> <li>・専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないとき。</li> <li>・実施機関内部若しくは実施機関相互で利用する場合又は国若しくは地方公共団体に提供する場合であって、これらの機関が個人情報を利用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないとき。</li> <li>・その他実施機関が審議会の意見を聴いた上、目的外利用又は外部提供をすることが公益上必要があると認めるとき、に該当する場合は除く。</li> </ul>				
個人情報取扱事務の届出	実施機関は、個人情報を保有しようとするときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。				
開示請求	何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求することができる。				
開示しないことができる個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令秘情報</li> <li>・未成年者の法定代理人による開示請求がされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報</li> <li>・開示請求者以外の個人に関する情報・情報意思形成過程等情報</li> <li>・法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの</li> <li>・犯罪の予防若しくは捜査、人の生命、身体、健康、生活、財産又は社会的地位の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずる恐れのある情報</li> <li>・町と国、他の地方公共団体その他の公共団体との間で行われる協議、協力等によって作成し、又は取得した情報</li> <li>・意思形成過程等情報</li> <li>・評価、選考、判定、診断、指導その他の事務事業に関する情報</li> <li>・許可、入札、交渉、人事、試験、争訟、段取りその他の事務事業の執行に関する情報</li> </ul>				
開示請求に対する決定及び通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求があった日から起算して14日以内に決定</li> <li>・通知は書面により行う。</li> </ul>				
訂正等の請求	何人も、自己の個人情報の内容が事実でないと認められるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正を請求することができる。 何人も、自己の個人情報が第6条の規定に違反して収集されたものであると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。				
是正の申出	何人も、自己の個人情報が第8条の規定に違反して目的外利用又は外部提供をされていると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。				
罰則規定	あり				

事務一元化現況・分析調書（3）

大項目	住民活動	中項目	情報公開の状況	小項目	
事業名	個人情報保護条例等			協定項目	22 各種事務事業の取扱い（1）総務関係
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会	コード	23-04-01-02
現況					
<b>個人情報保護条例</b>					
項目	徳地町				
条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳地町個人情報保護条例</li> <li>・徳地町個人情報保護条例施行規則</li> <li>・町長が保有する個人情報の保護に関する規則</li> </ul> 施行日 平成16年10月1日（審査会に係るものは平成16年4月1日）				
個人情報の定義	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。				
実施機関	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会				
収集に関する制限	実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示し、本人から直接収集しなければならない。ただし <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の同意があるとき。</li> <li>・法令等に定めがあるとき。</li> <li>・出版、報道等により公にされているとき。</li> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</li> <li>・所在不明、心神喪失等の事由により、本人から直接収集することができないとき。</li> <li>・争訟、選挙、指導、相談、交渉等の事務を行うために収集する場合であって、本人から直接収集することにより、当該事務の目的を失わせ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずる恐れがあるとき。</li> <li>・国又は地方公共団体から収集することが、事務の執行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないとき。</li> <li>・その他実施機関が審査会の意見を聴いた上、当該個人情報を収集することが公益上必要があると認めるとき、に該当する場合は除く</li> </ul>				
利用に関する制限	実施機関は、目的外利用（個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、当該実施機関内部又は実施機関相互で利用することをいう。以下同じ。）をし、又は外部提供（個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、実施機関以外のものへ提供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</li> <li>・法令等に定めがあるとき。</li> <li>・出版、報道等により公にされている場合であって、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないとき。</li> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</li> <li>・専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないとき。</li> <li>・実施機関内部若しくは実施機関相互で利用する場合又は国若しくは地方公共団体に提供する場合であって、これらの機関が個人情報を利用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないとき。</li> <li>・その他実施機関が審査会の意見を聴いた上、目的外利用又は外部提供をすることが公益上必要があると認めるとき、に該当する場合は除く。</li> </ul>				
個人情報取扱事務の届出	実施機関は、個人情報を保有しようとするときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。				
開示請求	何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求をすることができる。				
開示しないことができる個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令秘情報</li> <li>・未成年者の法定代理人による開示請求がされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報</li> <li>・法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人に関する情報であって、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの</li> <li>・犯罪の予防若しくは捜査、人の生命、身体、健康、生活、財産又は社会的地位の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生じる恐れのある情報</li> <li>・町と国、他の地方公共団体その他の公共団体との間で行われる協議、協力等によって作成し、又は取得した情報</li> <li>・意思形成過程等情報</li> <li>・評価、選考、判定、診断、指導その他の事務事業に関する情報</li> <li>・許可、入札、交渉、人事、試験、争訟、段取りその他の事務事業の執行に関する情報</li> </ul>				
開示請求に対する決定及び通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求のあった日から起算して15日以内に決定</li> <li>・通知は書面により行う。</li> </ul>				
訂正等の請求	何人も、自己の個人情報の内容が事実でないとき、実施機関に対し、当該個人情報の訂正を請求することができる。 何人も、自己の個人情報が第6条の規定に違反して収集されたものであると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。				
是正の申出	何人も、自己の個人情報が第8条の規定に違反して目的外利用又は外部提供をされていると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。				
罰則規定	あり				



事務一元化現況・分析調書（４）

大項目	住民活動	中項目	情報公開の状況	小項目	
事業名	個人情報保護条例等	分科会名	総務・消防分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い（１）総務関係
専門部会名	総務部会	コード		コード	23-04-01-02
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>山口市、秋穂町及び徳地町は市、町が保有する個人情報全般の取扱いについて定めているのに対し、他の２町は電子計算組織により処理する個人情報のみを対象としている。 （電子計算組織により処理しない個人情報については保護の対象としていない。）</p>		<p>市民の権利を保護し、信頼される市政の実現のため、電子計算組織により処理する個人情報のみならず、市が保有する個人情報全般について対象とすることとし、個人情報の保護に関する法律の規定を盛り込んでいる秋穂町、徳地町の例を基に調整する。 なお、調整にあたっては、合併時の先進的な個人情報保護制度の考え方を反映させることとする。</p> <p>また、情報公開条例との整合性を図る。</p>		<p>（ ）１．現行のまま新市に引き継ぐ。 （ ）２．（秋穂町、徳地町）の例により調整する。 （ ）３．新たに制度等を創設する。 （ ）４．新市移行後、速やかに調整する。 （ ）５．新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （ ）６．廃止の方向で検討する。 （ ）７．その他（ ）</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	表彰制度の状況	小項目	
事業名				協定項目	22 各種事務事業の取扱い (1)総務関係
専門部会名	総務部会	分科会名	職員分科会	コード	23-10-01-01

現況

分析

功労者等表彰制度

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
表彰対象項目	・市(町)政の発展に顕著な功績				
	・産業の振興に顕著な功績				
	・教育の振興に顕著な功績				
	・学術の振興に顕著な功績				
	・文化の振興に顕著な功績				
	・保健衛生の振興に顕著な功績				
	・社会事業に貢献し顕著な功績				
	・公益事業に貢献し顕著な功績				
	・人命救助、水火災等の防護に挺身			消防関係で表彰	
	・市(町)民の模範となる奇行、篤行				
・寄附(個人、団体)					
・永年業務に精励し、他の模範となる業績					
表彰対象者	市民(縁故者)	町民(縁故者)	町民(縁故者)	町民(縁故者)	町民(縁故者)
審議機関	審査委員会	審査委員会	審査委員会	長、助役、所管課	長、助役、所管課
表彰の実施	毎年	毎年	10年毎	特に定めなし	5年毎
その他表彰の実施	10周年表彰あり	10周年表彰あり		前回は55周年	前回はH12年
根拠法令等	規則	規則	規則	規程	条例

(根拠法令等) ・山口市表彰規則、・小郡町表彰規則、・秋穂町表彰規則、・阿知須町表彰規程、・徳地町表彰条例

名誉町民制度

	秋穂町	山口市	小郡町	阿知須町	徳地町
称号を贈る条件	市(町)民が郷土の誇りとして尊敬に値する人。 ・産業の振興に功績 ・学術技芸の進展に功績 ・社会福祉の増進に功績				
表彰対象者	町民(縁故者)				
特典・待遇	式典招待				
	施設使用料・手数料の減免				
	本人生活への便宜供与・援護				
	顕彰碑の建立	要議会議決			
死亡の際の弔意					
公葬	要議会議決				
取消、停止規定	なし				
根拠法令等	条例				
名誉町民	故人、小林和作(画家) 故人、濱村秀雄(陸上選手)				

(根拠法令等) ・秋穂町名誉町民条例 ・秋穂町名誉町民条例施行規則

調整上の課題

1. 功労者等の表彰制度については、表彰の時期、推薦・審査方法について調整を要する。
2. 名誉町民制度については、条例の要否、内容、既に存在する名誉町民の顕彰の取扱い(既に全員故人であり、新市での位置づけ)などを調整する必要がある。

課題への対応

1. 功労者等表彰制度は、山口市及び小郡町規則の例により調整する。合併前の各団体における表彰者(の記録(台帳))は、新市に引き継ぐものとする。
2. 名誉市民条例制度については、新市においてその要否、内容を十分検討し、速やかに調整する。  
なお、合併前の秋穂町における該当者(名誉町民)は新市に引き継ぐものとし、その方法は新市発足までに検討する。

調整案

- 功労者等表彰制度について
- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。  
 ( ) 2. (山口市・小郡町)の例により調整する。  
 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。  
 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。  
 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。  
 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  
 ( ) 7. その他( )
- 名誉市(町)民制度について
- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。  
 ( ) 2. 市・町の例により調整する。  
 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。  
 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。  
 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。  
 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  
 ( ) 7. その他( )

事務一元化現況・分析調査

大項目	住民活動	中項目	交流事業の状況	小項目	国際交流
事業名	国際交流事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会	コード	23-09-01-02
現況			分析		
山口市		小郡町		調整上の課題	
<p>【国際交流事業】</p> <p>公州市との交流事業 (市民陶芸交流、スポーツ交流) 平成16年度予算額 3,284千円</p> <p>山口・公州ジュニア交流隊事業 生涯学習課所管 済南市との交流事業 (中高生派遣、公式訪問団受入) 平成16年度予算額 4,593千円</p> <p>【国内で実施する交流事業】</p> <p>外国人のための日本語講座 平成16年度予算額 300千円 ふれあいバスツアー 平成16年度予算額 250千円 留学生リンゴ狩り「市・留学生交流会共催」平成16年度予算額 90千円</p> <p>【交流事業への補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山口市日中友好協会活動費補助事業 山口市日中友好協会は中国との友好を深めるために組織され、留学生との交流、山東成人大学への参加等を中心に、市民と中国を結ぶ役目を果たす中で成果をあげている。平成16年度予算額 292千円</li> <li>山口市日韓親善協会活動費補助事業 山口市日韓親善協会は留学生との交流、韓国文化講座等を中心に市民の韓国理解や相互親善を図っている。平成16年度予算額 110千円</li> </ul>		<p>【国際交流事業】</p> <p>中国山東省鄒平県 平成7(1995)年5月に締結した友好交流の促進を内容とする議定書を基に、以降、青少年(中学生)の相互訪問を中心とした交流を進めている。 交流事業については「小郡町日中親善協会」に委託して実施。</p> <p>・交流経過(平成7～14年度) 訪日団受入10回(うち青少年訪日団4回) 訪中団派遣8回(うち青少年訪中団3回)</p> <p>お互いに平等な関係を保ち、双方の滞在経費を等しく負担している。 諸経費：個人負担金約4万円、他は町費による。</p> <p>平成16年度予算額 3,000千円 政府訪日団(5人)受入、青少年訪中団(20人)派遣予定</p>		<p>実施団体は、山口市、小郡町の1市1町であり、各市町において、民間団体等を含めた独自の交流活動が実施され、その実施方法が異なっている。</p>	
課題への対応					
<p>各市町において、地域の特性を活かした地域レベルでの様々な交流が実施されていることから、各市町において実施している事業は、新市に引き継ぐこととし、新市移行後、民間団体、市民と一体となった交流事業を効率的に推進するため、各市町で実施している事業の一元化等の調整を行う。</p> <p>また、国際交流事業を円滑に、より効率的に実施するための組織(国際交流協会)の設立も検討する。</p>					
調整案					
<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	中学生等海外派遣事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会	コード	18-01-02-14
現況			分析		
山口市		小郡町		調整上の課題	
<p>【中学生の海外派遣事業実施要項】</p> <p>目的：ホームステイを通じて人々との交流を深め、コミュニケーション能力を伸ばし、外国の文化に触れることにより国際感覚を養う。</p> <p>派遣先：オーストラリア</p> <p>期間：夏季休業中1週間程度</p> <p>派遣人員：中高生16名</p> <p>対象者：市内在住の中高生</p> <p>諸経費：個人負担金10万円、他は市費による。</p>		<p>【国際交流（中国山東省鄒平県）事業】 ～青少年(中学生)の相互訪問を中心とした交流事業～</p> <p>交流事業については「小郡町日中親善協会」に委託して実施。</p> <p>交流経過（平成7～14年度） 訪日団受入10回（うち青少年訪日団4回） 訪中団派遣8回（うち青少年訪中団3回）</p> <p>お互いに平等な関係を保ち、双方の滞在経費を等しく負担している。 諸経費：個人負担金約4万円、他は町費による。</p> <p>平成16年度予算額 3,000千円 政府訪日団（5人）受入、青少年訪中団（20人）派遣予定</p>		<p>1. 事業を行っているのは、山口市、小郡町、徳地町の1市2町であり、秋穂町、阿知須町の2町は事業を行っていない。 各市町において、独自の交流活動が実施されている。</p> <p>2. 事業によって、個人負担金等実施方法に相違がある。</p> <p>3. 小郡町は、友好都市縁組先との交流であり、山口市は、英語圏（学校）との交流である。</p> <p>4. 徳地町は、人材育成事業（生徒用）として平成15年度からの新規事業である。</p>	
		徳地町		課題への対応	
		<p>【徳地町人材育成事業（生徒用）補助金交付要綱】</p> <p>目的：生徒に国際理解教育を受ける機会を与えることにより、国際化・情報化等急進展する社会経済情勢に対応できる人材を育成し、ひいては活力ある将来の徳地町のまちづくりに資するため、予算の範囲内で人材育成事業補助金を交付する。</p> <p>期間：5日以内</p> <p>派遣人員：町内中学生（希望者）</p> <p>諸経費：生徒の負担額は、1人当たりの事業の費用が6万円以内の場合は1万円、6万円を超える場合は1人当たりの事業費用から6万円を控除した額の1/2に1万円を加算した額、他は町補助金による。</p> <p>平成16年度予算額 9,370千円</p>		<p>1市2町において、特性を活かした交流が行われており、継続事業として新市に引き継ぐが、新市移行後、民間団体とも協議し、各市町で実施している事業の一元化等の調整を行う。 また、未実施町とのバランスを考慮し、対象を新市全域に拡大する方向での検討が必要となる。</p>	
				調整案	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	交流事業の状況	小項目	国際交流																													
事業名	姉妹都市縁組等の状況			協定項目	22 各種事務事業の取扱い																													
専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会	コード	23-09-01-01																													
現況				分析																														
<p>姉妹都市縁組の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国名</th> <th>州・省・県等</th> <th>都市名</th> <th>提携年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山口市</td> <td>スペイン</td> <td>ナバラ州</td> <td>パンプローナ市</td> <td>1980. 2.19</td> </tr> <tr> <td>大韓民国</td> <td>忠清南道</td> <td>公州市(こんじゅし)</td> <td>1993. 2.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>友好都市の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国名</th> <th>州・省・県等</th> <th>都市名</th> <th>提携年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>中華人民共和国</td> <td>山東省</td> <td>済南市(さいなんし)</td> <td>1985. 9.20</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>中華人民共和国</td> <td>山東省</td> <td>鄒平県(すうへいけん)</td> <td>1995.5.13</td> </tr> </tbody> </table>					国名	州・省・県等	都市名	提携年月日	山口市	スペイン	ナバラ州	パンプローナ市	1980. 2.19	大韓民国	忠清南道	公州市(こんじゅし)	1993. 2.23		国名	州・省・県等	都市名	提携年月日	山口市	中華人民共和国	山東省	済南市(さいなんし)	1985. 9.20	小郡町	中華人民共和国	山東省	鄒平県(すうへいけん)	1995.5.13	調整上の課題	
					国名	州・省・県等	都市名	提携年月日																										
				山口市	スペイン	ナバラ州	パンプローナ市	1980. 2.19																										
					大韓民国	忠清南道	公州市(こんじゅし)	1993. 2.23																										
	国名	州・省・県等	都市名	提携年月日																														
山口市	中華人民共和国	山東省	済南市(さいなんし)	1985. 9.20																														
小郡町	中華人民共和国	山東省	鄒平県(すうへいけん)	1995.5.13																														
<p>新市移行後、友好都市は、中華人民共和国で2都市となる。(中華人民共和国 - 済南市、鄒平県)</p>																																		
課題への対応																																		
<p>地域の特性を活かした交流により友好都市提携を行っているため、新市移行後も引き続き各々の友好都市提携を継続することとし、新市移行後速やかに相手都市に意思確認を行うこととする。</p>																																		
調整案																																		
<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2. ( )市・町の例により調整する。                  ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6. 廃止の方向で検討する。                  ( ) 7. その他( )</p>																																		

協議第 1 9 号

合併協定項目 2 2 - 2

各種事務事業の取扱い「電算システム事業」



事務一元化現況・分析調書（２）

大項目	情報化の推進	中項目	庁舎の情報化の状況	小項目	電算の管理運営
事業名	電算の管理運営	分科会名	情報分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い
専門部会名	企画部会	コード	09-02-01-01	調整案	
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>1 市町間において、電算化している業務に差異があり、すべての市町において電算化している業務についても、処理上の取扱いが異なっているシステムが多数存在する。</p> <p>2 各市町における電算処理は、処理形態（ホストコンピュータ方式、クライアント・サーバ方式、オフィスコンピュータ方式）使用機器のメーカー及びシステム開発事業者、管理運用形態（自庁処理、外部委託）がそれぞれ異なっており、システム統合に多大な作業が発生する。このため、早急に統合方針を決定する必要がある。</p> <p>3 コンピュータ機器の新規導入又は更新（処理能力のアップ）とシステム統合作業に多くの時間を要する。</p>		<p>1 基幹系システム（住民記録・税等の住民サービス業務中心のシステム）は、短期間で安全確実な統合を行うため、現市町で稼働しているシステムを活用することを基本とし、1つのシステムに統合を図る。</p> <p>2 行政内部システム（財務会計・人事給与システム、グループウェア等）は、サーバにより1つのシステムを基本に統合を図る。</p> <p>3 基幹系システムと関わりの少ない個別システム（水道・図書館システム等）は、各事務事業部門において調整し、最良のシステムを採用する。</p> <p>4 各市町において、それぞれの担当部署で導入又は開発したパソコンシステムは、各事務事業担当課で調整する。ただし、基幹系・内部系システムと連携の強いシステム、総合政策的なシステムについては、情報分科会において統合に向けて調整を図る。</p>		<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . 市・町の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7 . その他( )</p> <p>基幹系システム及び行政内部システムについては、市民サービスの低下を招かないことを目標に、優先順位の高いものから統合を図る。</p> <p>個別のシステム及びパソコンシステムについては、各事務事業担当課等において調整する。</p>	



協議第 2 0 号

合併協定項目 2 2 - 4

各種事務事業の取扱い「消防防災事業」

事務一元化現況・分析調書

大項目	消防・防災・治安	中項目	常備消防の状況	小項目	組織・機構																																																																																																																																																																																																		
事業名	許可・承認等手数料(危険物関係)			協定項目	22各事務事業の取扱い(4)消防防災事業																																																																																																																																																																																																		
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会	コード	15-01-01-11																																																																																																																																																																																																		
現況				分析																																																																																																																																																																																																			
<b>許可・承認等手数料(危険物関係)</b>  消防法の規定に基づく危険物関係の許可・承認等手数料  (1)指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認 (2)危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可 位置、構造又は設備の変更の許可 完成検査 仮使用の承認 完成検査前検査 (3)特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮貯蔵又は仮取扱承認</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">製造所</td> <td>指定数量の倍数が10以下</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>10を超え50以下</td> <td>52,000</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>66,000</td> </tr> <tr> <td>100を超え200以下</td> <td>77,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般取扱所</td> <td>200を超えるもの</td> <td>91,000</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が10以下</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>10を超え50以下</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋内貯蔵所</td> <td>100を超え200以下</td> <td>52,000</td> </tr> <tr> <td>200を超えるもの</td> <td>66,000</td> </tr> <tr> <td>100以下</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>100を超え10,000以下</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外タンク貯蔵所</td> <td>10,000を超えるもの</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>準特定屋外タンク貯蔵所</td> <td>580,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">特定屋外タンク貯蔵所</td> <td>容量が1,000kl以上5,000kl未満</td> <td>900,000</td> </tr> <tr> <td>5,000kl以上10,000kl未満</td> <td>1,090,000</td> </tr> <tr> <td>10,000kl以上50,000kl未満</td> <td>1,210,000</td> </tr> <tr> <td>50,000kl以上100,000kl未満</td> <td>1,540,000</td> </tr> <tr> <td>100,000kl以上200,000kl未満</td> <td>1,800,000</td> </tr> <tr> <td>200,000kl以上300,000kl未満</td> <td>4,230,000</td> </tr> <tr> <td>300,000kl以上400,000kl未満</td> <td>5,590,000</td> </tr> <tr> <td>400,000kl以上</td> <td>6,910,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所</td> <td>400,000kl未満</td> <td>6,320,000</td> </tr> <tr> <td>400,000kl以上500,000kl未満</td> <td>7,970,000</td> </tr> <tr> <td>500,000kl以上</td> <td>11,800,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内タンク貯蔵所</td> <td>指定数量の倍数が100以下</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>100を超えるもの</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>屋外貯蔵所</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>給油取扱所(屋内給油取扱所を除く)</td> <td>52,000</td> </tr> <tr> <td>屋内給油取扱所</td> <td>66,000</td> </tr> <tr> <td>第1種販売取扱所</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>第2種販売取扱所</td> <td>33,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">移送取扱所</td> <td>配管の延長が15km以下</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ配管の延長が7km以上15km以下</td> <td>87,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">移送取扱所</td> <td>配管の延長が15kmを超える</td> <td>87,000円に配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額</td> </tr> <tr> <td>変更許可…設置許可の2分の1に相当する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置許可の完成検査…設置許可の2分の1に相当する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更許可の完成検査…設置許可の4分の1に相当する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮使用承認</td> <td>5,400</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額(円)	仮貯蔵又は仮取扱承認	5,400	製造所	指定数量の倍数が10以下	39,000	10を超え50以下	52,000	50を超え100以下	66,000	100を超え200以下	77,000	一般取扱所	200を超えるもの	91,000	指定数量の倍数が10以下	20,000	10を超え50以下	26,000	50を超え100以下	39,000	屋内貯蔵所	100を超え200以下	52,000	200を超えるもの	66,000	100以下	20,000	100を超え10,000以下	26,000	屋外タンク貯蔵所	10,000を超えるもの	39,000	準特定屋外タンク貯蔵所	580,000	特定屋外タンク貯蔵所	容量が1,000kl以上5,000kl未満	900,000	5,000kl以上10,000kl未満	1,090,000	10,000kl以上50,000kl未満	1,210,000	50,000kl以上100,000kl未満	1,540,000	100,000kl以上200,000kl未満	1,800,000	200,000kl以上300,000kl未満	4,230,000	300,000kl以上400,000kl未満	5,590,000	400,000kl以上	6,910,000	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	400,000kl未満	6,320,000	400,000kl以上500,000kl未満	7,970,000	500,000kl以上	11,800,000	屋内タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下	26,000	100を超えるもの	39,000	簡易タンク貯蔵所	13,000	移動タンク貯蔵所	26,000	積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所	39,000	屋外貯蔵所	13,000	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く)	52,000	屋内給油取扱所	66,000	第1種販売取扱所	26,000	第2種販売取扱所	33,000	移送取扱所	配管の延長が15km以下	21,000	配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ配管の延長が7km以上15km以下	87,000	移送取扱所	配管の延長が15kmを超える	87,000円に配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額	変更許可…設置許可の2分の1に相当する金額		設置許可の完成検査…設置許可の2分の1に相当する金額		変更許可の完成検査…設置許可の4分の1に相当する金額		仮使用承認	5,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水張検査(タンク)</td> <td>容量が10,000L以下</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>10,000Lを超え1,000,000L以下</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>1,000,000Lを超え2,000,000L以下</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2,000,000Lを超える</td> <td>15,000円に百万円又は百万円に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量が600L以下</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>600Lを超え10,000L以下</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10,000Lを超え20,000L以下</td> <td>10,000Lを超え20,000L以下</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">20,000Lを超える</td> <td>15,000円に百万円又は百万円に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000kl以上5,000kl未満</td> <td>450,000</td> </tr> <tr> <td>5,000kl以上10,000kl未満</td> <td>590,000</td> </tr> <tr> <td>10,000kl以上50,000kl未満</td> <td>770,000</td> </tr> <tr> <td>50,000kl以上100,000kl未満</td> <td>1,010,000</td> </tr> <tr> <td>100,000kl以上200,000kl未満</td> <td>1,140,000</td> </tr> <tr> <td>200,000kl以上300,000kl未満</td> <td>1,760,000</td> </tr> <tr> <td>300,000kl以上400,000kl未満</td> <td>2,000,000</td> </tr> <tr> <td>400,000kl以上</td> <td>2,230,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所)</td> <td>1,000kl以上5,000kl未満</td> <td>540,000</td> </tr> <tr> <td>5,000kl以上10,000kl未満</td> <td>690,000</td> </tr> <tr> <td>10,000kl以上50,000kl未満</td> <td>1,040,000</td> </tr> <tr> <td>50,000kl以上100,000kl未満</td> <td>1,440,000</td> </tr> <tr> <td>100,000kl以上200,000kl未満</td> <td>1,810,000</td> </tr> <tr> <td>200,000kl以上300,000kl未満</td> <td>3,490,000</td> </tr> <tr> <td>300,000kl以上400,000kl未満</td> <td>4,280,000</td> </tr> <tr> <td>400,000kl以上</td> <td>4,890,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩盤タンク検査</td> <td>400,000kl未満</td> <td>10,000,000</td> </tr> <tr> <td>400,000kl以上500,000kl未満</td> <td>13,600,000</td> </tr> <tr> <td>500,000kl以上</td> <td>18,700,000</td> </tr> <tr> <td>水張検査(タンク)…完成検査前検査(設置)と同額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水圧検査(タンク)…完成検査前検査(設置)と同額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所)…完成検査前検査(設置)の2分の1に相当する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所)…完成検査前検査(設置)の2分の1に相当する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く)</td> <td>1,000kl以上5,000kl未満</td> <td>340,000</td> </tr> <tr> <td>5,000kl以上10,000kl未満</td> <td>450,000</td> </tr> <tr> <td>10,000kl以上50,000kl未満</td> <td>790,000</td> </tr> <tr> <td>50,000kl以上100,000kl未満</td> <td>1,010,000</td> </tr> <tr> <td>100,000kl以上200,000kl未満</td> <td>1,270,000</td> </tr> <tr> <td>200,000kl以上300,000kl未満</td> <td>3,110,000</td> </tr> <tr> <td>300,000kl以上400,000kl未満</td> <td>3,810,000</td> </tr> <tr> <td>400,000kl以上</td> <td>4,400,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩盤タンク検査</td> <td>1,000kl以上400,000kl未満</td> <td>2,920,000</td> </tr> <tr> <td>400,000kl以上500,000kl未満</td> <td>3,500,000</td> </tr> <tr> <td>500,000kl以上</td> <td>5,260,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">移送取扱所</td> <td>配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ配管の延長が7km以上15km以下</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>配管の延長が15kmを超える</td> <td>70,000円に配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額(円)	水張検査(タンク)	容量が10,000L以下	6,000	10,000Lを超え1,000,000L以下	11,000	1,000,000Lを超え2,000,000L以下	15,000	2,000,000Lを超える	15,000円に百万円又は百万円に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額		容量が600L以下	6,000	600Lを超え10,000L以下	11,000	10,000Lを超え20,000L以下	10,000Lを超え20,000L以下	15,000	20,000Lを超える	15,000円に百万円又は百万円に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額		1,000kl以上5,000kl未満	450,000	5,000kl以上10,000kl未満	590,000	10,000kl以上50,000kl未満	770,000	50,000kl以上100,000kl未満	1,010,000	100,000kl以上200,000kl未満	1,140,000	200,000kl以上300,000kl未満	1,760,000	300,000kl以上400,000kl未満	2,000,000	400,000kl以上	2,230,000	溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所)	1,000kl以上5,000kl未満	540,000	5,000kl以上10,000kl未満	690,000	10,000kl以上50,000kl未満	1,040,000	50,000kl以上100,000kl未満	1,440,000	100,000kl以上200,000kl未満	1,810,000	200,000kl以上300,000kl未満	3,490,000	300,000kl以上400,000kl未満	4,280,000	400,000kl以上	4,890,000	岩盤タンク検査	400,000kl未満	10,000,000	400,000kl以上500,000kl未満	13,600,000	500,000kl以上	18,700,000	水張検査(タンク)…完成検査前検査(設置)と同額		水圧検査(タンク)…完成検査前検査(設置)と同額		基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所)…完成検査前検査(設置)の2分の1に相当する金額		溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所)…完成検査前検査(設置)の2分の1に相当する金額		特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く)	1,000kl以上5,000kl未満	340,000	5,000kl以上10,000kl未満	450,000	10,000kl以上50,000kl未満	790,000	50,000kl以上100,000kl未満	1,010,000	100,000kl以上200,000kl未満	1,270,000	200,000kl以上300,000kl未満	3,110,000	300,000kl以上400,000kl未満	3,810,000	400,000kl以上	4,400,000	岩盤タンク検査	1,000kl以上400,000kl未満	2,920,000	400,000kl以上500,000kl未満	3,500,000	500,000kl以上	5,260,000	移送取扱所	配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ配管の延長が7km以上15km以下	70,000	配管の延長が15kmを超える	70,000円に配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額	<p>調整上の課題</p> <p>「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において定められていることであり、各自治体において相違はない。</p> <p>課題への対応</p> <p>特になし。</p> <p>調整案</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2. 市・町の例により調整する。                  ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6. 廃止の方向で検討する。                  ( ) 7. その他( )</p>
	種別	金額(円)																																																																																																																																																																																																					
仮貯蔵又は仮取扱承認	5,400																																																																																																																																																																																																						
製造所	指定数量の倍数が10以下	39,000																																																																																																																																																																																																					
	10を超え50以下	52,000																																																																																																																																																																																																					
	50を超え100以下	66,000																																																																																																																																																																																																					
	100を超え200以下	77,000																																																																																																																																																																																																					
一般取扱所	200を超えるもの	91,000																																																																																																																																																																																																					
	指定数量の倍数が10以下	20,000																																																																																																																																																																																																					
	10を超え50以下	26,000																																																																																																																																																																																																					
	50を超え100以下	39,000																																																																																																																																																																																																					
屋内貯蔵所	100を超え200以下	52,000																																																																																																																																																																																																					
	200を超えるもの	66,000																																																																																																																																																																																																					
	100以下	20,000																																																																																																																																																																																																					
	100を超え10,000以下	26,000																																																																																																																																																																																																					
屋外タンク貯蔵所	10,000を超えるもの	39,000																																																																																																																																																																																																					
	準特定屋外タンク貯蔵所	580,000																																																																																																																																																																																																					
	特定屋外タンク貯蔵所	容量が1,000kl以上5,000kl未満	900,000																																																																																																																																																																																																				
5,000kl以上10,000kl未満		1,090,000																																																																																																																																																																																																					
10,000kl以上50,000kl未満		1,210,000																																																																																																																																																																																																					
50,000kl以上100,000kl未満		1,540,000																																																																																																																																																																																																					
100,000kl以上200,000kl未満		1,800,000																																																																																																																																																																																																					
200,000kl以上300,000kl未満		4,230,000																																																																																																																																																																																																					
300,000kl以上400,000kl未満		5,590,000																																																																																																																																																																																																					
400,000kl以上	6,910,000																																																																																																																																																																																																						
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	400,000kl未満	6,320,000																																																																																																																																																																																																					
	400,000kl以上500,000kl未満	7,970,000																																																																																																																																																																																																					
	500,000kl以上	11,800,000																																																																																																																																																																																																					
屋内タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下	26,000																																																																																																																																																																																																					
	100を超えるもの	39,000																																																																																																																																																																																																					
簡易タンク貯蔵所	13,000																																																																																																																																																																																																						
移動タンク貯蔵所	26,000																																																																																																																																																																																																						
積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所	39,000																																																																																																																																																																																																						
屋外貯蔵所	13,000																																																																																																																																																																																																						
給油取扱所(屋内給油取扱所を除く)	52,000																																																																																																																																																																																																						
屋内給油取扱所	66,000																																																																																																																																																																																																						
第1種販売取扱所	26,000																																																																																																																																																																																																						
第2種販売取扱所	33,000																																																																																																																																																																																																						
移送取扱所	配管の延長が15km以下	21,000																																																																																																																																																																																																					
	配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ配管の延長が7km以上15km以下	87,000																																																																																																																																																																																																					
移送取扱所	配管の延長が15kmを超える	87,000円に配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額																																																																																																																																																																																																					
	変更許可…設置許可の2分の1に相当する金額																																																																																																																																																																																																						
設置許可の完成検査…設置許可の2分の1に相当する金額																																																																																																																																																																																																							
変更許可の完成検査…設置許可の4分の1に相当する金額																																																																																																																																																																																																							
仮使用承認	5,400																																																																																																																																																																																																						
種別	金額(円)																																																																																																																																																																																																						
水張検査(タンク)	容量が10,000L以下	6,000																																																																																																																																																																																																					
	10,000Lを超え1,000,000L以下	11,000																																																																																																																																																																																																					
	1,000,000Lを超え2,000,000L以下	15,000																																																																																																																																																																																																					
2,000,000Lを超える	15,000円に百万円又は百万円に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額																																																																																																																																																																																																						
	容量が600L以下	6,000																																																																																																																																																																																																					
	600Lを超え10,000L以下	11,000																																																																																																																																																																																																					
10,000Lを超え20,000L以下	10,000Lを超え20,000L以下	15,000																																																																																																																																																																																																					
	20,000Lを超える	15,000円に百万円又は百万円に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額																																																																																																																																																																																																					
		1,000kl以上5,000kl未満	450,000																																																																																																																																																																																																				
5,000kl以上10,000kl未満		590,000																																																																																																																																																																																																					
10,000kl以上50,000kl未満		770,000																																																																																																																																																																																																					
50,000kl以上100,000kl未満		1,010,000																																																																																																																																																																																																					
100,000kl以上200,000kl未満		1,140,000																																																																																																																																																																																																					
200,000kl以上300,000kl未満		1,760,000																																																																																																																																																																																																					
300,000kl以上400,000kl未満	2,000,000																																																																																																																																																																																																						
400,000kl以上	2,230,000																																																																																																																																																																																																						
溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所)	1,000kl以上5,000kl未満	540,000																																																																																																																																																																																																					
	5,000kl以上10,000kl未満	690,000																																																																																																																																																																																																					
	10,000kl以上50,000kl未満	1,040,000																																																																																																																																																																																																					
	50,000kl以上100,000kl未満	1,440,000																																																																																																																																																																																																					
	100,000kl以上200,000kl未満	1,810,000																																																																																																																																																																																																					
	200,000kl以上300,000kl未満	3,490,000																																																																																																																																																																																																					
	300,000kl以上400,000kl未満	4,280,000																																																																																																																																																																																																					
400,000kl以上	4,890,000																																																																																																																																																																																																						
岩盤タンク検査	400,000kl未満	10,000,000																																																																																																																																																																																																					
	400,000kl以上500,000kl未満	13,600,000																																																																																																																																																																																																					
	500,000kl以上	18,700,000																																																																																																																																																																																																					
水張検査(タンク)…完成検査前検査(設置)と同額																																																																																																																																																																																																							
水圧検査(タンク)…完成検査前検査(設置)と同額																																																																																																																																																																																																							
基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所)…完成検査前検査(設置)の2分の1に相当する金額																																																																																																																																																																																																							
溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所)…完成検査前検査(設置)の2分の1に相当する金額																																																																																																																																																																																																							
特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く)	1,000kl以上5,000kl未満	340,000																																																																																																																																																																																																					
	5,000kl以上10,000kl未満	450,000																																																																																																																																																																																																					
	10,000kl以上50,000kl未満	790,000																																																																																																																																																																																																					
	50,000kl以上100,000kl未満	1,010,000																																																																																																																																																																																																					
	100,000kl以上200,000kl未満	1,270,000																																																																																																																																																																																																					
	200,000kl以上300,000kl未満	3,110,000																																																																																																																																																																																																					
	300,000kl以上400,000kl未満	3,810,000																																																																																																																																																																																																					
400,000kl以上	4,400,000																																																																																																																																																																																																						
岩盤タンク検査	1,000kl以上400,000kl未満	2,920,000																																																																																																																																																																																																					
	400,000kl以上500,000kl未満	3,500,000																																																																																																																																																																																																					
	500,000kl以上	5,260,000																																																																																																																																																																																																					
移送取扱所	配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ配管の延長が7km以上15km以下	70,000																																																																																																																																																																																																					
	配管の延長が15kmを超える	70,000円に配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額																																																																																																																																																																																																					
<p>【平成14年度実績】</p> <p>全体件数 : 124件</p> <p>全体実績額 : 2,084千円</p> <p>(根拠法令等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法</li> <li>消防法</li> <li>危険物の規制に関する政令</li> </ul>																																																																																																																																																																																																							

事務一元化現況・分析調書

大項目	消防・防災・治安	中項目	常備消防の状況	小項目	組織・機構																						
事業名	消防証明手数料			協定項目	22 各事務事業の取扱い (4)消防防災事業																						
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会	コード	15 - 01 - 01 - 12																						
現況				分析																							
<p><b>消防証明手数料</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証明手数料</td> <td>1件 200円</td> <td>1件 200円</td> <td>1件 200円 (防府市に委託)</td> <td>1件 150円 (宇部市に委託)</td> <td>1件 200円 (防府市に委託)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成14年度実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>主な消防証明</th> <th>全体件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火災による罹災証明</td> <td>84件</td> </tr> <tr> <td>・救急搬送証明</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>・防火管理者資格再交付</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>123件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(根拠法令等) ・地方自治法 ・山口地域消防組合手数料徴収条例</p>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	証明手数料	1件 200円	1件 200円	1件 200円 (防府市に委託)	1件 150円 (宇部市に委託)	1件 200円 (防府市に委託)	主な消防証明	全体件数	・火災による罹災証明	84件	・救急搬送証明	17件	・防火管理者資格再交付	22件	合 計	123件	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																		
証明手数料	1件 200円	1件 200円	1件 200円 (防府市に委託)	1件 150円 (宇部市に委託)	1件 200円 (防府市に委託)																						
主な消防証明	全体件数																										
・火災による罹災証明	84件																										
・救急搬送証明	17件																										
・防火管理者資格再交付	22件																										
合 計	123件																										
<p>証明手数料は、阿知須町が宇部市に、秋穂町及び徳地町が防府市に消防業務を委託し、それぞれの市の手数料(徴収)条例によっているため、阿知須町については金額に相違がある。</p>		課題への対応																									
		<p>証明手数料については、先の山口県央部合併協議会において1件100円で調整された経緯があり、その調整を基本的に尊重するとともに、証明の内容等も考慮し、1件100円で調整する。 ただし、阿知須町、秋穂町、徳地町の消防業務を、宇部市、防府市にそれぞれ委託する場合には、その間に限り委託した市の手数料による。</p>																									
調 整 案				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( )の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p>																							
( )																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	消防・防災・治安	中項目	常備消防の状況	小項目	組織・機構																							
事業名	タンクの水張検査等の手数料			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (4)消防防災事業																							
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会	コード	15-01-01-13																							
現況				分析																								
<p>火災予防条例によるタンクの水張検査等手数料</p> <p>山口市 ・山口地域消防組合火災予防条例 (タンクの水張検査等) 消防長は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、取扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申し出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。 前項の規定により、タンクの検査を受けようとする者は、別表に掲げる区分により手数料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>(タンク容量)</th> <th>(手数料の額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水張検査</td> <td>容量制限なし</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水圧検査</td> <td>容量600ℓ以下</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>容量600ℓを超える</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	(タンク容量)	(手数料の額)	水張検査	容量制限なし	6,000円	水圧検査	容量600ℓ以下	6,000円	容量600ℓを超える	11,000円	調整上の課題													
				区分	(タンク容量)	(手数料の額)																						
水張検査	容量制限なし	6,000円																										
水圧検査	容量600ℓ以下	6,000円																										
	容量600ℓを超える	11,000円																										
<p>【参考：防府市の例】</p> <p>火災予防条例によるタンクの水張検査等手数料</p> <p>防府市 ・防府市火災予防条例 (タンクの水張検査等) 消防長は、指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申し出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。 前項の規定により、タンクの検査を受けようとする者は、当該検査の申請の際、防府市手数料条例(平成12年法防府市条例第19号)で定めるところにより、手数料を納めなければならない。</p> <p>・防府市手数料条例(抜粋) 危険物製造所等完成検査前検査手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>(タンク容量)</th> <th>(手数料の額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設置</td> <td rowspan="3">水張検査(タンク)</td> <td>容量が10,000ℓ以下</td> <td>1件につき 6,000円</td> </tr> <tr> <td>容量が10,000ℓを超え1,000,000ℓ以下</td> <td>1件につき 11,000円</td> </tr> <tr> <td>容量が1,000,000ℓを超え2,000,000ℓ以下</td> <td>1件につき 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水圧検査(タンク)</td> <td>容量が2,000,000ℓを超える</td> <td>15,000円に百万ℓ又は百万ℓに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額</td> </tr> <tr> <td>容量が600ℓ以下</td> <td>1件につき 6,000円</td> </tr> <tr> <td>容量が600ℓを超え10,000ℓ以下</td> <td>1件につき 11,000円</td> </tr> <tr> <td>容量が10,000ℓを超え20,000ℓ以下</td> <td>1件につき 15,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容量が20,000ℓを超える</td> <td>15,000円に一万ℓ又は一万ℓに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額</td> </tr> </tbody> </table>				区分	(タンク容量)	(手数料の額)	設置	水張検査(タンク)	容量が10,000ℓ以下	1件につき 6,000円	容量が10,000ℓを超え1,000,000ℓ以下	1件につき 11,000円	容量が1,000,000ℓを超え2,000,000ℓ以下	1件につき 15,000円	水圧検査(タンク)	容量が2,000,000ℓを超える	15,000円に百万ℓ又は百万ℓに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	容量が600ℓ以下	1件につき 6,000円	容量が600ℓを超え10,000ℓ以下	1件につき 11,000円	容量が10,000ℓを超え20,000ℓ以下	1件につき 15,000円		容量が20,000ℓを超える	15,000円に一万ℓ又は一万ℓに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	課題への対応	
				区分	(タンク容量)	(手数料の額)																						
設置	水張検査(タンク)	容量が10,000ℓ以下	1件につき 6,000円																									
		容量が10,000ℓを超え1,000,000ℓ以下	1件につき 11,000円																									
		容量が1,000,000ℓを超え2,000,000ℓ以下	1件につき 15,000円																									
	水圧検査(タンク)	容量が2,000,000ℓを超える	15,000円に百万ℓ又は百万ℓに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額																									
容量が600ℓ以下		1件につき 6,000円																										
容量が600ℓを超え10,000ℓ以下		1件につき 11,000円																										
容量が10,000ℓを超え20,000ℓ以下		1件につき 15,000円																										
	容量が20,000ℓを超える	15,000円に一万ℓ又は一万ℓに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額																										
<p>小郡町・・・山口地域消防組合(山口市に同じ。) 秋穂町・・・防府市に業務委託。 徳地町・・・防府市に業務委託。 〔右記、参考参照〕 阿知須町・・・宇部市に業務委託。 (タンク容量の区分、手数料の額は山口市と同じ。)</p>				調整案																								
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p>																								
<p>【平成14年度実績】</p> <p>・全体件数： 1件 ・全体実績額： 6,000円</p>																												

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	消防・防災・治安	中項目	消防団の状況	小項目	組織・機構
事業名	消防団員の定員、任期、定年 組織、人員			協定項目	22各事務事業の取扱い(4)消防防災事業
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会	コード	15-02-01-01、15-02-01-02

現況

山口市		小郡町		秋穂町		阿知須町																																																																																			
(H16.6.1)		(H16.6.1)		(H16.6.1)		(H16.6.1)																																																																																			
組織・人員		組織・人員		組織・人員		組織・人員																																																																																			
<table border="0"> <tr><td rowspan="18">団長</td><td rowspan="18">副団長</td><td>団本部</td><td>18人</td></tr> <tr><td>大殿分団</td><td>16人</td></tr> <tr><td>白石分団</td><td>17人</td></tr> <tr><td>湯田分団</td><td>17人</td></tr> <tr><td>仁保分団</td><td>58人</td></tr> <tr><td>小鱈分団</td><td>44人</td></tr> <tr><td>大内分団</td><td>43人</td></tr> <tr><td>宮野分団</td><td>32人</td></tr> <tr><td>吉敷分団</td><td>38人</td></tr> <tr><td>平川分団</td><td>35人</td></tr> <tr><td>大歳分団</td><td>40人</td></tr> <tr><td>陶分団</td><td>31人</td></tr> <tr><td>鑄銭司分団</td><td>27人</td></tr> <tr><td>名田島分団</td><td>32人</td></tr> <tr><td>秋穂二島分団</td><td>54人</td></tr> <tr><td>嘉川分団</td><td>54人</td></tr> <tr><td>佐山分団</td><td>46人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>実員 602人 (定員 640人)</td></tr> </table>	団長	副団長	団本部	18人	大殿分団	16人	白石分団	17人	湯田分団	17人	仁保分団	58人	小鱈分団	44人	大内分団	43人	宮野分団	32人	吉敷分団	38人	平川分団	35人	大歳分団	40人	陶分団	31人	鑄銭司分団	27人	名田島分団	32人	秋穂二島分団	54人	嘉川分団	54人	佐山分団	46人	合計	実員 602人 (定員 640人)		<table border="0"> <tr><td rowspan="5">団長</td><td rowspan="5">副団長</td><td>団本部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>第1分団</td><td>14人</td></tr> <tr><td>第2分団</td><td>16人</td></tr> <tr><td>第3分団</td><td>18人</td></tr> <tr><td>第4分団</td><td>10人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>実員 72人 (定員 80人)</td></tr> </table>	団長	副団長	団本部	14人	第1分団	14人	第2分団	16人	第3分団	18人	第4分団	10人	合計	実員 72人 (定員 80人)		<table border="0"> <tr><td rowspan="2">団長</td><td rowspan="2">副団長 (2名)</td><td>団本部</td><td>7人</td></tr> <tr><td>大海分団</td><td>20人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中央分団</td><td>20人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>浦分団</td><td>19人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>合計</td><td>実員 66人 (定員 71人)</td></tr> </table>	団長	副団長 (2名)	団本部	7人	大海分団	20人			中央分団	20人			浦分団	19人			合計	実員 66人 (定員 71人)		<table border="0"> <tr><td rowspan="4">団長</td><td rowspan="4">副団長 (2名)</td><td>団本部</td><td>9人</td></tr> <tr><td>第1分団</td><td>23人</td></tr> <tr><td>第2分団</td><td>18人</td></tr> <tr><td>第3分団</td><td>15人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>実員 65人 (定員 70人)</td></tr> </table>	団長	副団長 (2名)	団本部	9人	第1分団	23人	第2分団	18人	第3分団	15人	合計	実員 65人 (定員 70人)	
団長			副団長	団本部	18人																																																																																				
				大殿分団	16人																																																																																				
				白石分団	17人																																																																																				
				湯田分団	17人																																																																																				
				仁保分団	58人																																																																																				
				小鱈分団	44人																																																																																				
				大内分団	43人																																																																																				
				宮野分団	32人																																																																																				
				吉敷分団	38人																																																																																				
				平川分団	35人																																																																																				
				大歳分団	40人																																																																																				
				陶分団	31人																																																																																				
				鑄銭司分団	27人																																																																																				
				名田島分団	32人																																																																																				
				秋穂二島分団	54人																																																																																				
				嘉川分団	54人																																																																																				
				佐山分団	46人																																																																																				
	合計	実員 602人 (定員 640人)																																																																																							
団長	副団長	団本部	14人																																																																																						
		第1分団	14人																																																																																						
		第2分団	16人																																																																																						
		第3分団	18人																																																																																						
		第4分団	10人																																																																																						
合計	実員 72人 (定員 80人)																																																																																								
団長	副団長 (2名)	団本部	7人																																																																																						
		大海分団	20人																																																																																						
		中央分団	20人																																																																																						
		浦分団	19人																																																																																						
		合計	実員 66人 (定員 71人)																																																																																						
団長	副団長 (2名)	団本部	9人																																																																																						
		第1分団	23人																																																																																						
		第2分団	18人																																																																																						
		第3分団	15人																																																																																						
合計	実員 65人 (定員 70人)																																																																																								
						徳地町																																																																																			
						(H16.6.1)																																																																																			
						組織・人員																																																																																			
						<table border="0"> <tr><td rowspan="6">団長</td><td rowspan="6">副団長 (2人)</td><td>団本部</td><td>3人</td></tr> <tr><td>出雲分団</td><td>63人</td></tr> <tr><td>八坂分団</td><td>53人</td></tr> <tr><td>島地分団</td><td>57人</td></tr> <tr><td>柚野分団</td><td>41人</td></tr> <tr><td>串分団</td><td>25人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>実員 242人 (定員 280人)</td></tr> </table>		団長	副団長 (2人)	団本部	3人	出雲分団	63人	八坂分団	53人	島地分団	57人	柚野分団	41人	串分団	25人	合計	実員 242人 (定員 280人)																																																																		
団長	副団長 (2人)	団本部	3人																																																																																						
		出雲分団	63人																																																																																						
		八坂分団	53人																																																																																						
		島地分団	57人																																																																																						
		柚野分団	41人																																																																																						
		串分団	25人																																																																																						
合計	実員 242人 (定員 280人)																																																																																								

消防団員の定員、任期、定年

		山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
消防団員の定員		640人	80人	71人	70人	280人
任期		なし	なし	2年(役員)	4年(再任可) (団員は除く)	なし
定年	団長、副団長	63歳 (団長を除く)	なし	なし	なし	なし
	分団長、副分団長、部長					
	班長以下	60歳				

(根拠法令等)

- ・山口市消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例
- ・山口市消防団の組織に関する規則
- ・小郡町消防団条例
- ・秋穂町消防団条例
- ・秋穂町消防団規則
- ・阿知須町消防団条例
- ・阿知須町消防団規則
- ・徳地町消防団条例
- ・徳地町消防団の組織に関する規則

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	消防・防災・治安	中項目	消防団の状況	小項目	組織・機構
事業名	消防団員の定員、任期、定年 組織、人員	分科会名	総務・消防分科会	協定項目	22 各事務事業の取扱い (4)消防防災事業
専門部会名	総務部会	コード	15-02-01-01、15-02-01-02	調整案	
調整上の課題		課題への対応		調整案	
1. 消防団組織においては、災害時における出動指令体制を一本化しておく必要がある。	1. 消防団の組織については、現在の各市町における分団は新市の分団として位置づけ、団長以下の出動体制及び指揮命令系統を統一する方向で、新市発足までに調整する。 消防庁からの通知「市町村合併に伴う消防団の取扱いについて(通知)」(消防消第194号)の内容を踏まえて、新たに制度等を創設する。	1. 「組織」についての調整案 ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )			
2. 消防団員の定員数及び人員数は、新市の消防力基準の見直し、及び各地域の管轄区域の見直しに基づき実情に応じた調整をする必要がある。	2. 消防団員の定員数、人員数については、各地域の実情に応じた調整を行うべきではあるが、増減等を図ることは地域の理解を得ることが必要であるため、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	2. 「定員・人員」についての調整案 ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )			
3. 団長、分団長等の役員において、任期を定めている町がある。	3. 消防団員役員等の任期については、新市における消防団体制の状況をみながら、その必要性や内容を速やかに調整する。	3. 「任期」についての調整案 ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )			
4. 定年については、山口市は定めているが4町は定めていない。	4. 各地域の団の事情に応じた内部規定により、柔軟な対応を講ずるものとする。	4. 「定年」についての調整案 ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( )の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )			

事務一元化現況・分析調書

大項目	消防・防災・治安		中項目	消防関係団体助成、防災関係団体助成		小項目																																																																																
事業名						協定項目	22各事務事業の取扱い (4)消防防災事業																																																																															
専門部会名	総務部会		分科会名	総務・消防分科会		コード	15-06-01-01、15-07-01-01																																																																															
現況						分析																																																																																
消防関係団体助成						調整上の課題																																																																																
(平成14年度) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">対象事業名称</th> <th rowspan="2">交付数</th> <th rowspan="2">交付金額</th> <th colspan="2">内訳</th> <th rowspan="2">根拠法令等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>内訳</th> <th>内訳又は限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山口市</td> <td rowspan="3">運営費</td> <td>幼少年婦人防火委員会</td> <td>1</td> <td>500,000円</td> <td>定額</td> <td></td> <td>要綱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>婦人防火クラブ</td> <td>3</td> <td>160,000円</td> <td>定額</td> <td>@60,000円×2団体 @40,000円×1団体</td> <td>要綱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少年消防クラブ</td> <td>2</td> <td>40,000円</td> <td>定額</td> <td>@20,000円×2団体</td> <td>要綱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>運営費</td> <td>婦人防火クラブ</td> <td>1</td> <td>45,000円</td> <td>定額</td> <td>@45,000円×1団体</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>その他</td> <td>消防水利助成金</td> <td>2</td> <td>120,000円</td> <td>定額</td> <td>@90,000円、30,000円</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">阿知須町</td> <td>運営費</td> <td>婦人防火クラブ</td> <td>1</td> <td>130,000円</td> <td>定額</td> <td>@130,000円×1団体</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消防操法大会出場助成金</td> <td>1</td> <td>130,000円</td> <td>定額</td> <td>@130,000円×1団体</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合計</td> <td>925,000円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>						市町	区分	対象事業名称	交付数	交付金額	内訳		根拠法令等	備考	内訳	内訳又は限度額	山口市	運営費	幼少年婦人防火委員会	1	500,000円	定額		要綱		婦人防火クラブ	3	160,000円	定額	@60,000円×2団体 @40,000円×1団体	要綱		少年消防クラブ	2	40,000円	定額	@20,000円×2団体	要綱		秋穂町	運営費	婦人防火クラブ	1	45,000円	定額	@45,000円×1団体	なし		徳地町	その他	消防水利助成金	2	120,000円	定額	@90,000円、30,000円	なし		阿知須町	運営費	婦人防火クラブ	1	130,000円	定額	@130,000円×1団体	なし		その他	消防操法大会出場助成金	1	130,000円	定額	@130,000円×1団体	なし		合計				925,000円					1 消防関係及び防災関係団体において行われている助成は、補助対象や補助額が異なっている。 2 防災関係では、以前から火災防御に重点を置いた自衛消防組織の育成を行ってきたが、近年火災のみならず地震、風水害の災害に対処するため、自治会等による自主防災組織の育成の必要性が生じてきた。そのため消防関係組織と防災関係組織との区別がわかりにくい。		
市町	区分	対象事業名称	交付数	交付金額	内訳						根拠法令等	備考																																																																										
					内訳	内訳又は限度額																																																																																
山口市	運営費	幼少年婦人防火委員会	1	500,000円	定額		要綱																																																																															
		婦人防火クラブ	3	160,000円	定額	@60,000円×2団体 @40,000円×1団体	要綱																																																																															
		少年消防クラブ	2	40,000円	定額	@20,000円×2団体	要綱																																																																															
秋穂町	運営費	婦人防火クラブ	1	45,000円	定額	@45,000円×1団体	なし																																																																															
徳地町	その他	消防水利助成金	2	120,000円	定額	@90,000円、30,000円	なし																																																																															
阿知須町	運営費	婦人防火クラブ	1	130,000円	定額	@130,000円×1団体	なし																																																																															
	その他	消防操法大会出場助成金	1	130,000円	定額	@130,000円×1団体	なし																																																																															
合計				925,000円																																																																																		
小郡町については、山口市(山口地域消防組合)に含まれる。 (根拠法令等)・山口地域幼少年婦人防火委員会補助金交付要綱						課題への対応																																																																																
(民間自主防災組織補助金交付要綱)						1 現在、各自治体において行われている消防、防災関係団体への助成は、その対象、金額が異なっているが、地域防災計画に基づき活動を行ってきた地域の理解を得る必要もあり、新市移行後速やかに調整する。 2 なお、消防関係と防災関係との補助対象となる事業は、関係団体の組織基盤、名称及び主たる活動内容等が複雑に入り組んでおり、また各自治体において所管課が異なる場合もあるため、常備消防、消防団等の非常備消防、自衛消防組織を含む自主防災組織のあり方をそれぞれ整理した上で調整する。																																																																																
防災関係団体助成						調整案																																																																																
(平成14年度) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">対象事業名称</th> <th rowspan="2">交付数</th> <th rowspan="2">交付金額</th> <th colspan="2">内訳</th> <th rowspan="2">根拠法令等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>内訳</th> <th>内訳又は限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小郡町</td> <td>運営費</td> <td>私設消防組</td> <td>8</td> <td>800,000円</td> <td>定額</td> <td>@100,000円×8団体</td> <td>要綱</td> <td>14年度から8団体へ減</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td>ポンプ購入補助</td> <td>0</td> <td>実績なし</td> <td>1/3</td> <td>(限度額)284,000円</td> <td>要綱</td> <td>申請なし</td> </tr> <tr> <td>消防車両購入補助</td> <td>0</td> <td>実績なし</td> <td>1/3</td> <td>(限度額)200,000円</td> <td>要綱</td> <td>申請なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">秋穂町</td> <td>運営費</td> <td>自衛消防団</td> <td>20</td> <td>1,400,000円</td> <td>定額</td> <td>@70,000円×20団体</td> <td>要綱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>設備購入補助</td> <td>2</td> <td>418,000円</td> <td>1/3</td> <td>-</td> <td>要綱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>出初式参加補助</td> <td>20</td> <td>200,000円</td> <td>定額</td> <td>@10,000円×20団体</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合計</td> <td>2,818,000円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>						市町	区分	対象事業名称	交付数	交付金額	内訳		根拠法令等	備考	内訳	内訳又は限度額	小郡町	運営費	私設消防組	8	800,000円	定額	@100,000円×8団体	要綱	14年度から8団体へ減	設備	ポンプ購入補助	0	実績なし	1/3	(限度額)284,000円	要綱	申請なし	消防車両購入補助	0	実績なし	1/3	(限度額)200,000円	要綱	申請なし	秋穂町	運営費	自衛消防団	20	1,400,000円	定額	@70,000円×20団体	要綱		設備	設備購入補助	2	418,000円	1/3	-	要綱		その他	出初式参加補助	20	200,000円	定額	@10,000円×20団体	なし		合計				2,818,000円					( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )											
市町	区分	対象事業名称	交付数	交付金額	内訳						根拠法令等	備考																																																																										
					内訳	内訳又は限度額																																																																																
小郡町	運営費	私設消防組	8	800,000円	定額	@100,000円×8団体	要綱	14年度から8団体へ減																																																																														
	設備	ポンプ購入補助	0	実績なし	1/3	(限度額)284,000円	要綱	申請なし																																																																														
		消防車両購入補助	0	実績なし	1/3	(限度額)200,000円	要綱	申請なし																																																																														
秋穂町	運営費	自衛消防団	20	1,400,000円	定額	@70,000円×20団体	要綱																																																																															
	設備	設備購入補助	2	418,000円	1/3	-	要綱																																																																															
	その他	出初式参加補助	20	200,000円	定額	@10,000円×20団体	なし																																																																															
合計				2,818,000円																																																																																		
山口市、阿知須町、徳地町について助成制度はない。 (根拠法令等)・民間自主防災組織補助金交付要綱 ・秋穂町自衛消防団運営等補助金交付要綱						・私設消防組消防施設整備費補助金交付要綱 ・秋穂町消防施設補助金交付要綱																																																																																

協議第 2 1 号

合併協定項目 2 2 - 1 3

各種事務事業の取扱い「都市計画事業」



# 事務一元化現況・分析調書（１）

大項目	都市計画	中項目	開発の状況	小項目	都市計画事業
事業名	都市計画区域、区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）用途地域の状況			協定項目	22 各種事務事業の取扱い（13）都市計画事業
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-02-01-01

## 現況

### 都市計画区域

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために定められた区域であり、都市計画法又はその他の法令の規制を受けるべき土地として指定された区域をいいます。いわば、都市計画を策定する基本となる区域といえます。

### 市街化区域及び市街化調整区域

市街地の周辺部においては、道路や下水道などの都市施設の整備が充分には行われていません。このような状況の中で、無秩序な市街化が進むと良好な市街地形成を阻害し、効率的な公共投資ができなくなります。そのため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しており、これがいわゆる線引きといわれています。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域と今後10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域によって構成されており、用途地域の指定による適正な土地利用や積極的な都市施設の整備を推進する区域を指定しています。また、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、農林漁業の振興や自然環境の保全を図る区域として定められています。

### 用途地域

用途地域は、地域の種別に応じて、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどを規制することによって、適正な機能と良好な環境を有する健全な市街地の形成を図るための制度であり、地域地区制度の基本となるものです。

### 用途地域の種別

用途地域は次の12の地域からなっています。

種別	性 格
第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種低層住居専用地域	小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種中高層住居専用地域	一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種住居地域	大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域
第二種住居地域	大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
商業地域	店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
準工業地域	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
工業地域	工業の利便の増進を図る地域
工業専用地域	専ら工業の利便の増進を図るための地域

### 都市計画区域等の現状（平成16年3月31日現在）

現在人口は住民基本台帳の数字

	都市計画区域			市街化区域			市街化調整区域		人口集中地区		用途地域		用途地域外	
	面積	平成12年 国調人口	現在人口	面積	平成12年 国調人口	現在人口	面積	現在人口	面積	平成12年 国調人口	面積	現在人口	面積	現在人口
山 口 市	28,405ha	136,598人	135,814人	区域区分なし				1,791ha	74,041人	3,188ha	91,192人	25,217ha	44,622人	
小 郡 町	3,238ha	22,865人	22,583人	区域区分なし				400ha	15,715人	895.2ha	21,719人	2,342.8ha	864人	
秋 穂 町	2,409ha	7,941人	8,042人	区域区分なし								2,409ha	8,042人	
徳 地 町														
阿 知 須 町	2,549ha	8,823人	8,935人	区域区分なし						215.3ha	4,888人	2,334ha	4,047人	

### 用途地域の状況（平成16年3月31日現在）

	用 途 地 域													計
	第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第2種 中高層住居 専用地域	第1種 住居 地域	第2種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用地域		
山 口 市	840	4	688	111	268	300	78	124	149	316	250	60	3,188	
小 郡 町	226		102	16	181	5.6		4.6	69	291			895.2	
秋 穂 町														
徳 地 町														
阿 知 須 町	30		21	9.1	113			20	4.2	18			215.3	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	都市計画	中項目	開発の状況	小項目	都市計画事業
事業名	都市計画区域、区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)、用途地域の状況			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(13)都市計画事業
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-02-01-01
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>山口市と小郡町は一部地域を除き、阿知須町は全域において、都市計画区域を設定し、用途地域を設定しているが、区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)をしていない。</p> <p>秋穂町は全域において都市計画区域を設定しているが、区域区分、用途地域の設定をしていない。</p> <p>徳地町は都市計画区域を設定していない。</p>		<p>新市移行後、速やかに新市の基本構想を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、早期に新市の都市計画審議会の意向を踏まえ、市街化区域・市街化調整区域の設定に努めることとする。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p> <p>合併後の都市計画区域については、当面現行どおりとするが、新市移行後、速やかに新市の基本構想を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、早期に新市の都市計画審議会の意向を踏まえ、市街化区域・市街化調整区域の設定に努める。</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	税制の状況(対象、税率等)
事業名	都市計画税	分科会名	税務分科会	協定項目	8 地方税の取扱い
専門部会名	財務部会			コード	07-01-02-09

現況

分析

都市計画税

区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
課税客体	土地、家屋 (都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内に所在するもの(山林、一部農地等を除く。))	土地、家屋 (都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち用途地域、榎野川以東及び小郡開作(山林、農地等を除く。))	都市計画区域の指定をしているが、課税していない。	土地、家屋 (都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内に所在するもの)	都市計画区域の指定なし。
納税義務者	固定資産の所有者	同左		山口市に同じ	
賦課期日	1月1日	同左		山口市に同じ	
税率及び免税点	・ 課税標準額0.2% (用途地域0.3%) ・ 免税点;固定資産税が免税点未滿となるもの	・ 課税標準額0.25% ・ 免税点;同左		小郡町に同じ	
賦課徴収等	・ 固定資産税の賦課徴収の例による ・ 固定資産税の賦課徴収にあわせて賦課徴収する	同左		山口市に同じ	
納期	1期 4月16日~4月30日 2期 7月16日~7月31日 3期 12月16日~12月28日 4期 2月16日~2月末	1期 4月16日~4月30日 2期 7月1日~7月31日 3期 12月1日~12月25日 4期 2月16日~2月末		1期 4月17日~4月30日 2期 7月1日~7月31日 3期 12月1日~12月25日 4期 2月16日~2月末	

調整上の課題

構成市町において、課税客体及び税率等に差異がある。

課題への対応

課税客体及び税率については、新市発足後の都市計画(区域、区域区分 線引き 等の見直し・検討)や都市計画事業の状況に基づいて、速やかに調整するものとする。  
ただし、納期については、固定資産税の納期に合わせる必要があるため、小郡町の例により調整する。

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. ( )の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7. その他( )  
課税客体及び税率については、新市発足後の都市計画(区域、区域区分 線引き 等の見直し・検討)や都市計画事業の状況に基づいて速やかに調整するものとし、当面、従来どおりとする。  
ただし、納期については、小郡町の例により調整する。

参考：都市計画区域・市街地区域の現状(平成16年3月31日現在)

区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
都市計画区域	面積	28,405ha	3,238ha	2,409ha	2,549ha
	平成12年国調人口	136,598人	22,865人	7,941人	8,823人
	現在人口	135,814人	22,583人	8,042人	8,935人
市街化区域	面積	区域区分なし	同左	同左	同左
	平成12年国調人口				
	現在人口				
市街化調整区域	面積	同左	同左	同左	都市計画区域の指定なし。
	現在人口				
人口集中地区	面積	1,791ha	400ha	-	-
	平成12年国調人口	74,041人	15,715人	-	-
用途地域	面積	3,188ha	895.2ha	-	215.3ha
	現在人口	91,192人	21,719人	-	4,888人
用途地域外	面積	25,217ha	2,342.8ha	2,409ha	2,334ha
	現在人口	44,622人	864人	8,042人	4,047人

現在人口は住民基本台帳の数字

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	開発の状況	小項目	都市計画事業
事業名	まちづくり団体活動支援			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(13)都市計画事業
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-02-01-09
現況				分 析	
山 口 市		小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町		調 整 上 の 課 題	
<p>山口市まちづくり団体活動補助金交付要綱</p> <p>(目的) この要綱は、中心市街地において計画的なまちづくりを推進する団体等を補助することによって、地域の特性を活かした個性的で魅力ある住民主体によるまちづくり活動を促進し、住環境の改善、都市機能の更新、土地の合理的かつ健全な高度利用等を図ることを目的とする。</p> <p>(補助の対象となる団体) この要綱において、補助の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号のいずれかの活動を行うもの。 (1)山口市中心市街地活性化基本計画に掲げる中心市街地の区域内において、前条の目的のために、地区住民を中心に街区単位または自治会単位で構成された複数の組織をまちづくりの視点から統括し、総合的・一体的な意見集約や調整等を行う団体で、かつ規約又は定款を定めているもの。 (2)その他上記活動と同等の活動を行う団体で、特に市長が認めたもの。</p> <p>(補助内容) 市長は、第1条の目的を推進するため、補助対象団体に対し次の各号に該当する費用を予算の範囲内で補助することができる。 (1)まちづくりに関する調査・研究に要する費用 (2)講習会、研究会等の開催に伴う費用 (3)広報誌、パンフレット等の作成及び頒布に要する費用 (4)前各号以外に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用</p> <p>(補助金額) 補助金の額は原則として一団体に対して、単年度150万円を限度とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(補助期間) 補助金交付の期間は、原則として一団体に対して、3年を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>附 則 この要綱は、平成14年6月4日から施行する。</p>		<p>該当なし</p>		<p>中心市街地の計画的な整備を推進する団体を対象に助成を行う事業であり、山口市のみ実施している。</p>	
課 題 へ の 対 応					
<p>中心市街地の活性化を目的とした比較的新しい制度であり、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市における中心市街地の位置付け等を見つつ随時調整することとする。</p>					
調 整 案					
<p>( )1.現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2.市・町の例により調整する。 ( )3.新たに制度等を創設する。 ( )4.新市移行後、速やかに調整する。 ( )5.新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6.廃止の方向で検討する。 ( )7.その他( )</p>					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	都市計画	中項目	開発の状況	小項目	都市計画事業
事業名	都市景観条例	分科会名	都市計画分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い(13) 都市計画事業
専門部会名	建設部会			コード	11-02-01-10

現 況  
山 口 市

山口市都市景観条例(概要)

この条例は山口市の都市景観形成に関して基本的かつ必要な事項を定めることにより、緑豊かな美しい自然と歴史的、文化的遺産に恵まれた山口にふさわしい個性あるまちづくりと市民文化の向上に資することを目的としている。この中で、「都市景観形成基本計画」の策定や「都市景観形成地区」の指定について規定しており、都市景観形成地区に指定すると、市長は「地区景観形成方針」及び「地区景観形成基準」を定めることとなっている。また、都市景観形成地区内では、建築物の新築・増築や宅地の造成等を行なう場合、市長に行為の届出を行わなければならない、市長は当該行為が地区景観形成方針及び地区景観形成基準に適合するよう助言又は指導することとしている。

また、都市景観形成地区以外で「大規模建築物(近隣商業地域及び商業地域で地上の階数が6階以上、延べ床面積5,000㎡以上)」の新築・増築等を行おうとする者も市長に届け出なければならない、市長は、必要があると認めるときは当該行為について助言又は指導することとしている。

これらの景観形成地区内での行為の届出及び大規模建築物の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、若しくは市長の助言又は指導に従わない者があった場合において、良好な都市景観を形成するために必要がある場合は、市長はその事実を公表できることとしている。

その他、本条例では「都市景観形成建築物等の指定」、「景観づくり地区団体の認定」、「表彰」、「都市景観の形成に係る助成等」等についても定めている。

都市景観形成地区として「一の坂川周辺地区(12ha)」を平成7年8月に指定。現在のところ地区指定はこの1箇所のみ。

大規模建築物の届出件数  
平成11年度...4件  
平成12年度...3件  
平成13年度...2件  
平成14年度...3件

山口市都市景観基本計画(平成7年4月策定)

この計画は、「山口市都市景観条例」に基づき策定したものであり、都市景観を総合的かつ計画的に形成するための基本理念や施策の在り方を示すものです。この基本計画は、具体的に都市景観を形成する場合に、行政、市民、事業者にとって、都市景観という視点から基本的な指導理念、または実質的なマスタープランとしての役割を担うものです。

山口市都市景観形成助成金交付要綱(概要)

山口市都市景観系条例に基づき平成11年10月に施行。都市景観形成地区内で建築物の新築・増築や宅地の造成等を行なう行為について、地区景観形成方針及び地区景観形成基準に適合し、かつ、市長が別に定める街なみ整備基準に適合する場合は、都市景観助成金を交付する。

なお、助成金の交付は同一の建築物に対しては1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

助成対象基準(助成対象となる行為)

項目	修景基準	助成対象
建 物	屋根	・勾配屋根で、色彩が無彩色又は茶系のも ・日本瓦等
	外壁	・自然の風合いや質感のある材料 ・漆喰塗り、板張り等 ・無彩色や茶系など、一の坂川の自然と調和した色彩のもの
	開口部 玄関	・落ち着いた感じの外壁や伝統的なデザインの外壁と調和するもの ・格子、木製建具、むしご窓等 ・デザイン、修景に配慮した出入り口の扉、引き戸、格子戸等
外 構	色彩変更	・無彩色や茶系など、一の坂川の自然と調和した色彩への変更 ・外観の過半にわたる変更
	塀、門	・和風を基調としたもの ・一の坂川の自然と調和した自然の風合いがあるもの ・漆喰塗り壁、板塀、石塀等 ・ブロック塀の漆喰風塗り仕上げ等の修景 ・冠木門、その他和風の門等
付 属 物	屋外 広告物	・建物のデザインと調和したもの ・突き出し看板のうち飾り看板 ・壁面利用看板
	設備機器 の修景	・建物と一本化されたもの ・空調機器や自動販売機の修景のための工作物 ・隠蔽されたもの
	その他	・一の坂川の自然に調和した風 ・景観形成に寄与すると認められるもの

種別	対 象 物 件	助成率	限度額
建 物	屋根	1/3	60万円
	外壁	1/3	20万円
	開口部、玄関	1/3	20万円
外 構	外観の過半にわたる色彩の変更	1/3	20万円
	塀、門	1/3	50万円
付 属 物	屋外広告物	1/3	10万円
	設備機器の隠蔽	1/3	25万円
	その他(市長が対象物件と認めるもの)	1/3	50万円

助成金は総額100万円を限度とする。  
助成金実績  
平成11年度...1,317,000円(5件)  
平成12年度...1,103,000円(4件)  
平成13年度...1,052,000円(3件)  
平成14年度... 302,000円(2件)

都市景観形成推進協議会

山口市都市景観条例を踏まえ、緑豊かな都市景観を推進するため都市景観形成推進協議会を設置している。この協議会は、市長の諮問に応じ、都市景観形成基本計画に関することや都市景観形成地区に関すること等について審議することとしている。協議会委員は山口市都市計画審議会委員、学識経験者、専門家及び関係行政機関の職員15人以内で組織している。

景観形成助成対象範囲

項 目	適 用 範 囲
屋 根	屋根葺き仕上げ材(瓦等)及びその施工費
外 壁	下地を除く外壁仕上げ材及びその施工費
開 口 部	材料費及びその施工費
色 彩 変 更	材料費及びその施工費
囲 障	土工を除く材料費及びその施工費
看 板 等	材料費及びその施工費
そ の 他	材料費及びその施工費

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	都市計画	中項目	開発の状況	小項目	都市計画事業
事業名	都市景観条例			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(13)都市計画事業
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-02-01-10
現況		分析			
小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町		調整上の課題		課題への対応	
該当なし		山口市だけの制度であり、他の4町は定めていない。		<p>緑豊かな自然と歴史的・文化的遺産を有する新市においても個性的なまちづくりを行う必要があることから、山口市の例により調整することとする。</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2. 山口市の例により調整する。                  ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6. 廃止の方向で検討する。                  ( ) 7. その他( )</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	開発の状況	小項目	市街地再開発事業
事業名	市街地再開発事業の促進			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(13) 都市計画事業
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-02-04-02
現況			分析		
山口市		小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町		調整上の課題	
<p>山口市市街地再開発促進事業補助</p> <p>(目的) 山口市中心市街地区内において市街地再開発事業を推進する団体に対し補助を行うことにより魅力的な中心市街地の再構築を促進することを目的とする。</p> <p>(補助対象団体) 補助の対象となる団体は、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 0.5ヘクタール以上の街区又は数街区を単位とした地区において土地所有権及び地上権を有する者(以下「土地所有者等」という。)の3分の2以上が加入している団体で、中心市街地区にふさわしいまちづくりを推進することを目的とし、まちづくりの基本構想及び事業手法の調査、研究、広報等を行うもので規約が定められているもの (2) 市街地再開発事業の実施を目的とし、街区又は数街区を単位とした地区において土地所有者等の3分の2以上で構成された市街地再開発準備組合で、市街地再開発組合設立のための準備を行っており規約又は定款が定められているもの (3) 市街地再開発準備組合と同等の活動を行う団体で、公共の福祉に寄与すると市長が認めたもの</p> <p>(補助対象経費) 市長は、予算の範囲内において、補助対象団体に対し次に掲げる費用を補助する事ができる。 (1) 集会、研究会、視察、講演等の開催に伴う会場使用料及び講師の謝礼に要する費用 (2) 広報誌、パンフレット等の作成に要する費用 (3) 市街地再開発事業の実施に関する調査及び研究に要する費用 (4) 運営に必要な事務費用 (5) 前各号以外に、掲げるもののほか、市長が必要と認める費用</p> <p>(補助率及び限度額) 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、かつ、50万円を越えない額とする。 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。 その他、市長が特に必要と認める場合には、補助対象経費の総額の範囲内において市長が定める額を補助金の額とすることができる。ただし、50万円を限度とする。</p> <p>(補助対象期間) 同一団体に対する補助金の交付は、原則として5年間を限度とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。</p>		該当なし		<p>山口市のみの事業であり、他の4町は実施していない。</p>	
課題への対応					
<p>新市においても中心市街地区内における市街地再開発事業を促進するため、山口市の例により調整する。</p>					
調 整 案					
<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 山口市の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p>					

協議第 2 2 号

合併協定項目 2 2 - 1 4

各種事務事業の取扱い「建設事業」



「市町道等の取扱いについて」総括表

- A 10-01-02-04 市町道認定基準 ..... P 8 5
- B 10-01-05-01 道路改良事業 ..... P 8 6
- C 10-01-02-05 認定外道路指定基準 ..... P 8 7
- D 10-01-05-03 認定外道路整備事業 ..... P 8 8

A	B	C	D
---	---	---	---

基準・事業 市 町 名		公 有 地						民 有 地			
		市 町 道			認定外道路（生活道）			生 活 道			
		認定基準 （幅員）	道路改良事業 （幅員）	現況が認定基準未滿の 道路の認定・改良 （要望道路）	認定（寄付 採納）基準	整 備 事 業			整 備 事 業		
基準	費用負担					内容	基準	費用負担	内容		
現 況	山 口 市	4 m	5 m	道路整備計画道路改良事業以外の道路は、用地寄付後、認定・改良	2 m	2 m・2 戸 1 m～2 m	地元負担 市直営	舗装	2 m・2 戸 1 m～2 m	地元負担 市直営	舗装
	小 郡 町	幅員の 定めなし	定めなし	買収後、認定・改良	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
	秋 穂 町	定めなし	定めなし	買収後、認定・改良	定めなし	2 m・5 戸	町直営	改良	2 m・5 戸	町直営	改良
	徳 地 町	4 m (2 m)	定めなし	買収後、認定・改良	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
	阿知須町	幅員の 定めなし	定めなし	買収後、認定・改良	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
調整案		4 m	5 m	計画的に整備する道路 ：買収後、認定・改良 要望道路 ：用地寄付後、認定・改良 ：補助金交付後、地権者による改良の後、用地寄付、認定	2 戸	5 戸 5 戸未滿	市直営 補助金	舗装及び 既設の簡易な 側溝の修繕	5 戸	補助金	舗装
備 考											

山 口 市： 市道の認定に関する基準、 団地内道路等の寄付採納基準、 道路整備計画道路改良事業、 生活道路改良事業、 山口市市道外舗装事業、 「ふれあい安全の道」舗装事業  
 小 郡 町： 町道の認定に関する基準  
 秋 穂 町： 秋穂町生活道整備実施要綱  
 徳 地 町： 町道の認定に関する基準  
 阿知須町： 町道の認定に関する基準、 （阿知須町道路改良事業）

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	市町道			
事業名	市町道認定基準			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(14) 建設事業			
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-01-02-04			
現況			分					
山口市			小郡町					
<p>市道の認定に関する基準</p> <p>(目的) 道路法に規定する市道の認定を行う場合における必要な基準を定め、適正な市道路線網の整備を図ること</p> <p>(認定基準) 市道に路線認定する道路は、一般交通の用に供している道路及び自転車歩行者専用道路等であり、次の各号に該当するものでなければならない。 路線の起点及び終点がそれぞれ公道に接している道路 公道と公共施設とを連絡する道路又は公共施設を相互に連絡する道路 公道と集落及び団地等とを連絡する道路 都市計画法又は土地区画整理法の規定に基づき施行された道路 自転車歩行者専用道路等 その他公共の見地から市長が特に重要と認める道路</p> <p>(認定要件) 認定基準に基づき認定しようとする道路は、原則として次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。 道路幅員は、4メートル以上であること。ただし、自転車歩行者専用道路については、2メートル以上とする。なお、幅員4メートル未満については用地提供(無償)の同意があり、5メートル以上に拡幅されることが確約できるもの。 道路の構造が交通上支障のないものであること。 道路の占用物件の配置箇所が適正であること。 道路の敷地の境界は、隣接土地所有者との間に紛争が生じないよう明確にされていること。 道路敷地及び附属物が寄付等により市に所有権移転ができるものであること。ただし、所有権移転ができない場合は、市道として使用することについて、所有者等の同意が得られるものであること。 団地内道路や下水道管路敷地のうち、山口市名義になって生活道路として機能している道路 前各号に掲げるもののほか、公共の見地から市長が特に重要と認められたもの。</p>			<p>町道の認定に関する基準</p> <p>(目的) 道路法の規定に基づき、町道の認定基準に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定基準) 町道に路線認定する道路は、一般交通の用に供している道路及び自転車歩行者専用道路等で、次の各号の一に該当するものでなければならない。 路線の起点及び終点がそれぞれ公道に接している道路 公道と公共施設とを連絡する道路又は公共施設を相互に連絡する道路 公道と集落又は団地等とを連絡する道路 都市計画法又は土地区画整理法の規定に基づき施行された道路 自転車歩行者専用道路等 その他公共の見地から町長が特に重要と認める道路</p>			<p>析</p> <p>調整上の課題</p> <p>秋穂町を除き基準を定めているが、市町により、内容が異なる。 なかでも、主たる基準である幅員について、山口市・徳地町は4m以上、小郡町・阿知須町は定めなし等、取扱いが異なっている。</p>		
			徳地町					
阿知須町			課題への対応					
<p>町道の認定に関する基準</p> <p>(目的) 道路法の規定に基づき、町道の認定基準に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定基準) 町道に路線認定する道路は、一般交通の用に供している道路及び自転車歩行者専用道路等で、次の各号の一に該当するものでなければならない。 路線の起点及び終点がそれぞれ公道に接している道路 公道と公共施設とを連絡する道路又は公共施設を相互に連絡する道路 公道と集落又は団地等とを連絡する道路 都市計画法又は土地区画整理法の規定に基づき施行された道路 自転車歩行者専用道路等 その他公共の見地から町長が特に重要と認める道路</p>			<p>町道の認定に関する基準</p> <p>(目的) 道路法に規定する町道路線に認定することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定要件) 町道路線に認定しようとする道路は、次に定める要件を備え、かつ、認定基準の1以上に該当するものでなければならない。 道路幅員は、4メートル以上であること。 道路敷の所有権を町に移転させることができるものであること。ただし、道路敷が公有地の場合又は、共有地その他特別の理由により所有権の移転をすることができないと認められる場合にあっては当該道路を町道として使用することについて関係者の同意を得られるものであること。 路線は、原則として自動車交通可能な道路であること。ただし、当該路線の新設又は改築を行う確実な計画がある場合は、この限りでない。 道路行政の円滑な推進と住民福祉の向上に寄与すると認められるものであること。</p> <p>(認定基準) 道路を町道路線に認定しようとする場合の基準は、次の各号に定めるところによる。 路線の起点及び終点が主要道路(幅員が4メートル以上の公道をいう。以下同じ。)と連絡している道路。 主要道路と主要公共施設等を相互に連絡するもの。 主要道路と集落及び住宅団地等を連絡するもの。 産業振興の上で必要であり、かつその経済的効果が大きいと認められるもの。 史跡、名勝等観光地整備のため必要があると認められるもの。 その他の公益の見地から町長が特に認められたもの。</p> <p>(特例) 道路幅員が2メートル以上で、起終点が主要道路と連絡している道路、又は住宅2戸以上に通じる路線で終点が主要道路と連絡のない路線については終点付近に回転場の確保ができる道路については、認定基準にかかわらず町道路線に認定することができる。</p>			<p>案</p> <p>山口市の例により調整することとする。 なお、既に認定している市町道については、新市移行後も引き続き、新市の市道として取り扱うものとする。</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 山口市の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p>		

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	道路の整備状況等
事業名	道路改良事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(14) 建設事業
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-01-05-01
現況			析		
山口市		阿知須町		調整上の課題	
<p>道路整備計画道路改良事業</p> <p>(目的) 市民の生活環境整備、安全で円滑な交通体系の確立及び地域の振興のための市道整備を投資効果を勘案し、計画的に実施する。</p> <p>(整備基本方針)</p> <p>(1) 交通量や土地利用とを整合した市道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な道路網の確保</li> <li>・適正な道路幅員の確保</li> </ul> <p>(2) 暮らしの利便性、安全性、快適性の向上を図る市道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生活基盤を支援する</li> <li>・住宅整備を促進する</li> </ul> <p>(3) 地域の連携促進や地域振興のための市道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地内道路網の形成</li> <li>・都市内幹線道路網の形成</li> </ul> <p>(用地買収等) 用地買収等に対しては、適正な価格をもって補償するものとし、買収面積については実測とする。</p> <p>生活道路改良事業</p> <p>(目的) 日常生活の基盤である市道について、地元要望に基づき特に地域住民にとって整備が必要と考えられる箇所の整備を行い、暮らしの利便性、安全性、快適性の向上を図る。</p> <p>(概要) 車同士のすれ違いができる幅員5.0m以上で道路拡幅また、安全で円滑な交通を確保するための局所的な交差点改良、待避所設置等整備。</p> <p>(用地買収等) 用地については、無償提供を原則としている。ただし、交差点改良、待避所設置等については用地買収を行う。簡易な物件(堀、生け垣等)については補償する。</p>		<p>(目的) 地元の要望に基づき阿知須町が単独で整備する道路改良事業及び排水路整備事業において、用地買収と物件補償を伴う事業について、必要な事項を定め事業の円滑な遂行と適性、かつ、合理的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(採択基準) 単独事業の範囲は、阿知須町内とし、当該事業の用地買収等に係わる関係者全員(水利権を含む。)の賛同が得られ、かつ、次の各号に定める基準のいずれかに該当するものについて、町長は、予算の範囲内で用地買収等を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 通学路の拡幅、歩道整備等学童の安全な通行確保のため緊急に整備の必要があると認められるもの</p> <p>(2) 交通の安全を確保するための突角せん除、交差点改良、待避所等緊急に整備の必要があると認められるもの</p> <p>(3) 幹線道路網の形成上、又道路の管理上、現状のまま放置すれば重大事故につながる恐れがあり、緊急に整備の必要があると認められるもの</p> <p>(4) 車の交通量が著しく多く、構造、線形、縦断勾配等が交通安全上支障をきたし、かつ、公共上特に道路整備の必要があると認められるもの</p> <p>(5) 生活排水路、雨水排水路で緊急に整備の必要があると認められるもの</p> <p>(6) 前5号に定めるもののほか、他の公共事業等の実施に関連して道路改良及び排水路整備の必要があると認められるもの</p> <p>(用地買収等) 用地買収等に対しては、適正な価格をもって補償するものとし、買収面積については実測とする。</p> <p>(供用地の取扱い) 現況道路及び排水路として利用されている用地は、この要綱の規定にかかわらず用地買収は行わないものとする。</p>		<p>山口市・阿知須町については、道路改良事業を実施するにあたりあらかじめ必要な事項等を定めているが、小郡町・秋穂町・徳地町は特に定めがなく個別に対応している。</p> <p>山口市は道路改良について、道路整備計画による計画道路と地元要望に基づく生活道路とに区別し定めている。</p> <p>徳地町は過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進整備計画により事業を実施している。</p> <p>道路改良事業の際の幅員について、山口市は5mとしているが、阿知須町及び他の3町は基準を設けていない。</p> <p>また、道路改良に伴う用地の取得について、山口市は計画道路は買収、生活道路は地権者からの寄付としているが、他の4町は買収としている。</p>	
				課題への対応	
				<p>計画的に整備する道路と地元要望に基づく生活道路に区別し定めている山口市の例により調整することとする。(徳地町については、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進整備計画によるものとする。)</p> <p>ただし、幅員については、特に交通量の少ない路線については4mとする。</p>	
		小郡町・秋穂町・徳地町		調整案	
該当なし(特に定めはないが、個別に対応している。)				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. 山口市の例により調整する。(ただし、他の法令等に基づくものはその定めによる。)</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	市町道
事業名	認定外道路指定基準			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(14) 建設事業
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-01-02-05
現況				分 析	
山 口 市		小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町		調 整 上 の 課 題	
<p>団地内道路等の寄付採納基準</p> <p>(前提条件)</p> <p>寄付採納された道路は「市道」になるわけではなく、単に「市名義の道路」になるだけであり、日常の維持管理等は従来どおり地元が行うことになる。申請者にはそのことをよく説明をし、理解していただくうえで寄付採納を行うこと。</p> <p>寄付採納された道路等についても、赤線・青線と同様の法定外公共物として取り扱うので、山口市法定外公共物管理条例及び山口市法定外公共物管理条例施行規則を遵守することとなる。</p> <p>(寄付採納基準)</p> <p>現況道路と、道路付随施設と認められる土地(水路)であること。</p> <p>* 開発等によりゴミ置き場の寄付採納も合わせて行うことがある。 その際、法定外公共物敷地は登記のみを行うこと。</p> <p>原則として、公道(道路法による道路)に接道していること。</p> <p>* 帰属道路(寄付採納された道路)及び赤線への接道も可とするが、最終的には公道に接道する状況になること。 途中、民有地が含まれている場合は不可とする。</p> <p>所有権以外の権利の設定がないこと。</p> <p>* 所有権以外の権利がある場合は、申請者に権利の抹消を行わせること。 境界が明確であること。</p> <p>* 分筆がしてあり、不特定多数の者の通行が可能であること。 幅員が概ね2m以上で、自動車の通行が可能なこと。</p> <p>水路については、団地内道路を横断するため、通行地役権を設定しないと道路としての連続性が確保できない水路と、団地内関連水路で青線への落とし口の最下流から寄付採納が得られる水路であること。 団地を形成していない住宅地の道路についても、以上の要件を満たせば寄付採納すること。</p>		<p>該当なし</p>		<p>本基準は、公の用に供している個人等の所有である道路について、所有権が個人等の名義であるが故に発生する通行に関するトラブル等を防ぎ、本来の道路としての公益性を確保するため行政が帰属を受ける際の基準を定めているものであるが、山口市のみ基準を定めており、他の4町は基準を定めていない。</p>	
課 題 へ の 対 応					
<p>新市においても基準を設けることとし、山口市の例により調整するが、基準のうち、幅員の定めを削除し、新たに受益戸数(2戸)を加えることとする。</p>					
調 整 案					
<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . 山口市の例により調整する。 ただし、基準のうち、幅員の定めを削除し、新たに受益戸数(2戸)を加える。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7 . その他( )</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	道路の整備状況等
事業名	認定外道路整備事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(14) 建設事業
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-01-05-03
現況			分析		
山口市		秋穂町		調整上の課題	
<p>山口市市道外舗装事業取扱要領</p> <p>(趣旨) 日常生活道路として公共性のある里道・私道等について、その受益者・地権者の隣接者の同意のもとで工事費の一部を地元関係者に負担していただき、山口市が舗装工事を行うものです。</p> <p>(対象となる道路)</p> <p>1 おおむね幅員2m以上で自動車の通行が可能な生活道路のうち、 両端が国道・県道・市道に接続しており、通り抜けができる道路 通り抜けができない道路 ・2戸以上の住居があり、その居住者が利用する道路 ・国道・県道・市道から公共性が高い施設までを連絡する道路</p> <p>2 その他市長が特に必要と認める道路</p> <p>(対象となる工種)</p> <p>舗装の新設、全面補修(オーバーレイ)のみ。ただし、現道舗装のはぎ取り・処分、舗装の部分補修、側溝等の排水施設、交通安全施設等の工事は対象外。</p> <p>(施工方法)</p> <p>浸透式舗装と加熱式舗装があり、それぞれ新設舗装とオーバーレイがある。</p> <p>(地元負担金)</p> <p>・浸透式舗装 新設 ... 施工厚3cm 500円/m<sup>2</sup>          ・浸透式舗装 オーバーレイ ... 施工厚1.5cm 300円/m<sup>2</sup>          ・加熱式舗装 新設 ... 施工厚8cm 600円/m<sup>2</sup>          ・加熱式舗装 オーバーレイ ... 施工厚3cm 400円/m<sup>2</sup>          ・現道路の掘削(土砂のみ) ... 深さ8cmまで 100円/m<sup>2</sup>加算          通学路に指定されている道路については、幅員1.5mまで無料</p> <p>「ふれあいの安全の道」舗装事業実施要領</p> <p>(目的) 公共施設等の利用のため不特定多数の者が利用する通路(未舗装道)を舗装することにより通行の安全を確保する。</p> <p>(経費負担) 全額山口市</p> <p>(実施要件) 以下の要件を全て満たす通路で市長が適当であると認めたもの ア 公共施設(官公庁舎、教育施設、福祉施設、駅舎、その他市長が特に認めるもの)から概ね500m範囲内にあるものであり、かつ、この範囲内で道路法第2条第1項に規定する道路に隣接するもの イ 幅員が概ね1m以上2m未満のもの ウ 歩行者の利用のみに供されるもの</p>		<p>秋穂町生活道整備実施要綱</p> <p>(目的) 秋穂町の区域内にある県道、農道及び林道を除き住民が通常、日常生活に利用している道路(以下「生活道」という。)を整備し、もって住民の生活安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(生活道の整備の方法)</p> <p>生活道の整備は、関係地区住民代表の申請により町が整備するものとし、整備に伴う用地の提供及び支障物件の移転又は取り除き等の必要が生じた場合は全面的に協力があることとし、その買収費及び補償等についても地元負担とする。</p> <p>(生活道整備決定基準)</p> <p>生活道路整備決定の基準は、次の各号に定めるところによるものとし、且つ将来においても町道として整備することが困難な場合とする。</p> <p>1 申請地内の人家が5戸以上連なっている道路で生活上欠くことのできない生活道路(土地台帳字絵図による赤線、里道、水路に附帯する管理道路)</p> <p>2 人家が5戸未満であっても、その道路が町道等(県道を含む。)と農道又は林道を結ぶ道路であるときは、人家のある所までの道路については適用する。</p> <p>3 その他公益性が高く且つ町長が必要と認める場合</p> <p>(実施基準)</p> <p>整備の実施については、予算の範囲内で次に定める基準に従って実施する。</p> <p>1 道路整備の実施の延長は200m以内とし、整備後の幅員は2.0m以上とする。</p> <p>2 幅員の拡幅後は道路の状況により簡易舗装する。</p>		<p>山口市・秋穂町は定めがあるが、整備の対象となる道路の基準や事業内容等が異なっている。 小郡町・徳地町・阿知須町は特に定めがなく個別に対応している。</p>	
		小郡町・徳地町・阿知須町		課題への対応	
				<p>認定外道路を、公益性の度合いにより、公有地(市道ではないが市の名義としている帰属道路)と民有地とに区別し、新たに制度を創設することとする。</p> <p>新制度の主な概要</p> <p>公有地 対象：5戸以上の受益者がいる生活道路のうち ・両端が公道に接続し、通り抜けができる道路 ・公道に接続し、通り抜けができない道路で公共性の高い施設に連絡する自動車の通行が可能な道路 5戸未満の受益者がいる上記に該当しない農林道以外の赤線、公衆用道路となっている生活道路 (公道の一部に民地を含むものも対象とする。) 費用負担：5戸以上は市費施工、5戸未満は補助金交付による 整備内容：舗装及び既設の簡易な側溝の修繕 その他：通常の維持管理は地元が行うものとする。</p> <p>民有地 対象：5戸以上 費用負担：補助金交付による 整備内容：舗装</p>	
				調 整 案	
		該当なし(特に定めはないが、個別に対応している。)		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。          ( ) 2. ( ) 市・町の例により調整する。          ( ) 3. 新たに制度等を創設する。          ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。          ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。          ( ) 6. 廃止の方向で検討する。          ( ) 7. その他( )</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	河川の状況	小項目	準用河川
事業名	準用河川の指定基準			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(14) 建設事業
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-05-03-01
現況				分 析	
山 口 市		小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町		調 整 上 の 課 題	
山口市準用河川指定基準(内規)  (目的) 第1条 この基準は、河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項の規定に基づき、準用河川の指定を行う場合における必要な基準を定め、適正な河川の整備を図ることを目的とする。 (指定の基準) 第2条 準用河川に指定する河川は、法令その他特別な定めのあるものを除き、次の各号に該当するものでなければならない。 (1) 堤高(直高)1メートル以上の河川 (2) 2級河川の上流又は海および2級河川に合流している河川 (3) 過去において、浸水・溢水による被害の発生した河川 (4) 河川流域に家屋が10戸以上もしくは公共施設等がある河川 (5) 管理用道路の設置が可能な河川 2 前項に掲げるもののほか、公共の見地から市長が特に重要と認め指定する河川		該当なし		山口市のみ指定基準(内規)を定めている。	
課 題 へ の 対 応					
準用河川とは河川法第100条の定めにより、一級河川、二級河川以外の河川において、一部、河川法の適用を受け、市町村長が管理することが適当であるとする河川について当該市町村長が指定する河川であるが、その指定基準を設けることが適切であることから、新市においても基準を定めることとする。 その内容は、現行の山口市の例によることとするが、第2条第2号に定める基準については削除し、同条第4号に定める家屋の戸数については2戸に変更するものとする。					
調 整 案					
( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 山口市の例により調整する。 ただし、第2条第2号に定める基準(2級河川、海との合流)は削除し、同条第4号(流域の家屋、公共施設)に定める戸数は2戸とする。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )					

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	地すべり及び急傾斜地	小項目																									
事業名	急傾斜地崩壊対策事業分担金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(14) 建設事業																								
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-08-01-01																								
現況				分析																									
秋穂町		徳地町		調整上の課題																									
<p>秋穂町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例</p> <p>(目的) 地方自治法第228条第1項の規定に基づき、急傾斜地崩壊対策事業の施行に係る分担金の徴収について必要な事項を定める。</p> <p>(分担金の額) 事業により利益を受ける者から、当該事業に要する秋穂町の負担すべき額の20%を徴収する。</p> <p>(分担金の減免) 町長は、受益者に天災その他特別の事由が生じ特に必要と認めるときには、分担金の徴収を猶予し又は減免することができる。</p> <p>(参考) 自然災害防止事業(急傾斜地関連) 県単独事業における県・町・地元負担金 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>県負担率</th> <th>町負担率</th> <th>地元負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>80</td> <td>16</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>公共関連</td> <td>90</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		項目	県負担率	町負担率	地元負担率	一般	80	16	4	公共関連	90	8	2	<p>徳地町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例</p> <p>(目的) この条例は地方自治法第228条第1項の規定に基づき、急傾斜地崩壊対策事業の施行に係る分担金の徴収について必要な事項を定める。</p> <p>(分担金の徴収) 町はこの事業により利益を受ける者から、この条例の定めるところにより分担金を徴収する。</p> <p>(分担金の額) 前条の規定により徴収する分担金の額は当該事業に要する徳地町の負担すべき額に百分の五十を乗じて得た額とする。</p> <p>(分担金の徴収方法) 分担金は、納入通知書により指定した期日までに納入しなければならない。</p> <p>(分担金の減免) 町長は、受益者に天災その他特別の事由が生じ特に必要と認めるときには、分担金の徴収を猶予し又は減免することができる。</p> <p>(参考) 自然災害防止事業(急傾斜地関連) 県単独事業における県・町・地元負担金 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>県負担率</th> <th>町負担率</th> <th>地元負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>80</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>公共関連</td> <td>90</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		項目	県負担率	町負担率	地元負担率	一般	80	10	10	公共関連	90	5	5	<p>本事業は県事業であり、秋穂町、徳地町のみ条例を定め、受益者から分担金を徴収しているが、他の市町は徴収していない。</p>	
項目	県負担率	町負担率	地元負担率																										
一般	80	16	4																										
公共関連	90	8	2																										
項目	県負担率	町負担率	地元負担率																										
一般	80	10	10																										
公共関連	90	5	5																										
山口市・小郡町・阿知須町				課題への対応																									
				<p>新市においては、住民負担を軽減するため、分担金を徴収しないこととする。</p>																									
調整案																													
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) 市・町の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他 ( )</p>																									

協議第 2 3 号

合併協定項目 2 2 - 1 5

各種事務事業の取扱い「下水道事業」



# 1 下水道事業の状況

## 事業主体

県央部 1 市 4 町においては、徳地町を除く 1 市 3 町で下水道事業を行い、住民の皆さんの快適な都市生活の確保と水質保全に努めています。

(秋穂町は平成 17 年 4 月供用開始予定となっています。)

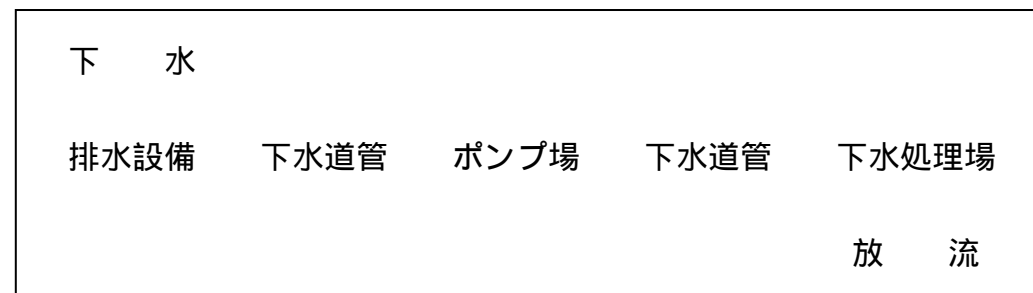
下水道事業は、基本的に市町村が事業主体となりますが、阿知須町は宇部市と一部事務組合を構成し、共同で事業を行っています。

## 下水道のしくみ

下水道が整備されると、私たちが日常生活で使った水やし尿は汚水として下水道管に流れ、下水処理場に集められて浄化されます。

また、雨は雨水として下水道管に入り、河川などに流されます。この汚水と雨水を総称して下水といいます。

下水道は大きく分けると以下のようなしくみとなっています。



下水道の建設や維持管理には、土木、建築のほか、電気、機械、衛生等のあらゆる科学分野の技術が生かされ、また、多種多様な施設や設備等が使用されています。また、下水を集めて運ぶ方法には、汚水と雨水を 1 本の管で運ぶ合流式と別々の管で運ぶ分流式とがあり、小郡町は一部について合流式、他の市町は全て分流式で行っています。

## 普及の状況

秋穂町を除く 1 市 2 町の下水道の普及率は 53.2 パーセント（現在処理区域内人口 / 行政区域内人口）となっています。これは、山口県 49.8 パーセントに比べると若干高い数値となりますが、全国 65.2 パーセントと比べると低い普及率となっています。（山口県・全国は平成 14 年度末の値）

各市町の下水道事業の状況は右表のとおりとなっており、今後も計画的に整備することが予定されています。

平成15年度末現在（使用料を除く。）

		山口市	小郡町	宇部阿知須 公共下水道組合
建設事業開始年月日		S48.10.30	S28.11.18	H03.05.01
供用開始年月日		S56.12.16	S42.08.01	H07.03.31
普 及 状 況	行政区域内人口（人）	139,537	22,815	28,160
	市街地人口（人）	74,041	15,849	
	全体計画人口（人）	129,200	33,000	28,300
	現在処理区域内人口（人）	72,929	21,494	6,887
	現在水洗便所設置済人口（人）	65,350	20,695	5,334
	行政区域面積（ha）	35,690	3,340	3,519
	市街地面積（ha）	1,790	396	
	全体計画面積（ha）	3,708	990	1,229
	現在処理区域面積（ha）	1,811	676	261
	人口普及率（％）	52.3	94.2	24.5
水洗化率（％）	89.6	96.3	77.5	
年間有収水量（m3）		8,945,132	2,855,665	565,905
年間総汚泥処分量（m3）		45,152	19,189	8,739
下水管布設延長（km）		396	116	55
終末処理場数（箇所）		1	1	1
ポンプ場数（箇所）		2	1	3
使用料収入（千円）		1,321,714	342,850	67,902
受益者負担金収入（千円）		146,961	0	51,756
使用料単価（円 / m3）		148	120	120
処理原価（円 / m3）		277	176	984
うち維持管理費（円 / m3）		71	85	242
うち資本費（円 / m3）		206	91	741
汚水処理費に対する使用料割合（％）		53.4	68.2	12.2
使 用 料	最新の使用料改定年月日	H10.06.01	H16.06.01	H07.03.31
	資本費算入率（％）	34.3	29.1	49.5
	累進度	1.3	1.5	1.3
受 負 益 担 者 金	負担金制度採用年月日	S48.10.09	なし	H06.12.09
	現行単価施行年月日	H10.04.01		H06.12.09
	m <sup>2</sup> 当たり単価（円）	360		300

## 2 下水道料金の状況

### 独立採算制

下水道事業は地方財政法に基づく公営企業として、経理は特別会計を設けて行い、下水道事業の運営に必要な経費（雨水処理に係る費用は除く。）は原則として経営に伴う収入、すなわち税金ではなく下水道料金をもって充てなければならない独立採算制となっています。

### 経営の状況

下水道は、雨水の排除による浸水の防除、生活污水の排除、水洗化等による生活環境の改善とともに河川や海など公共用水域の水質の保全など多面的な役割を担っており、私たちの暮らしに不可欠な都市基盤施設となっています。しかしながら、下水道事業には、区域の拡大に伴う施設建設費や維持管理費など莫大な資金が必要となっています。これらの経費の増大に対しては、下水道料金だけでは賄えませんが補助金や借金（地方債）で賄い、この元金や利息の返済（元利償還金）も料金収入でやりくりしています。

このように、各市町の下水道事業の経営は非常に厳しい状況にあります。経費の節減に努め、健全で安定した運営をしていかなければなりません。

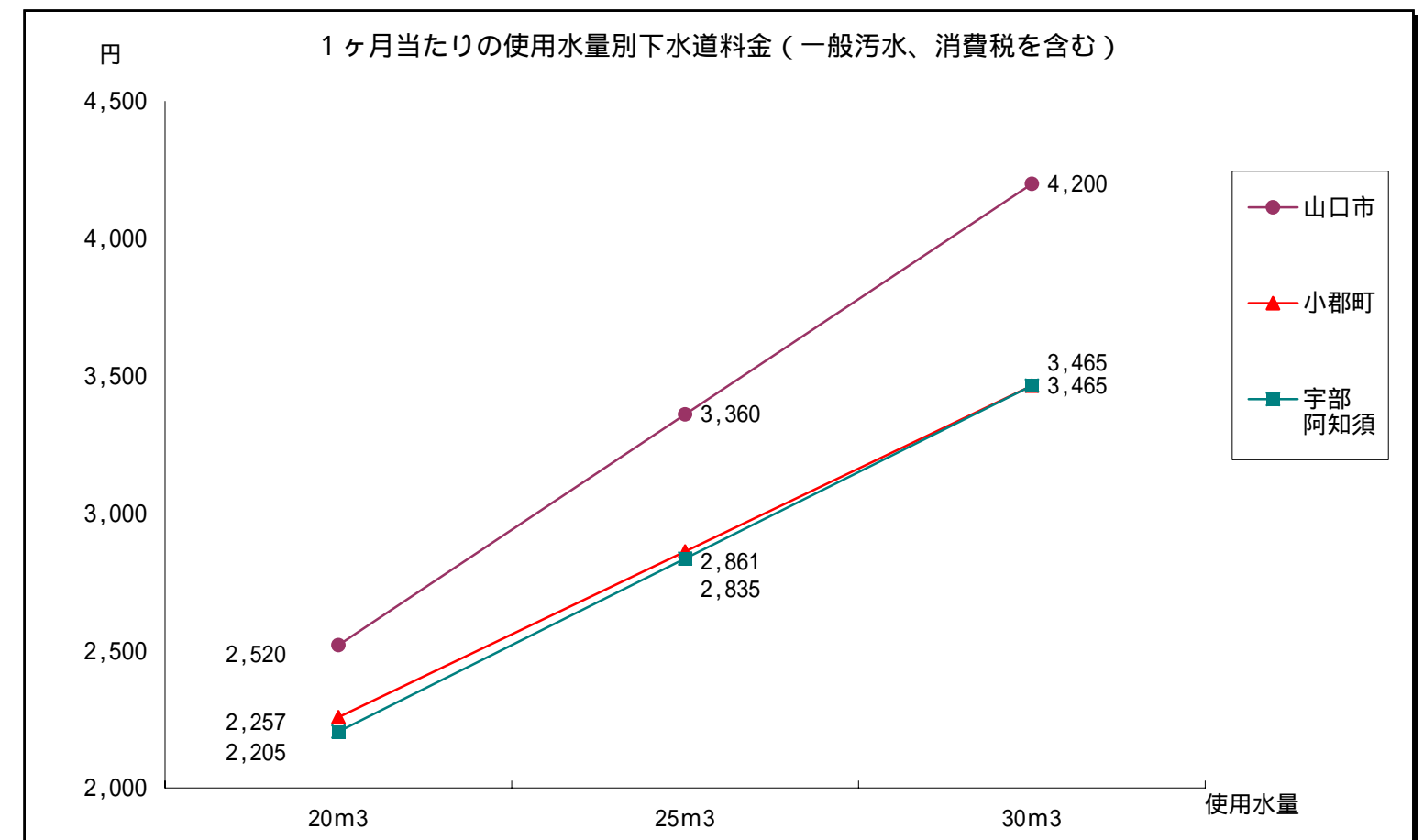
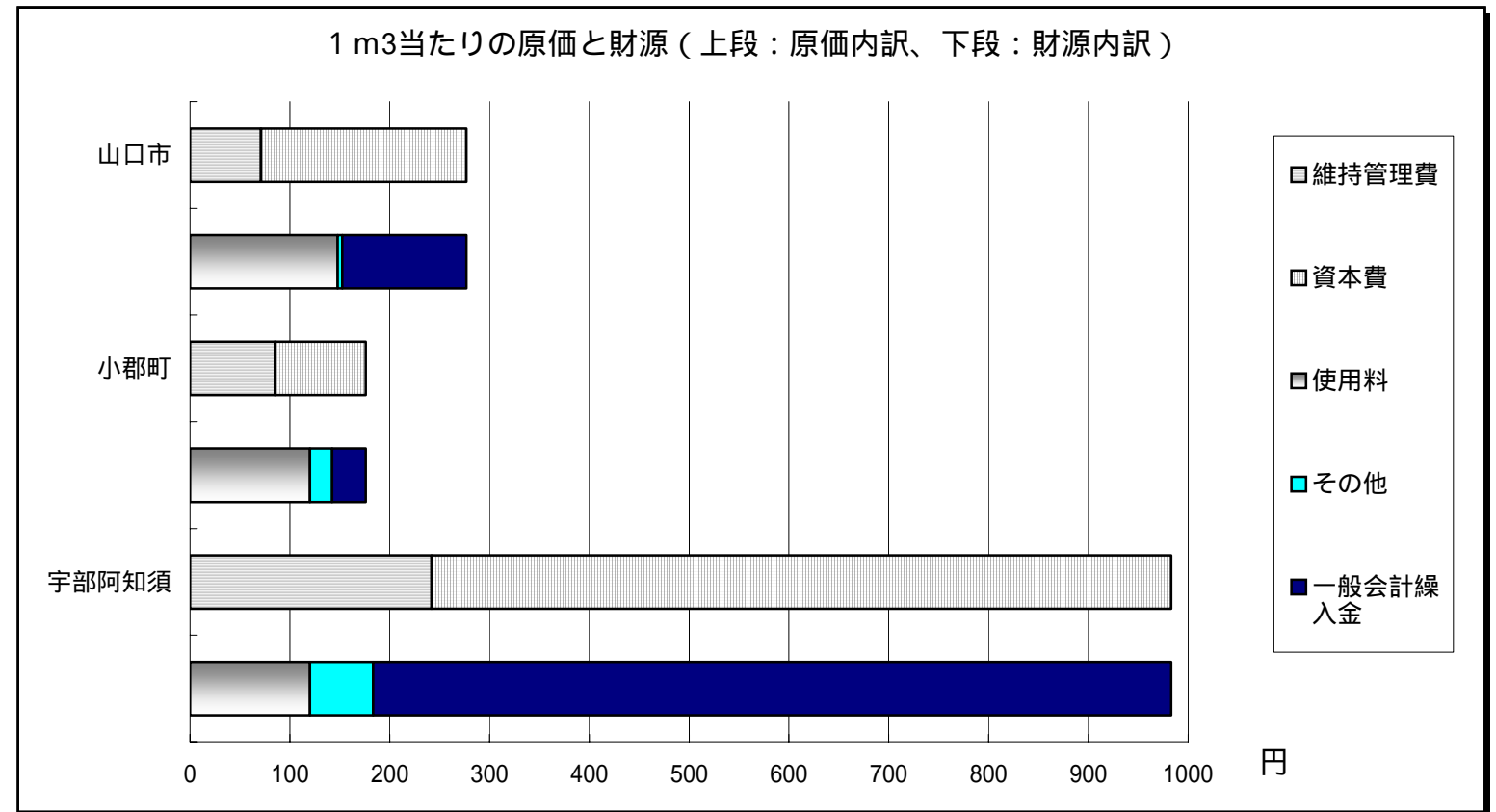
### 下水道料金の仕組み

下水道料金は、「能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし、公正妥当なものであること」と下水道法に定められており、下水道事業のうち雨水を除く汚水の処理に係る費用（人件費や動力費などの維持管理費と地方債の元利償還金などの資本費）を補うことができるよう設定されています。（右上図参照）

具体的な料金の設定については、算定期間をおおむね3年から5年とし、その期間内の維持管理費と資本費を景気の動向などを踏まえて予測し、これに対応するための施設の整備計画や財政計画に基づいて行われています。

### 1市2町の下水道料金

1市2町はその地理的条件などにより、下水道事業の運営に必要な経費やこれを補う下水道料金も異なります。前述のように、原則として独立採算ではありますが、各市町とも一般会計からの繰入等を行って下水道料金を設定しています。（右上図・右下図参照）



### 3 決算等の状況

平成15年度決算状況

単位：千円

	山口市	小郡町	宇部阿知須公共下水道組合
収益的収入(A)	1,696,418	582,611	331,388
営業収益	1,449,639	494,467	67,902
料金収入	1,321,714	342,850	67,902
雨水処理負担金	125,749	151,617	0
受託工事収益	632	0	0
その他	1,544	0	0
営業外収益	246,779	88,144	263,486
国・県庫補助金	2,445	6,388	20,055
他会計繰入金	206,698	24,958	227,543
その他	37,636	56,798	15,888
収益的支出(B)	1,782,401	582,611	331,388
営業費用	674,989	278,398	135,046
人件費	107,253	46,470	42,416
動力費	62,521	36,497	8,858
光熱水費	3,536	1,660	1,542
通信運搬費	1,819	330	928
修繕費	61,630	32,979	2,090
材料費	4,436	0	0
薬品費	12,036	5,367	662
路面復旧費	0	0	0
委託料	395,963	140,255	62,255
受託工事費	632	0	0
その他	25,163	14,840	16,295
営業外費用	1,107,412	304,213	196,342
支払利息	1,107,412	304,213	196,342
その他	0	0	0
収支差引(A)-(B)	-85,983	0	0
資本的収入(C)	4,082,565	2,262,024	1,246,448
地方債	1,805,050	1,195,300	526,900
他会計出資金	0	0	0
他会計補助金	1,408,499	517,529	250,462
他会計借入金	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0
国・県補助金	713,360	549,195	417,330
工事負担金	155,603	0	51,756
その他	53	0	0
資本的支出(D)	4,109,129	2,261,247	1,246,848
建設改良費	2,815,979	1,929,091	1,021,462
(うち人件費)	121,751	55,723	35,784
地方債償還金	1,293,150	332,156	225,386
その他	0	0	0
収支差引(C)-(D)	-26,564	777	-400
収支再差引	-112,547	777	-400
前年度からの繰越金	119,099	11,074	1,400
前年度繰上充用金	0	0	0
収益的支出に充てた地方債	29,000	0	0
形式収支	35,552	11,851	1,000
翌年度に繰越すべき財源	35,552	3,655	1,000
地方債現在高	33,641,931	8,728,437	7,090,739
維持管理費	674,357	285,569	137,157
管渠費	156,510	46,835	43,129
ポンプ場費	36,767	9,959	11,566
処理場費	363,377	213,155	72,863
その他	117,703	15,620	9,599
うち汚水処理費	631,070	241,329	129,063
資本費	1,107,412	297,042	194,231
地方債等利息等	1,293,150	332,156	225,386
計	2,400,562	629,198	419,617
うち汚水処理費	1,844,697	259,847	280,135
合計	3,074,919	914,767	556,774
費用総合計	3,074,919	914,767	556,774
うち汚水処理費	2,475,767	501,176	409,198
一般会計繰入金	1,740,946	694,104	478,005
うち基準内繰入金	488,201	194,676	148,398
うち基準外繰入金	1,252,745	499,428	329,607

### 4 整備計画の状況

	事業概要
山口市	管渠整備、中継ポンプ場の建設、浄水センターの建設・増改築
小郡町	管渠整備、雨水渠整備、浄化センターの改築・増設、ポンプ場の建設、合流改善事業
宇部阿知須公共下水道組合	管渠整備
秋穂町	管渠整備、処理場の建設

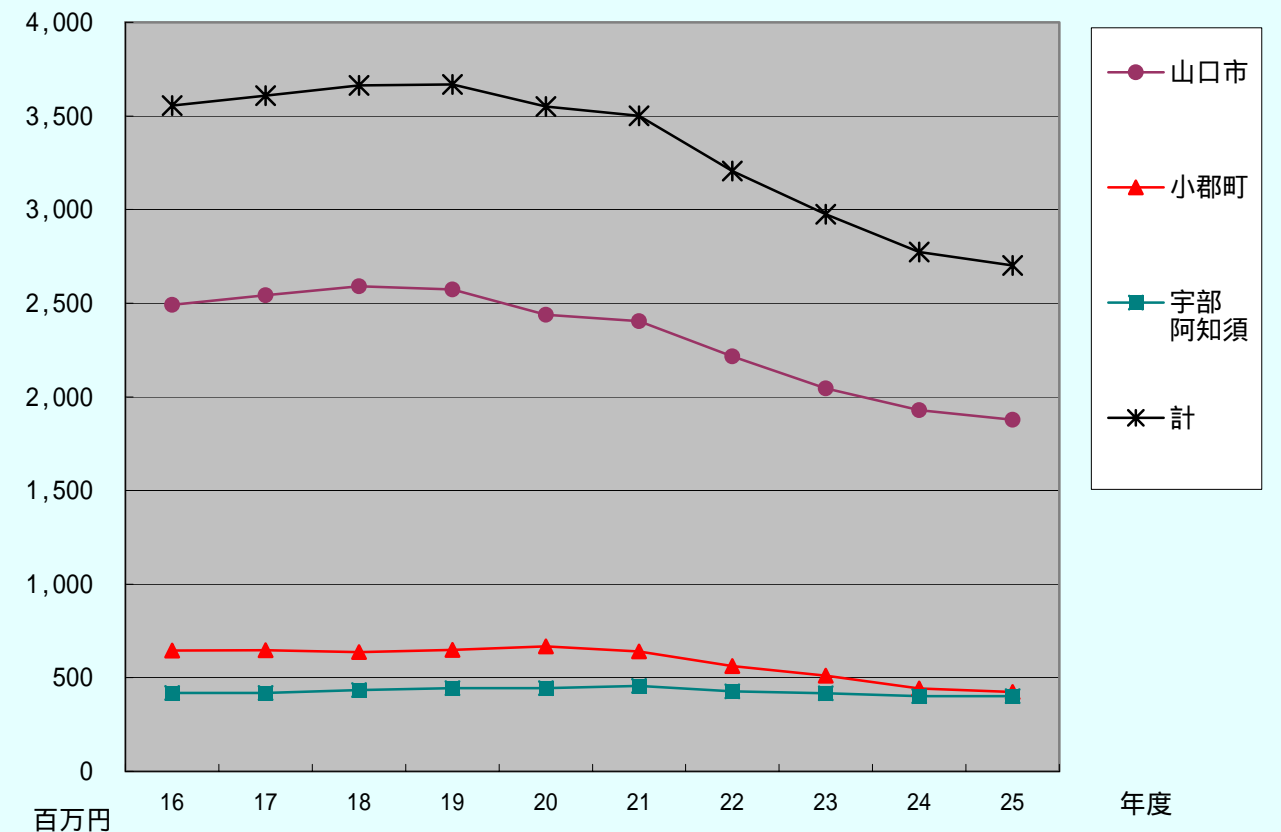
### 5 地方債の状況

未償還残高(平成15年度末)

単位：百万円

	金額
山口市	33,642
小郡町	8,728
宇部阿知須公共下水道組合	7,090
計	49,460

償還の状況



事務一元化現況・分析調書

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	下水道使用料																											
事業名	下水道使用料	分科会名	下水道分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い(15)下水道事業																											
専門部会名	建設部会			コード	12-01-02-01																											
現況				分析																												
下水道使用料金表(1ヶ月当たり)  一般汚水  <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金区分</th> <th>使用水量</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町・徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,100円</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="5">該当なし</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">従量(超過)料金 (1立方メートル当たり)</td> <td>20立方メートルまで</td> <td>130円</td> <td>115円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルまで</td> <td rowspan="3">160円</td> <td rowspan="3">150円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルまで</td> <td rowspan="2">130円</td> </tr> <tr> <td>100立方メートルまで</td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超え</td> <td>175円</td> <td>170円</td> </tr> </tbody> </table>				料金区分	使用水量	山口市	小郡町	秋穂町・徳地町	阿知須町	基本料金	10立方メートルまで	1,100円	1,000円	該当なし	1,000円	従量(超過)料金 (1立方メートル当たり)	20立方メートルまで	130円	115円	110円	30立方メートルまで	160円	150円	120円	50立方メートルまで	130円	100立方メートルまで	100立方メートルを超え	175円	170円	調整上の課題	
				料金区分	使用水量	山口市	小郡町	秋穂町・徳地町	阿知須町																							
				基本料金	10立方メートルまで	1,100円	1,000円	該当なし	1,000円																							
従量(超過)料金 (1立方メートル当たり)	20立方メートルまで	130円	115円	110円																												
	30立方メートルまで	160円	150円	120円																												
	50立方メートルまで			130円																												
	100立方メートルまで																															
100立方メートルを超え	175円	170円																														
徳地町を除く1市3町で下水道事業を行っているが、下水道事業は独立採算方式であり、下水道料金はそれぞれの事業体の原価等に基づき設定しているため、金額が異なっている。 (秋穂町は平成17年4月に供用開始予定としている。)																																
公衆浴場汚水(温泉汚水)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金区分</th> <th>使用水量</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町・徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,100円</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="3">該当なし</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">従量(超過)料金 (1立方メートル当たり)</td> <td>20立方メートルまで</td> <td>130円</td> <td>30円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルまで</td> <td rowspan="2">50円</td> <td rowspan="2">10円</td> <td rowspan="2">15円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え</td> </tr> </tbody> </table>				料金区分	使用水量	山口市	小郡町	秋穂町・徳地町	阿知須町	基本料金	10立方メートルまで	1,100円	1,000円	該当なし	1,000円	従量(超過)料金 (1立方メートル当たり)	20立方メートルまで	130円	30円	110円	30立方メートルまで	50円	10円	15円	30立方メートルを超え	課題への対応						
				料金区分	使用水量	山口市	小郡町	秋穂町・徳地町	阿知須町																							
				基本料金	10立方メートルまで	1,100円	1,000円	該当なし	1,000円																							
従量(超過)料金 (1立方メートル当たり)	20立方メートルまで	130円	30円	110円																												
	30立方メートルまで	50円	10円	15円																												
	30立方メートルを超え																															
下水道料金は同一事業体同一料金を基本とするが、市町間の差異があることから新市以降後も当分の間現行どおりとし、新市において有収水量予測や事業計画を策定し、新たな財政収支計画に基づき段階的に料金の統一を行うこととする。 (阿知須町については宇部阿知須公共下水道組合で事業を行う場合、同組合の例による。)																																
使用料(一般汚水) <span style="float: right;">消費税含む</span>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用水量</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町・徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20立方メートルの場合</td> <td>2,520円</td> <td>2,257円</td> <td rowspan="3">該当なし</td> <td>2,205円</td> </tr> <tr> <td>25立方メートルの場合</td> <td>3,360円</td> <td>2,861円</td> <td>2,835円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルの場合</td> <td>4,200円</td> <td>3,465円</td> <td>3,465円</td> </tr> </tbody> </table>				使用水量	山口市	小郡町	秋穂町・徳地町	阿知須町	20立方メートルの場合	2,520円	2,257円	該当なし	2,205円	25立方メートルの場合	3,360円	2,861円	2,835円	30立方メートルの場合	4,200円	3,465円	3,465円	調整案										
				使用水量	山口市	小郡町	秋穂町・徳地町	阿知須町																								
				20立方メートルの場合	2,520円	2,257円	該当なし	2,205円																								
25立方メートルの場合	3,360円	2,861円	2,835円																													
30立方メートルの場合	4,200円	3,465円	3,465円																													
( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )																																

事務一元化現況・分析調書

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	下水道使用料
事業名	使用料の賦課・徴収	分科会名	下水道分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い(15)下水道事業
専門部会名	建設部会			コード	12-01-02-02
現況				分析	
使用水量の認定、納付方法				調整上の課題	
使用区分		山口市	小郡町	秋穂町・徳地町	阿知須町
水道水を使われている方		水道水の検針水量			水道水の検針水量
井戸水を使われている方	家庭用(1ヶ月)	定住人員1人	8立方メートル	井戸水使用届に基づく認定水量(注1)	1人につき 6立方メートル 加算
		同2人	1人につき 5立方メートル 加算		
		同3人			
		同4人			
	同5人~	1人につき 4立方メートル 加算			1人につき 4立方メートル 加算
事業用		市設置のメーター(量水器)による検針水量	私設のメーター(量水器)による検針水量	組合設置のメーター(量水器)による検針水量	
水道水と井戸水を併用されている方		定住人員による認定水量と実際に使われる水道水量を比べ多い方を下水道使用水量として算出			水道水の検針水量に井戸の認定水量を合算(注2)
納付方法		2ヶ月に1回(水道料金と一括徴収)	1ヶ月に1回(水道料金と一括徴収)		2ヶ月に1回(水道料金と一括徴収)
注1: 認定水量 = 井戸ポンプの能力(吐出量) × 平均使用時間 × 使用日数				<p>使用水量の認定について、井戸水及び水道水と井戸水の併用の場合の方法が1市2町で異なっている。 井戸水認定(事業者用)の際に使用するメーター(量水器)について、山口市と阿知須町は市(組合)設置としているが、小郡町は使用者の負担による設置としている。 納付方法はいずれの市町も水道料金との一括徴収であるが、山口市と阿知須町は隔月払い(2ヶ月に1回)、小郡町は毎月払い(1ヶ月に1回)と異なっている。</p> <p style="text-align: center;">課題への対応</p> <p>使用水量の認定方法の相違が水道料金の負担の不公平につながることから、早期に統一を図ることが望ましいが、下水道料金の一元化との関連や住民への周知等円滑な移行に時間を要するため、新市移行後、速やかに調整することとする。 なお、井戸水認定(事業者用)の際に使用するメーター(量水器)については公設とし、新市移行後、従来の私設メーターは検定期間に合わせ随時切り替えることとする。 また、納付方法については隔月払い(2ヶ月に1回)とする方向で調整をするが、上水道事業との調整等が必要なことから、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整することとする。 (阿知須町については宇部阿知須公共下水道組合で事業を行う場合、同組合の例による。)</p> <p style="text-align: center;">調整案</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ただし、井戸水認定(事業者)の際に使用するメーター(量水器)については、新市移行後、検定期間に合わせ随時公設に切り替えることとする。また、納付方法については新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p>	
注2: 井戸水の認定水量は、1ヶ月につき3人まで3立方メートル、3人を超える1人につき2立方メートルを加算					

事務一元化現況・分析調書

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	受益者負担金
事業名				協定項目	22 各種事務事業の取扱い(15)下水道事業
専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会	コード	12-01-03-01

現況

分析  
調整上の課題

下水道受益者負担金制度

下水道が整備されると、水洗便所ができ、環境が良くなるとともに周辺の土地の利用価値、資産価値が上昇します。このような利益を受けることができる人は、下水道が整備された地域の人に限定されています。下水道の建設には巨額の費用が必要ですが、利益を受ける地域の皆さんに受益の範囲内で事業費の一部を負担していただくのがこの制度です。

項目	山口市	小郡町	秋穂町・徳地町	阿知須町
負担金額	土地の面積に1平方メートルあたりの単位負担金額を乗じた額(端数については10円未満は切り捨てる。)			土地の面積に1平方メートルあたりの単位負担金額を乗じた額(端数については10円未満は切り捨てる。)
単位負担金額 (1平方メートル当たり)	一次認可区域内 191円 二次認可区域内 300円 三次認可区域内 360円 四次認可区域内 "			300円
徴収方法	3年間で12回分の分割納付			5年間で20回分の分割納付
減免措置	公用、公共用地、生活扶助世帯等、その他特別の場合	制度なし	該当なし	公用、公共用地、生活扶助世帯等、その他特別の場合
納期	第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 9月1日から9月30日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 翌年3月1日から3月31日まで			6月1日から6月30日まで 9月1日から9月30日まで 12月1日から12月25日まで 翌年2月1日から2月末日まで
納期前納付報奨金	有(表1)			有(表2)

1市2町のうち、小郡町は負担金を徴収していない。  
負担金を徴収している山口市と阿知須町の単位負担金額、徴収方法、納期、納期前納付報奨金の内容が異なっている。

課題への対応

下水道受益者負担金制度の本旨に基づき、新市においては負担金を徴収する方向で調整をするが、下水道料金の一元化、農業・漁業集落排水事業との関連もあることから現時点において具体的な調整を行うことが困難であり、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整することとする。ただし、小郡町の未普及5.8%については徴収しない方向で調整することとする。  
なお、受益者負担金の算出方法を調整するにあたっては「1戸当たり」「水道管の口径」など、地域や時代に即した方法も視野に入れることとする。  
(阿知須町については宇部阿知須公共下水道組合で事業を行う場合、同組合の例による。)

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. 市・町の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7. その他( )

納期前納付報奨金の報奨金交付率

表1(山口市)

前納期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
率(%)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

表2(阿知須町)

一括納付する期間	5年分	4年分	3年分	2年分	1年分
対象期数	19期	15期	11期	7期	3期
率(%)	20	16	12	8	4

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	水洗化の促進																											
事業名	水洗便所改造資金貸付制度	分科会名	下水道分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い(15) 下水道事業																											
専門部会名	建設部会	コード	12-01-04-01																													
<b>現況</b>																																
山口市	小郡町			阿知須町																												
<p>山口市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度</p> <p>(目的) 公共下水道の処理区域及び処理区域となる予定の区域(下水道事業受益者負担金の賦課対象区域。以下同じ。)内において、くみ取り便所を水洗便所に改造(し尿浄化槽を廃止し、汚水管に直結する工事を含む)する者に、市長が改造工事に必要な資金の融資あっせん及びその融資を受けた者への利子補給を行う制度。</p> <p>(貸付限度額) 改造工事(大便所)1か所につき10万円以上50万円以内。但し、対象工事で改造工事が2か所以上の場合は60万円以内、アパート等の特殊な工事の場合は300万円を限度として市が査定した額。(改造工事1か所とは、大便器・小便器各1組又は大小兼用便器1個をいう。)</p> <p>(貸付の利息) 告示による。 (指定金融機関との契約により、年率=長期プライムレート+0.1%)</p> <p>(償還方法) 償還期限40か月の元金均等月賦償還(繰上げ償還有り)</p> <p>(貸付要件) ・処理区域及び処理区域となる予定区域内の建築物の所有者又は改造工事工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること ・融資を受けた改造資金の償還能力を有すること ・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。 ・自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。 ・処理区域内となった日から3年以内に行う工事であること。但し、この期間内に改造できなかったことについて相当の理由があると認められる場合はこの限りでない。 ・市長が適当と認める連帯保証人を有すること。</p> <p>(利子補給) 融資を受けた者が、融資金の償還を完了した場合にはその者に対し当該融資金の利子相当額を補給する。但し、処理区域となった日から3年を経過した者については利子補給の対象としない。(特別な理由がある場合を除く。)</p> <p>(取扱金融機関) 山口銀行・山口信用金庫・西京銀行・山口中央農協・吉南信用金庫 (山口市内の本支店、本支所に限る。)</p> <p>利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資あっせん件数</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>融資あっせん額(千円)</td> <td>52,100</td> </tr> <tr> <td>利子補給申請件数</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>利子補給額(円)</td> <td>1,462,372</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成14年度	融資あっせん件数	77	融資あっせん額(千円)	52,100	利子補給申請件数	50	利子補給額(円)	1,462,372	<p>水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度</p> <p>(目的) 汲み取り便所を水洗トイレ改造される方及びし尿処理浄化槽を廃止して下水道管に直結する方のために、町がその資金の融資あっせん利子補給をする制度</p> <p>(融資あっせん額) 1家屋につき10万円以上50万円以内、最高限度額200万円</p> <p>(貸付の利息) 告示による(長期プライムレート+0.1%)</p> <p>(償還方法) 融資を受けた翌月から40箇月以内に毎月1万円以上及び利子相当分の元金均等月賦償還</p> <p>(利子補給) 融資金完済後に支払利子額の2分の1相当額を補助。ただし、処理区域となった日から3年経過した改造工事については、融資は受けられるものの利子補給の対象とはしない。</p> <p>(貸付要件) ・建築物の所有者であり、町内に居住していること。 ・自己資金だけでは、改造に必要な工事費を一時に負担することが困難であること。 ・町民税、固定資産税及び上下水道使用料を完納していること。 ・貸付金及びその利子について返済能力があること。 ・下記の要件を備えた、確実な連帯保証人が1名いること。 町内に居住し、同居者以外で独立の生計を営んでいること。 町民税、固定資産税及び上下水道使用料を完納していること。</p> <p>(取扱金融機関) 山口銀行・西京銀行・吉南信用金庫・山口中央農協 (小郡町内の本支店、支所に限る。)</p> <p>利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資あっせん件数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>融資額(千円)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>利子補給申請件数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>利子補給額(円)</td> <td>21,213</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">秋穂町・徳地町</p> <p>該当なし</p>	年度	平成14年度	融資あっせん件数	0	融資額(千円)	0	利子補給申請件数	3	利子補給額(円)	21,213	<p>宇部・阿知須公共下水道組合水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則</p> <p>(趣旨) この規則は、下水道法(昭和33年法律第79号)の規定による宇部・阿知須公共下水道処理区域内において、既設のくみ取り便所及びし尿浄化槽(以下「くみ取り便所等」という)を水洗便所に改造工事又は切り替え工事(以下「改造工事等」という)をする者に対する資金の融資あっせん及びその融資を受けた場合の利子補給について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(融資のあっせん額) 1 改造資金のあっせん額は、改造工事1件につき65万円を限度とし、排水設備計画(確認、変更)申請書により管理者が査定した額とする。 2 アパート等の改造工事又はし尿浄化槽を水洗便所に切り替え工事をする場合の融資額は、前項の規定にかかわらず管理者が査定した額とする。 3 改造工事1件とは、大便器、小便器各1個又は大小兼用便器1個の改造工事をいう。</p> <p>(融資の条件及び償還方法) 改造資金の融資条件及び償還方法は次のとおりとする。 (1) 改造資金の融資にあたって1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額をもって融資金の額とする。 (2) 融資金は、無利子とする。ただし、遅延利息は融資を受けた者の負担とする。 (3) 融資あっせん額の償還期間は65カ月以内とする。 (4) 融資金の償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から元金均等割賦方法により、償還するものとする。ただし、約定弁済日前においても繰上償還することができる。 (5) 遅延利息その他の融資条件については、管理者と取扱金融機関が協議のうえ定めるものとする</p> <p>(利子補給) 管理者は、改造資金の融資を行った取扱金融機関に対し、その年度の予算の範囲内において約定弁済日(繰上償還があった場合は当該償還日)までの間の利子を補給する。ただし、遅延利息については適用しない。</p> <p>(取扱金融機関) 山口銀行・吉南信用金庫・宇部信用金庫・山口宇部農業協同組合</p> <p>(利用状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資あっせん件数</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>融資額(千円)</td> <td>53,690</td> </tr> <tr> <td>利子補給申請件数</td> <td>3,345</td> </tr> <tr> <td>利子補給額(円)</td> <td>1,872,604</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成14年度	融資あっせん件数	105	融資額(千円)	53,690	利子補給申請件数	3,345	利子補給額(円)	1,872,604
年度	平成14年度																															
融資あっせん件数	77																															
融資あっせん額(千円)	52,100																															
利子補給申請件数	50																															
利子補給額(円)	1,462,372																															
年度	平成14年度																															
融資あっせん件数	0																															
融資額(千円)	0																															
利子補給申請件数	3																															
利子補給額(円)	21,213																															
年度	平成14年度																															
融資あっせん件数	105																															
融資額(千円)	53,690																															
利子補給申請件数	3,345																															
利子補給額(円)	1,872,604																															



事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	水洗化の促進
事業名	水洗便所改造資金貸付制度			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(15)下水道事業
専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会	コード	12-01-04-01
分 析					
調 整 上 の 課 題	課 題 へ の 対 応			調 整 案	
<p>1市2町の制度の内容(対象限度額、償還方法、貸付要件、利子補給)が多少異なっている。</p> <p>主な相違点          対象限度額：1家屋につき10万円以上50～65万円以内であるが、山口市はアパート等特殊工事の場合300万円としている。          償還方法：償還期限は40か月であるが、阿知須町のみ65か月としている。          貸付要件：阿知須町は連帯保証人の規定がない。小郡町は連帯保証人を町内の居住者としている。          利子補給：山口市は全額、小郡町は2分の1相当額としている。(阿知須町は無利子としている。)</p>	<p>水洗化の促進を図るため、利子補給額を全額(利子相当額)としている山口市の例により調整することとする。          (阿知須町については宇部阿知須公共下水道組合で事業を行う場合、同組合の例による。)</p>			<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。          ( ) 2. 山口市の例により調整する。          ( ) 3. 新たに制度等を創設する。          ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。          ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。          ( ) 6. 廃止の方向で検討する。          ( ) 7. その他( )</p>	



事務一元化現況・分析調書

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	水洗化の促進												
事業名	公共汚水ます、取付管設置基準			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(15)下水道事業												
専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会	コード	12-01-04-02												
現況			分析														
山口市		小郡町		調整上の課題													
<p>公共汚水ます、取付管設置基準</p> <p>(位置) 排水設備を設置する土地と公共下水道を設置する公道との境界線付近の地下埋設物や維持管理上支障のない私有地に設置することを原則とする。</p> <p>(設置数) 原則として、一敷地一箇所とし、2箇所以上は私費負担とする。なお、敷地面積・形状・既設建物の配置等特別な事情があり一箇所の公共ますでは完全に排除することが困難な場合は、必要最小個数を公費負担で設置できる。</p> <p>(ますの口径) ますはコンクリート製丸ます(300mm・400mm・500mm・0号組立マンホール)と塩ビ製小口径ます(200mm・300mm)とする。深さについてはH=60cmを最小とし、表1の深さにより設置する。ふたは、市章入りで、コンクリート製丸ますについて鋳鉄ふた、塩ビ製小口径ますについては保護鉄ふたとし、ふたの周囲が舗装されていないところについてはコンクリートで防護する。アパート・2棟以上の家屋の流入するますは、300mm以上のますを設置する。</p> <p>(経費) 設置基準の範囲であり、かつ補償工事が伴わない範囲内において、取付管及び公共汚水樹設置にかかる経費は全額市が負担する。ただし取付管については、私費負担になる場合を除く。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>流入の深さ(cm)</th> <th>ますの径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55~75</td> <td>200mm</td> </tr> <tr> <td>76~85</td> <td>300mm</td> </tr> <tr> <td>86~115</td> <td>400mm</td> </tr> <tr> <td>116~145</td> <td>500mm</td> </tr> <tr> <td>146~</td> <td>750mm</td> </tr> </tbody> </table>		流入の深さ(cm)	ますの径	55~75	200mm	76~85	300mm	86~115	400mm	116~145	500mm	146~	750mm	<p>公共汚水ます、取付管設置基準</p> <p>(目的) 下水道及び下水道施設設計に基づきながら、小郡町公共下水道整備実態に合致した基準を定め、工事の円滑を図ることを目的とする。</p> <p>(位置) 公共汚水樹は、公道と私有地との境界線より私有地内(1.0m以内)に設置することを原則とする。</p> <p>(設置数) (1)1宅地の樹の設置数は1個とする。ただし、宅地面積が広く1箇所では接続不可能と判断される場合は、2個とする。 (2)(1)以外に樹を設置したい場合は、個人負担とする。</p> <p>(経費) 下水道整備時点で地目が宅地の場合に限り、取付管及び公共樹設置にかかる経費は、全額町が負担する。</p>		<p>ます(取付管)の口径や設置数等の基準が異なっている。</p>	
流入の深さ(cm)	ますの径																
55~75	200mm																
76~85	300mm																
86~115	400mm																
116~145	500mm																
146~	750mm																
秋穂町		阿知須町		課題への対応													
<p>公共汚水ます、取付管設置基準</p> <p>(目的) 公共下水道使用者から排除される汚水を公共下水道へ受入れる公共汚水ますの設置について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(位置) 公共汚水ますは、原則として公道又は官民境界の私有地側1m以内に設置する。</p> <p>(設置数) 公共汚水ますの設置の時期は下水道管布設時とする。 組合が設置する公共汚水ますは、原則として1宅地につき1か所とする。 ただし、1宅地の間口が20mを超え、1画地の面積が661㎡以上で公共汚水ますの能力及び建造物の位置の状況等から管理者が特に必要と認めるものについては、2か所を限度として、設置することができる。 上記の規定にかかわらず別に汚水ますの設置を必要とする者は、全額個人負担により設置することができる。</p> <p>(経費) 設置基準の範囲であり、かつ補償工事が伴わない範囲内において、取付管及び公共汚水ます設置にかかる経費は全額組合が負担する。</p>		<p>公共汚水ます、取付管設置基準</p> <p>(目的) 公共下水道使用者から排除される汚水を公共下水道へ受入れる公共汚水ますの設置について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(位置) 公共汚水ますは、原則として公道又は官民境界の私有地側1m以内に設置する。</p> <p>(設置数) 公共汚水ますの設置の時期は下水道管布設時とする。 組合が設置する公共汚水ますは、原則として1宅地につき1か所とする。 ただし、1宅地の間口が20mを超え、1画地の面積が661㎡以上で公共汚水ますの能力及び建造物の位置の状況等から管理者が特に必要と認めるものについては、2か所を限度として、設置することができる。 上記の規定にかかわらず別に汚水ますの設置を必要とする者は、全額個人負担により設置することができる。</p> <p>(経費) 設置基準の範囲であり、かつ補償工事が伴わない範囲内において、取付管及び公共汚水ます設置にかかる経費は全額組合が負担する。</p>		<p>小郡町・秋穂町の例に倣い、原則として公道と私有地との境界線より私有地側1メートル以内の場所に1敷地1個の設置(接続不可能な場合、2個とする。)とする。(これ以外は個人設置とする。) また、ますの口径については合併までに別途協議調整する。 (阿知須町については宇部阿知須公共下水道組合で事業を行う場合、同組合の例による。)</p>													
徳地町		徳地町		調整案													
<p>公共汚水ます、取付管設置基準</p> <p>(目的) 公共下水道使用者から排除される汚水を公共下水道へ受入れる公共汚水ますの設置について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(位置) 公共汚水ますは原則として公道又は官民境界の私有地側1m以内に設置する。</p> <p>(設置数) (1)1宅地の樹の設置数は1個とする。ただし、宅地面積が広く1箇所では接続不可能と判断される場合は、2個とする。 (2)(1)以外に樹を設置した場合は、個人負担とする。</p> <p>(経費) 取付管及び公共樹設置にかかる経費は、全額町が負担する。</p>		<p>該当なし</p>		<p>( )1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2. 小郡町・秋穂町の例により調整する。 ( )3. 新たに制度等を創設する。 ( )4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( )5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6. 廃止の方向で検討する。 ( )7. その他( )</p>													

協議第 2 4 号

合併協定項目 2 2 - 1 6

各種事務事業の取扱い「水道事業」

# 1 水道事業の状況

## 事業主体

県央部 1 市 4 町においては、徳地町を除く 1 市 3 町で水道事業を行い、住民の皆さんに安全でおいしい水を提供しています。

水道事業は、基本的に市町村が事業主体となりますが、県央部においては、

山口市（水道局）	=	川東区域（陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島）を除く山口市の区域
小郡町	=	小郡町の区域
山口市秋穂町水道企業団（一部事務組合）	=	山口市の川東区域と秋穂町の区域
阿知須町	=	阿知須町の区域

という 4 つの事業主体によって経営が行われています。

## 取水・受水の状況

水道水は利用者に届くまでの間、

1 水源（地下水、受水）	2 取水施設（井戸）
3 導水施設（ポンプ）	4 浄水、貯水施設（滅菌、貯水槽）
5 送水施設（送水ポンプ）	6 配水池
7 配水管	8 給水管
9 利用者	

というプロセスを経ています。

このうち、1 市 3 町の水道の大きな特徴として水源の違いがあります。

山口市と小郡町は地下水をくみ上げて水源としていますが一部については山口・小郡地域広域水道企業団から受水しており、山口市秋穂町水道企業団と阿知須町は全ての水を山口・小郡地域広域水道企業団から受水しています。

## 普及等の状況

1 市 3 町の水道の普及率は、94.0 パーセント（給水人口 / 給水区域内人口）となっており、有収率は 92.9 パーセントとなっています。

平成15年度末現在（使用料改定年月を除く。）

			山口市	小郡町	山口市秋穂町 水道企業団	阿知須町	
戸数・人口	行政区域内	戸数	戸	54,188	9,057	6,916	3,142
		人口（A）	人	131,565	22,815	18,568	8,963
	給水区域内	戸数	戸	53,711	8,989	6,916	3,134
		人口（B）	人	130,176	22,647	18,568	8,947
	給水	戸数	戸	50,952	8,982	5,556	2,982
		人口（C）	人	122,871	22,626	15,447	8,525
普及率	(C/A)	%	93.39	99.17	83.19	95.11	
	(C/B)	%	94.39	99.91	83.19	95.28	
配水量	年間配水量（D）	m3	13,661,268	3,396,334	1,920,126	985,839	
	1日最大配水量	m3	52,459	12,876	8,218	3,286	
	1日平均配水量	m3	37,326	9,279	5,246	2,694	
	1人1日最大配水量	ℓ	427	569	532	385	
	1人1日平均配水量	ℓ	304	381	340	316	
年間有収水量（E）	m3	12,738,341	3,156,864	1,718,801	936,547		
一般使用水量（40mm以下）	m3	10,850,970	2,687,910	1,521,548	749,475		
大口使用水量（50mm以上）	m3	1,887,371	468,954	197,253	187,072		
有収率（E/D）	%	93.24	92.95	89.52	95.00		
料金徴収方法	口座振替	%	82.8	83.9	88.4	87.7	
	集金委託	%	0.3	1.3	5.0	0.0	
	納付	%	16.9	14.8	6.6	12.3	
送水管延長	m	16,377	1,684	0	330		
配水管延長（注3）	m	551,179	99,732	129,585	78,494		
導水管延長	m	1,342	0	0	0		
量水器設置数	個	47,330	10,960	5,556	3,267		
給水原価（1m3当たり）	円	196.28	176.10	290.12	257.58		
（内訳）	減価償却費	円	48.22	28.80	34.16	25.31	
	動力費	円	3.74	6.01	0.00	0.00	
	薬品費	円	0.07	0.33	0.00	0.00	
	修繕費	円	7.68	9.25	3.29	6.74	
	委託料	円	6.89	6.50	6.40	1.67	
	受水費	円	49.72	57.21	171.51	163.82	
	人件費	円	29.59	35.50	26.88	18.30	
	支払利息	円	34.98	14.54	29.60	31.52	
	物件費ほか	円	15.39	17.96	18.28	10.22	
供給単価（1m3当たり）	円	182.30	127.40	183.98	181.82		
資本費（1m3当たり）	円	113.03	77.66	166.67	155.12		
最新の使用料改定年月		平成16年4月	平成16年6月	平成16年8月	平成8年6月		
職員数	人	48(管理者含む)	15	5	3		

(参考)

山口・小郡地域広域水道企業団

山口・小郡地域広域水道企業団は、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の1市3町で構成し、榎野川流域の乏しい水資源の効率的利用を行うため、管内の住民の生活用水の確保と安定供給を目指した用水供給事業を行う広域行政として、昭和54年4月に設立され、昭和55年1月に事業着手をいたしました。

昭和58年8月からは、山口市南部地域、秋穂町及び阿知須町へ用水供給を開始し、さらに、昭和63年2月には荒谷ダムが完成し、同年4月から榎野川の河川表流水を取水し、山口市北部地域への用水供給を開始しています。

また、平成15年4月からは小郡町への用水供給を始めています。

企業団の概要

給水区域 山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町

目標年次 平成27年度

計画給水人口及び計画給水量

給水区域	計画給水人口	計画給水量 (m3/日)			現在給水人口
		計	自己水源	企業団	
山口市	134,810	84,780	45,000	39,780	130,711
小郡町	32,260	30,905	20,000	10,905	22,626
秋穂町	13,000	7,930	0	7,930	7,607
阿知須町	15,365	9,976	1,350	8,626	8,525
計	195,435	133,591	66,350	67,241	169,469

水 源 山口市朝田浄水場地下水及び榎野川表流水 (荒谷ダム放流水)

取水地点 吉敷郡小郡町大字上郷字岸田地内

給水開始 昭和58年8月～ 山口市南部地域、秋穂町、阿知須町  
昭和63年4月～ 山口市北部地域  
平成15年4月～ 小郡町

工 期 昭和54年度～平成17年度

建設費 232.5億円

建設費内訳 (単位: 億円)		財源内訳 (単位: 億円)	
貯水施設	50.2	国庫補助金	76.9
取水施設	10.7	企業債	125.4
導水施設	8.5	その他	30.2
浄水施設	68.6		
送水施設	61.3		
その他	33.2		

創設事業の概要

項 目	創 設 事 業		
	全 体	昭和54年度～平成15年度	平成16年度～平成17年度
事業費	32,212,776千円	30,957,725千円	1,255,051千円
上水道貯水能力	90,000m3/日	90,000m3/日	m3/日
取水施設	表流水	44,595m3/日	44,595m3/日
	地下水	5,408m3/日	5,408m3/日
浄水能力	44,595m3/日	36,758m3/日	7,867m3/日
送水能力	45,900m3/日	45,900m3/日	m3/日
貯水施設	荒谷ダム	荒谷ダム	
取水施設	表流水	取水門・沈砂池外	取水門・沈砂池外
	地下水	浅井戸 7井	浅井戸 7井
導水施設	導水管 1,000mm～900mm L=5,024m	導水管 1,000mm～900mm L=5,024m	
浄水施設	着水井、沈殿池、急速ろ過池、浄水池、排水処理施設	着水井、沈殿池、急速ろ過池、浄水池、排水処理施設	沈殿池
送水施設	送水管 1,000mm～250mm L=38,362m	送水管 1,000mm～250mm L=38,362m	

経営の状況

(単位: 千円)

収 支 計 算 書		
収益的収支	収 入	1,420,683
	うち水道料金	1,251,673
	支 出	1,094,576
	うち人件費	130,606
	うち支払利息	396,506
差 引	326,107	
資本的収支	収 入	1,016,079
	うち企業債	525,500
	支 出	1,618,858
	うち建設改良費	615,500
	うち企業債償還金	1,003,358
差 引	602,779	

繰 入 金 等 の 状 況				
	収益的収支に係る繰入金		資本的収支に係る繰入金	
	うち標準外	うち出資金		
山口市	114,857	66,632	213,617	76,613
小郡町	20,794	7,574	58,559	21,002
秋穂町	15,121	5,507	42,583	15,272
阿知須町	16,450	5,991	46,320	16,613
計	167,222	85,704	361,079	129,500

その他	企業債未償還残高	11,027,312千円	職 員 数	13人
	給水原価	120.42円/m3	供 給 単 価	137.73円/m3
	給水料金	基本料金: 138円/m3	超過料金: 36円/m3	

## 2 水道料金の状況

### 独立採算制

水道事業は、地方自治法、地方公営企業法に基づき、地方公共団体が直接社会公共の利益を目的として経営する地方公営企業によって行われています。

地方公営企業は、企業会計のもと、経済性と公共性の確保、独立採算が経営の原則とされており、水道事業の運営に必要な経費は原則として税金ではなく経営に伴う収入、すなわち水道料金をもって充てなければなりません。

### 経営の状況

安全でおいしい水を皆さんに提供するには、施設の維持管理やサービスの強化、新しく水道施設を作ったり、水源を開発するなど莫大な資金がかかります。これらの資金は、水道料金だけでは賅えませんので国などからの借金（企業債）で賅い、この元金や利息の返済（元利償還金）も料金収入でやりくりしています。

各市町の水道事業の経営は非常に厳しい状況にあります。経費の節減や経営の効率化を図り、健全で安定した運営をしていかなければなりません。

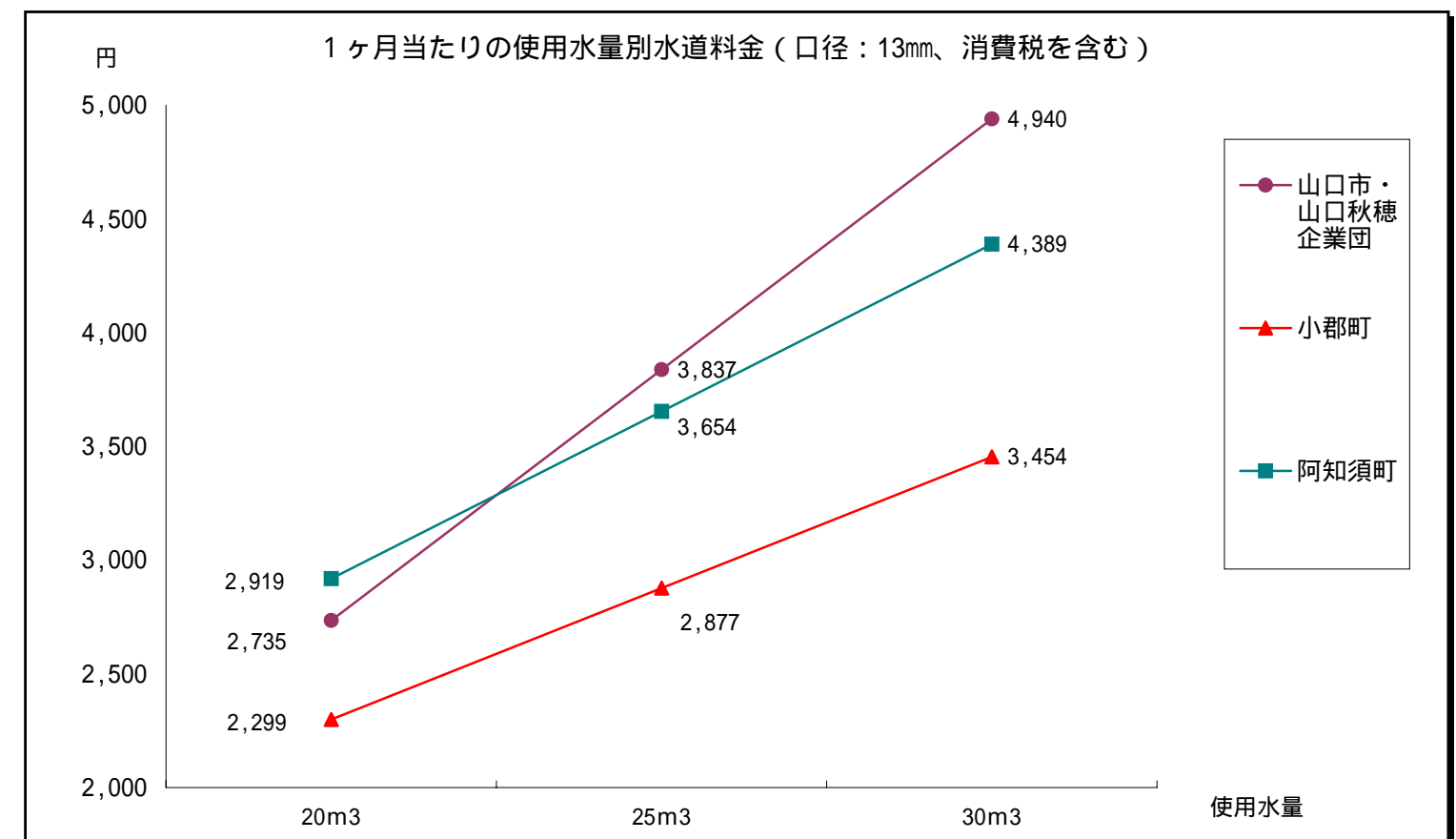
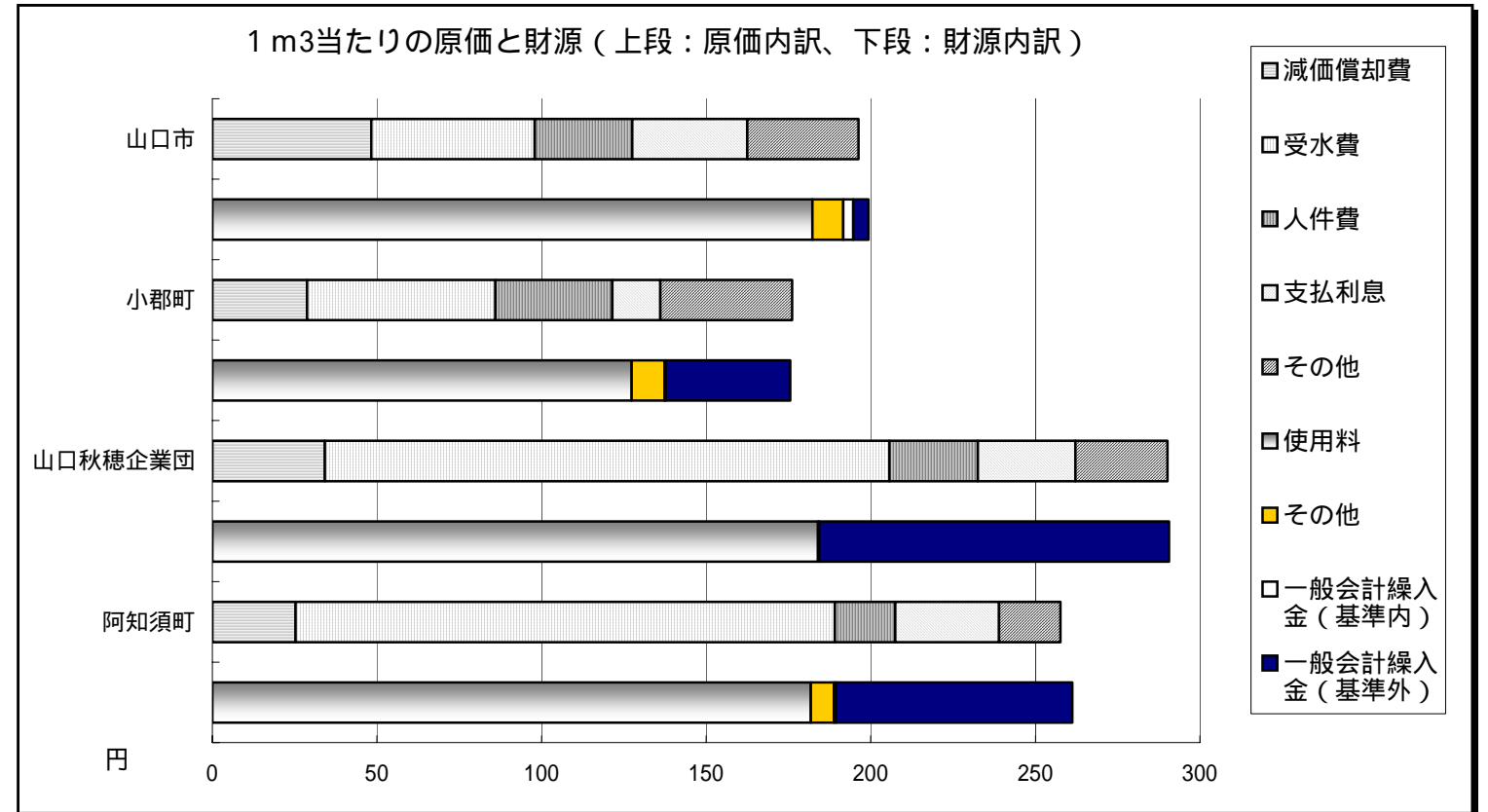
### 水道料金の仕組み

水道料金は、「能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし、公正妥当なものであること」と水道法、地方公営企業法に定められており、安心して飲める水を作るために必要な経費（人件費や減価償却費などの営業費用と借入金の支払利息などの営業外費用）を補うことができるよう設定されています。（右上図参照）

この算出方式を総括原価方式といい、具体的な料金の設定については、算定期間をおおむね3年から5年とし、その期間内の水の需要量を景気の動向などを踏まえて予測し、これに対応するための施設の整備計画や財政計画に基づいて行われています。

### 1市3町の水道料金

1市3町はその地理的条件、水事情、産業構造、環境などがまちまちであることから、水道事業の運営に必要な経費やこれを補う水道料金も異なります。前述のように、原則として独立採算ではありますが、各市町とも一般会計からの繰入等を行って水道料金を設定しています。（右上図・右下図参照）



3 決算等の状況

(参考)

	山口市 水道局	小郡町	山口市秋穂町 水道企業団	阿知須町	山口・小郡地域 広域水道企業団
収益的収入 (A)	2,556,947	556,181	513,096	244,647	1,420,683
(内訳) 営業収益	2,352,659	433,236	330,535	173,155	1,290,677
給水収益	2,322,239	402,191	316,220	170,285	1,251,673
受託工事収益	18,022	1,890	13,476	0	0
他会計負担金	6,751	858	306	0	39,004
その他	5,647	28,297	533	2,870	0
営業外収益	204,284	122,728	182,486	71,487	130,006
受託工事収益	0	0	0	0	0
国・県補助金	0	0	0	0	0
他会計補助金	91,005	119,512	182,335	67,846	128,218
加入金	49,590	0	0	3,620	0
その他	63,689	3,216	151	19	1,788
特別利益	4	217	75	5	0
収益的支出 (B)	2,969,922	556,335	511,493	241,256	1,094,576
(内訳) 営業費用	1,984,703	496,924	449,559	210,952	697,853
人件費	341,202	112,070	46,194	20,143	130,606
(うち退職給与金)	(0)	(0)	(3,800)	(0)	(0)
減価償却費	614,273	90,903	58,706	23,704	315,665
動力費	47,610	18,969	0	0	60,789
修繕費	97,707	29,203	5,662	6,315	51,087
薬品費	910	1,057	0	0	18,919
委託料	87,774	20,526	10,994	1,564	90,228
受水費	633,288	180,615	294,798	153,424	0
受託工事費	20,754	1,890	12,447	0	0
その他	141,185	41,691	20,758	5,802	30,559
営業外費用	536,318	58,994	61,758	30,289	396,506
支払利息	445,589	45,893	50,883	29,517	396,506
(うち企業債利息)	(445,589)	(45,893)	(50,883)	(29,517)	(396,506)
受託工事費	0	0	0	0	0
繰延勘定償却	88,994	7,200	5,611	0	0
その他	1,735	5,901	5,264	772	0
特別損失	448,901	417	176	15	217
純 損 益 (A - B)	-412,975	-154	1,603	3,391	326,107

平成15年度末、単位：千円

	山口市 水道局	小郡町	山口市秋穂町 水道企業団	阿知須町	山口・小郡地域 広域水道企業団
資本的収入 (C)	1,139,373	60,329	37,827	22,042	1,016,079
(内訳)					
企業債	445,000	50,700	11,600	5,400	525,500
他会計出資金	16,881	0	3,319	0	361,079
他会計負担金	5,212	662	19,222	0	0
他会計借入金	600,000	0	0	0	0
他会計補助金	0	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0	0	0
国・県補助金	0	0	0	0	129,500
工事負担金	72,280	0	0	16,642	0
加入金	0	8,967	3,686	0	0
その他	0	0	0	0	0
資本的支出 (D)	1,928,791	122,076	96,661	53,696	1,618,858
(内訳)					
建設改良費	702,551	74,371	20,939	21,452	615,500
(うち人件費)	(34,383)	(0)	(0)	(0)	(15,413)
企業債償還金	1,144,245	47,705	75,722	32,244	1,003,358
繰延勘定	81,995	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
差引 (C - D)	-789,418	-61,747	-58,834	-31,654	-602,779
翌年度繰越留保資金	224,165	483,977	582,971	92,355	634,014
(内訳)					
資本的収支差引	-789,418	-61,747	-58,834	-31,654	-602,779
損益勘定留保資金 (過年度)	595,856	444,116	568,337	96,718	163,043
損益勘定留保資金 (当年度)	798,656	98,687	71,217	23,704	315,665
減価償却費	614,273	90,903	58,706	23,704	315,665
固定資産除却費	24,819	584	6,900	0	0
繰延勘定償却	155,874	7,200	5,611	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0	0
特定収入仮払消費税	3,690	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
繰越欠損金減少に伴う留保資金	-412,975	0	0	0	0
消費税資本的収支調整額	32,046	3,075	648	196	15,469
剰余金処分額	0	0	0	0	416,509
その他	0	-154	1,603	3,391	326,107
(再掲)					
一般会計からの繰入金	119,849	121,032	205,182	67,846	528,301
繰出基準	61,148	1,520	9,278	658	442,597
繰出基準外	58,701	119,512	195,904	67,188	85,704
繰出基準の上乗せ	0	0	0	0	0
その他	58,701	119,512	195,904	67,188	85,704

#### 4 貸借対照表

平成15年度末現在、単位：千円

(参考)

区 分	山口市 水道局	小郡町	山口市秋穂町 水道企業団	阿知須町	山口・小郡地域 広域水道企業団
1 固定資産	17,125,352	2,853,916	2,175,291	1,254,555	26,359,937
(1) 有形固定資産	17,124,733	2,853,916	2,175,210	1,254,357	26,359,382
イ 土地等	967,704	316,920	23,211	6,111	948,887
ロ 償却資産	23,018,238	3,760,618	3,193,706	1,640,057	20,226,509
減価償却累計額	6,861,209	1,229,585	1,041,707	391,811	4,469,739
ハ 建設仮勘定	0	5,963	0	0	9,653,725
(2) 無形固定資産	619	0	81	80	555
(3) 投資	0	0	0	118	0
2 流動資産	962,174	559,153	658,117	118,988	807,314
(1) 現金預金	634,144	517,431	501,386	74,712	632,265
(2) 未収金	327,630	36,591	155,378	43,203	175,044
(3) 有価証券	400	3,550	0	0	0
(4) 貯蔵品	0	1,581	1,353	1,073	0
(5) 前払金	0	0	0	0	0
(6) その他流動資産	0	0	0	0	5
3 繰延勘定	259,603	6,520	16,832	0	0
資産合計	18,347,129	3,419,589	2,850,240	1,373,543	27,167,251
4 固定負債	208,000	10,111	4,780	11,409	105,422
(1) 一般会計長期借入金	0	0	0	0	0
(2) 引当金	208,000	10,111	4,780	11,409	105,422
5 流動負債	362,802	75,176	33,961	26,633	67,878
(1) 未払金	270,317	39,573	33,489	23,917	67,545
(2) その他	92,485	35,603	472	2,716	333
負債合計	570,802	85,287	38,741	38,042	173,300
6 資本金	11,826,529	2,127,465	1,414,069	757,312	18,215,555
(1) 自己資本金	890,198	818,548	376,949	110,550	7,188,243
イ 固有資本金	135,864	24,604	2,177	106,450	0
ロ 組入・繰入資本金	1,794	793,944	374,772	4,100	7,188,243
ハ 出資金	752,540	0	0	0	0
(2) 借入資本金	10,936,331	1,308,917	1,037,120	646,762	11,027,312
イ 企業債	10,336,331	1,308,917	1,037,120	646,762	11,027,312
ロ 他会計借入金	600,000	0	0	0	0
7 剰余金	5,949,798	1,206,838	1,397,430	578,189	8,778,396
(1) 資本剰余金	6,556,494	1,070,190	1,210,447	506,077	8,452,289
イ 建設補助金	555,706	0	465,551	9,064	7,337,291
ロ 工事負担金	3,092,085	124,775	227,174	48,684	0
ハ 他会計補助金	0	0	0	0	1,114,998
ニ その他	2,908,703	945,415	517,722	448,329	0
(2) 利益剰余金	-606,696	136,648	186,983	72,112	326,107
イ 減債積立金	5,000	33,901	6,800	4,920	0
ロ 利益積立金	0	0	0	0	0
ハ 建設改良積立金	162,207	77,138	0	0	0
ニ 当年度未処分利益剰余金	0	25,609	180,183	67,192	326,107
ホ 当年度未処理欠損金	-773,903	0	0	0	0
資本合計	17,776,327	3,334,303	2,811,499	1,335,501	26,993,951
負債資本合計	18,347,129	3,419,590	2,850,240	1,373,543	27,167,251

留 保 資 金	224,165	483,977	582,971	92,355	634,014
---------	---------	---------	---------	--------	---------

#### 5 整備計画の状況

	事業概要
山口市	高度浄水処理施設、配水池、送水ポンプ、送配水管、未普及地域解消
小郡町	配水池
山口市秋穂町水道企業団	配水管整備
阿知須町	なし
山口・小郡地域広域水道企業団	沈殿池、浄水場電気計装設備

(参考)

#### 6 企業債の状況

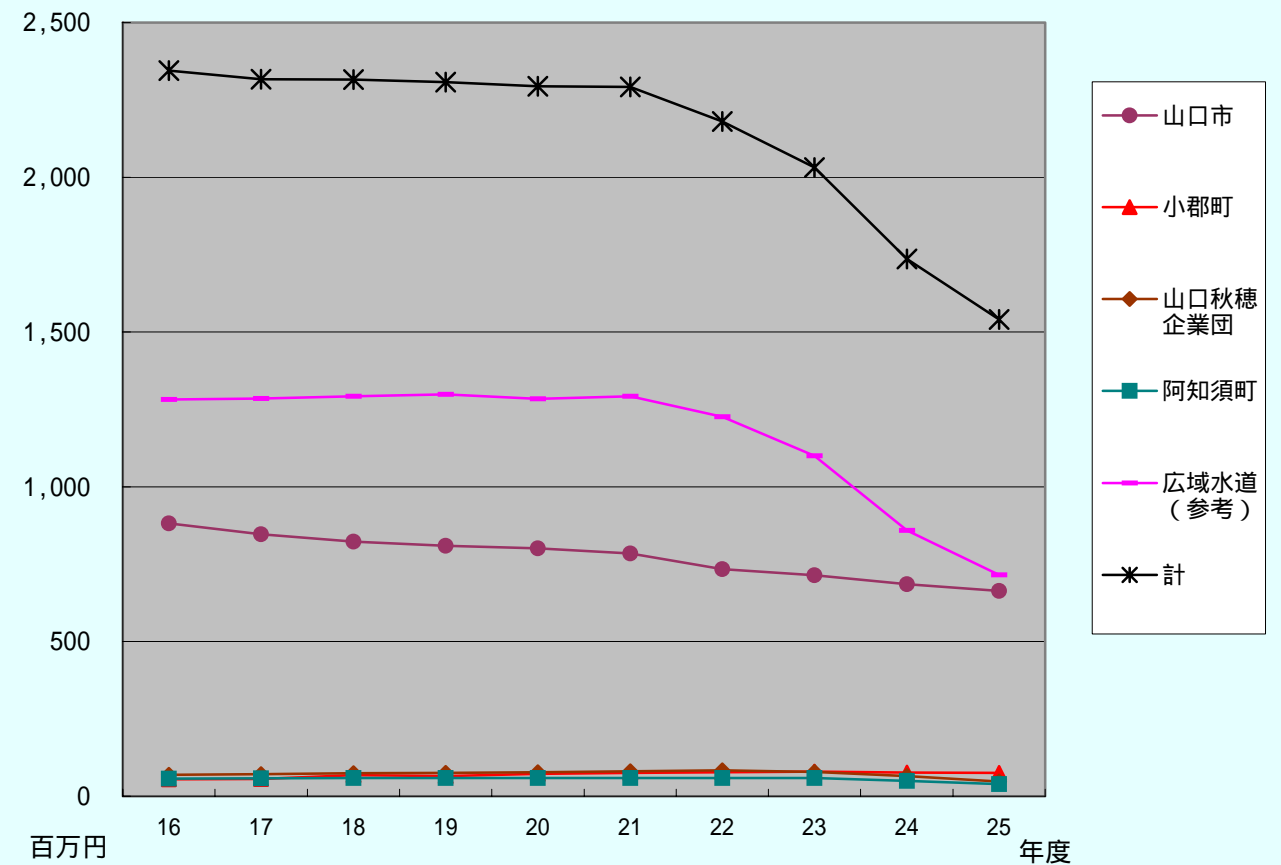
未償還残高(平成15年度末)

単位：百万円

	金額
山口市	10,336
小郡町	1,309
山口市秋穂町水道企業団	1,037
阿知須町	647
山口・小郡地域広域水道企業団	11,027
計	24,356

(参考)

償還の状況



事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業
事業名	水道料金の算定方法(上水道料金)			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(16)水道事業
専門部会名	水道部会	分科会名		コード	13-02-02-01

現況

山口市		小郡町		阿知須町																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <caption>水道料金(1ヶ月につき) 一般用</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="4">従量料金</th> </tr> <tr> <th>量水器口径</th> <th>金額</th> <th>10立方メートルまで</th> <th>10立方メートルを超え15立方メートルまで</th> <th>15立方メートルを超え20立方メートルまで</th> <th>20立方メートルを超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20mm以下</td> <td>960円</td> <td>1立方メートルにつき20円</td> <td>1立方メートルにつき125円</td> <td>1立方メートルにつき164円</td> <td>1立方メートルにつき210円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>2,000円</td> <td colspan="4" rowspan="6">1立方メートルにつき 210円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>17,100円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>27,700円</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>59,900円</td> </tr> <tr> <td>200mm</td> <td>85,100円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">公衆浴場用</td> <td colspan="4">臨時用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基本料金</td> <td colspan="2">従量料金</td> <td colspan="2">基本料金</td> <td colspan="2">従量料金</td> </tr> <tr> <th>量水器口径</th> <th>金額</th> <th>量水器口径</th> <th>金額</th> <td colspan="2" rowspan="6">11立方メートルから 1立方メートルにつき 400円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>20mm以下</td> <td>3,730円</td> <td>20mm以下</td> <td>4,730円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>5,000円</td> <td>25mm</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>7,800円</td> <td>40mm</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>11,000円</td> <td>50mm</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>20,100円</td> <td>75mm</td> <td>21,100円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>30,700円</td> <td>100mm</td> <td>31,700円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>62,900円</td> <td>150mm</td> <td>63,900円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>200mm</td> <td>88,100円</td> <td>200mm</td> <td>89,100円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">私設消火栓</td> <td colspan="4">演習使用、10分間につき1,000円(火災使用 無料)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		基本料金		従量料金				量水器口径	金額	10立方メートルまで	10立方メートルを超え15立方メートルまで	15立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超えるもの	20mm以下	960円	1立方メートルにつき20円	1立方メートルにつき125円	1立方メートルにつき164円	1立方メートルにつき210円	25mm	2,000円	1立方メートルにつき 210円				40mm	4,800円	50mm	8,000円	75mm	17,100円	100mm	27,700円	150mm	59,900円	200mm	85,100円					公衆浴場用		臨時用				基本料金		従量料金		基本料金		従量料金		量水器口径	金額	量水器口径	金額	11立方メートルから 1立方メートルにつき 400円				20mm以下	3,730円	20mm以下	4,730円	25mm	5,000円	25mm	6,000円	40mm	7,800円	40mm	8,800円	50mm	11,000円	50mm	12,000円	75mm	20,100円	75mm	21,100円	100mm	30,700円	100mm	31,700円			150mm	62,900円	150mm	63,900円			200mm	88,100円	200mm	89,100円			私設消火栓		演習使用、10分間につき1,000円(火災使用 無料)						<table border="1"> <caption>水道料金(1ヶ月につき)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="4">従量料金</th> </tr> <tr> <th>量水器口径</th> <th>金額</th> <th>10立方メートルまで</th> <th>10立方メートルを超え50立方メートルまで</th> <th>50立方メートルを超え100立方メートルまで</th> <th>100立方メートルを超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20mm以下</td> <td>940円</td> <td>1立方メートルにつき15円</td> <td>1立方メートルにつき110円</td> <td>1立方メートルにつき155円</td> <td>1立方メートルにつき190円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>1,980円</td> <td colspan="4" rowspan="6">1立方メートルにつき 190円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>4,900円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>24,500円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>138,000円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場用</td> <td>各口径基本料金</td> <td colspan="4">1立方メートルにつき 42円</td> </tr> <tr> <td>分水用</td> <td>各口径基本料金</td> <td colspan="4">1立方メートルにつき 町内 90円 町外 110円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>10立方メートルまで5,000円</td> <td colspan="4">1立方メートルにつき 550円</td> </tr> <tr> <td>連用給水用</td> <td>各口径基本料金</td> <td colspan="4">一般用と同じ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">私設消火栓</td> <td colspan="4">演習使用、10分間ごとに400円</td> </tr> </tbody> </table>		基本料金		従量料金				量水器口径	金額	10立方メートルまで	10立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超えるもの	20mm以下	940円	1立方メートルにつき15円	1立方メートルにつき110円	1立方メートルにつき155円	1立方メートルにつき190円	25mm	1,980円	1立方メートルにつき 190円				40mm	4,900円	50mm	9,800円	75mm	24,500円	100mm	49,000円	150mm	138,000円	公衆浴場用	各口径基本料金	1立方メートルにつき 42円				分水用	各口径基本料金	1立方メートルにつき 町内 90円 町外 110円				臨時用	10立方メートルまで5,000円	1立方メートルにつき 550円				連用給水用	各口径基本料金	一般用と同じ				私設消火栓		演習使用、10分間ごとに400円				<table border="1"> <caption>水道料金(1ヶ月につき)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="3">従量料金</th> </tr> <tr> <th>量水器口径</th> <th>金額</th> <th>第1段</th> <th>第2段</th> <th>第3段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>1,100円</td> <td rowspan="6">8立方メートルを超え30立方メートルまで</td> <td rowspan="6">30立方メートルを超え100立方メートルまで</td> <td rowspan="6">100立方メートルを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>40,000円</td> <td>1立方メートルにつき140円</td> <td>1立方メートルにつき210円</td> <td>1立方メートルにつき250円</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>120,000円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>6,000円</td> <td>10立方メートルを超えるもの</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>		基本料金		従量料金			量水器口径	金額	第1段	第2段	第3段	13mm	1,100円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	30立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超えるもの	20mm	1,200円	25mm	1,500円	40mm	4,000円	50mm	8,000円	75mm	19,000円	100mm	40,000円	1立方メートルにつき140円	1立方メートルにつき210円	1立方メートルにつき250円	150mm	120,000円				臨時用	6,000円	10立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき	600円
基本料金		従量料金																																																																																																																																																																																																																							
量水器口径	金額	10立方メートルまで	10立方メートルを超え15立方メートルまで	15立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超えるもの																																																																																																																																																																																																																				
20mm以下	960円	1立方メートルにつき20円	1立方メートルにつき125円	1立方メートルにつき164円	1立方メートルにつき210円																																																																																																																																																																																																																				
25mm	2,000円	1立方メートルにつき 210円																																																																																																																																																																																																																							
40mm	4,800円																																																																																																																																																																																																																								
50mm	8,000円																																																																																																																																																																																																																								
75mm	17,100円																																																																																																																																																																																																																								
100mm	27,700円																																																																																																																																																																																																																								
150mm	59,900円																																																																																																																																																																																																																								
200mm	85,100円																																																																																																																																																																																																																								
公衆浴場用		臨時用																																																																																																																																																																																																																							
基本料金		従量料金		基本料金		従量料金																																																																																																																																																																																																																			
量水器口径	金額	量水器口径	金額	11立方メートルから 1立方メートルにつき 400円																																																																																																																																																																																																																					
20mm以下	3,730円	20mm以下	4,730円																																																																																																																																																																																																																						
25mm	5,000円	25mm	6,000円																																																																																																																																																																																																																						
40mm	7,800円	40mm	8,800円																																																																																																																																																																																																																						
50mm	11,000円	50mm	12,000円																																																																																																																																																																																																																						
75mm	20,100円	75mm	21,100円																																																																																																																																																																																																																						
100mm	30,700円	100mm	31,700円																																																																																																																																																																																																																						
150mm	62,900円	150mm	63,900円																																																																																																																																																																																																																						
200mm	88,100円	200mm	89,100円																																																																																																																																																																																																																						
私設消火栓		演習使用、10分間につき1,000円(火災使用 無料)																																																																																																																																																																																																																							
基本料金		従量料金																																																																																																																																																																																																																							
量水器口径	金額	10立方メートルまで	10立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超えるもの																																																																																																																																																																																																																				
20mm以下	940円	1立方メートルにつき15円	1立方メートルにつき110円	1立方メートルにつき155円	1立方メートルにつき190円																																																																																																																																																																																																																				
25mm	1,980円	1立方メートルにつき 190円																																																																																																																																																																																																																							
40mm	4,900円																																																																																																																																																																																																																								
50mm	9,800円																																																																																																																																																																																																																								
75mm	24,500円																																																																																																																																																																																																																								
100mm	49,000円																																																																																																																																																																																																																								
150mm	138,000円																																																																																																																																																																																																																								
公衆浴場用	各口径基本料金	1立方メートルにつき 42円																																																																																																																																																																																																																							
分水用	各口径基本料金	1立方メートルにつき 町内 90円 町外 110円																																																																																																																																																																																																																							
臨時用	10立方メートルまで5,000円	1立方メートルにつき 550円																																																																																																																																																																																																																							
連用給水用	各口径基本料金	一般用と同じ																																																																																																																																																																																																																							
私設消火栓		演習使用、10分間ごとに400円																																																																																																																																																																																																																							
基本料金		従量料金																																																																																																																																																																																																																							
量水器口径	金額	第1段	第2段	第3段																																																																																																																																																																																																																					
13mm	1,100円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	30立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超えるもの																																																																																																																																																																																																																					
20mm	1,200円																																																																																																																																																																																																																								
25mm	1,500円																																																																																																																																																																																																																								
40mm	4,000円																																																																																																																																																																																																																								
50mm	8,000円																																																																																																																																																																																																																								
75mm	19,000円																																																																																																																																																																																																																								
100mm	40,000円	1立方メートルにつき140円	1立方メートルにつき210円	1立方メートルにつき250円																																																																																																																																																																																																																					
150mm	120,000円																																																																																																																																																																																																																								
臨時用	6,000円	10立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき	600円																																																																																																																																																																																																																					
山口市秋穂町水道企業団																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <caption>水道料金(1ヶ月につき)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="4">従量料金</th> </tr> <tr> <th>量水器口径</th> <th>金額</th> <th>1立方メートルから</th> <th>11立方メートルから</th> <th>16立方メートルから</th> <th>21立方メートルから</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>960円</td> <td>10立方メートルまで1立方メートルにつき20円</td> <td>15立方メートルまで1立方メートルにつき125円</td> <td>20立方メートルまで1立方メートルにつき164円</td> <td>1立方メートルにつき210円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>960円</td> <td colspan="4" rowspan="6">1立方メートルにつき 210円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>17,100円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>27,700円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場用</td> <td colspan="5">1ヶ月の使用水量150立方メートルまで3,000円、これに各口径基本料金を加えた額を1ヶ月の基本料金とし、これを超える1立方メートルにつき75円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>6,000円</td> <td colspan="4">10立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 600円</td> </tr> <tr> <td>連用給水装置</td> <td colspan="5">口径13ミリメートルから20ミリメートルは基本料金を960円とし、口径25ミリメートルは基本料金を2,000円とし、1立方メートルから10立方メートルまでは1立方メートルにつき20円、11立方メートルから15立方メートルまでは1立方メートルにつき125円、6立方メートルから20立方メートルまでは1立方メートルにつき164円、21立方メートル以上は1立方メートルにつき210円</td> </tr> <tr> <td>私設消火栓</td> <td colspan="5">演習使用、10分間ごとに3,000円(火災使用 無料)</td> </tr> </tbody> </table>		基本料金		従量料金				量水器口径	金額	1立方メートルから	11立方メートルから	16立方メートルから	21立方メートルから	13mm	960円	10立方メートルまで1立方メートルにつき20円	15立方メートルまで1立方メートルにつき125円	20立方メートルまで1立方メートルにつき164円	1立方メートルにつき210円	20mm	960円	1立方メートルにつき 210円				25mm	2,000円	40mm	4,800円	50mm	8,000円	75mm	17,100円	100mm	27,700円	公衆浴場用	1ヶ月の使用水量150立方メートルまで3,000円、これに各口径基本料金を加えた額を1ヶ月の基本料金とし、これを超える1立方メートルにつき75円					臨時用	6,000円	10立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 600円				連用給水装置	口径13ミリメートルから20ミリメートルは基本料金を960円とし、口径25ミリメートルは基本料金を2,000円とし、1立方メートルから10立方メートルまでは1立方メートルにつき20円、11立方メートルから15立方メートルまでは1立方メートルにつき125円、6立方メートルから20立方メートルまでは1立方メートルにつき164円、21立方メートル以上は1立方メートルにつき210円					私設消火栓	演習使用、10分間ごとに3,000円(火災使用 無料)																																																																																																																																																																		
基本料金		従量料金																																																																																																																																																																																																																							
量水器口径	金額	1立方メートルから	11立方メートルから	16立方メートルから	21立方メートルから																																																																																																																																																																																																																				
13mm	960円	10立方メートルまで1立方メートルにつき20円	15立方メートルまで1立方メートルにつき125円	20立方メートルまで1立方メートルにつき164円	1立方メートルにつき210円																																																																																																																																																																																																																				
20mm	960円	1立方メートルにつき 210円																																																																																																																																																																																																																							
25mm	2,000円																																																																																																																																																																																																																								
40mm	4,800円																																																																																																																																																																																																																								
50mm	8,000円																																																																																																																																																																																																																								
75mm	17,100円																																																																																																																																																																																																																								
100mm	27,700円																																																																																																																																																																																																																								
公衆浴場用	1ヶ月の使用水量150立方メートルまで3,000円、これに各口径基本料金を加えた額を1ヶ月の基本料金とし、これを超える1立方メートルにつき75円																																																																																																																																																																																																																								
臨時用	6,000円	10立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 600円																																																																																																																																																																																																																							
連用給水装置	口径13ミリメートルから20ミリメートルは基本料金を960円とし、口径25ミリメートルは基本料金を2,000円とし、1立方メートルから10立方メートルまでは1立方メートルにつき20円、11立方メートルから15立方メートルまでは1立方メートルにつき125円、6立方メートルから20立方メートルまでは1立方メートルにつき164円、21立方メートル以上は1立方メートルにつき210円																																																																																																																																																																																																																								
私設消火栓	演習使用、10分間ごとに3,000円(火災使用 無料)																																																																																																																																																																																																																								



事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業
事業名	水道料金の算定方法(上水道料金)			協定項目	2.2 各種事務事業の取扱い(16)水道事業
専門部会名	水道部会	分科会名		コード	13-02-02-01

現況

分析  
調整上の課題

使用料(一般用、1ヶ月当たり)

徳地町を除く1市3町で水道事業を行っているが、水道事業は独立採算方式により経営される公営企業であるため、水道料金はそれぞれの事業体が原価等に基づき設定しており、金額が異なっている。  
また、料金体系についても阿知須町は基本使用量付二部料金制としているが、他の1市2町は二部料金制としている。

量水器口径13mm 消費税含む

使用水量	山口市	小郡町	山口市秋穂町 水道企業団	徳地町	阿知須町
20立方メートルの場合	2,735円	2,299円	2,735円	該当なし	2,919円
25立方メートルの場合	3,837円	2,877円	3,837円		3,654円
30立方メートルの場合	4,940円	3,454円	4,940円		4,389円

課題への対応

水道料金は同一事業体同一料金を基本とするが、市町間の差異が大きいため新市以降も当分の間現行どおりとし、新市において給水需要予測や事業計画を策定し、新たな財政収支計画に基づき総括原価方式を基本に段階的に料金の統一を行うこととする。

量水器口径20mm 消費税含む

使用水量	山口市	小郡町	山口市秋穂町 水道企業団	徳地町	阿知須町
20立方メートルの場合	2,735円	2,299円	2,735円	該当なし	3,024円
25立方メートルの場合	3,837円	2,877円	3,837円		3,759円
30立方メートルの場合	4,940円	3,454円	4,940円		4,494円

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. 市・町の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7. その他( )

注：山口市秋穂町水道企業団の料金表(前頁)及び使用料の試算(上表)は、条例改正後(平成16年8月1日施行)の数値による。  
(山口市の区域は10月1日検針分から、秋穂町の区域は11月1日検針分からそれぞれ適用)

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業																																																																		
事業名	水道料金の算定・収納			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(16)水道事業																																																																		
専門部会名	水道部会	分科会名		コード	13-02-02-03																																																																		
現			況																																																																				
山 口 市		小 郡 町		山口市秋穂町水道企業団																																																																			
<p>1 水道料金・使用水量の算定 水道料金は2ヶ月分を1期分として算定する。 (算定区分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> <th>第5期</th> <th>第6期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地区</td> <td>3月</td> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地区</td> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> <td>3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>A地区=旧国道以南の地区、嘉川地区 B地区=旧国道以北の地区、佐山地区</p> <p>水道料金は、毎期の定例日に量水器の検針を行いその日の属する月分及びその前月分として算定する。</p> <p>2 使用水量の通知 量水器を検針したときは、使用水量のお知らせにより水道使用者等に通知する。</p> <p>3 水量の認定をする場合 量水器に異常があったとき その他使用水量が不明のとき *使用水量の認定は、過去12ヶ月の使用水量を平均した水量。ただし、計算できない場合は、過去の使用実績、日割り計算等により算定した水量による。</p> <p>4 水道料金の徴収方法 納付書による納入 口座振替による納入 町内会による委託納入</p> <p>5 水道料金の納期 納入通知書による場合=毎期定例日の属する月の翌月25日まで 口座振替による場合=毎期定例日の属する月の翌月25日 給水装置の使用を中止又は廃止した場合はその都度徴収することができる。</p> <p>6 料金等の減免 公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を減額、又は免除することができる。 〔使用水量の認定及び軽減に関する基準〕 (1)不進行、遅行、その他の故障による量水器に異常があったとき (2)量水器の上の荷積み、埋没等により、使用水量が計量できないとき (3)地下埋設管の損傷による漏水 (4)受水槽のボールタップ不良による溢水 (5)管理者がやむを得ない特別の理由があると認めた漏水</p>			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	A地区	3月	5月	7月	9月	11月	1月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	B地区	4月	6月	8月	10月	12月	2月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	<p>1 水道料金・使用水量の算定 水道料金は、定例日に量水器の点検を行いその日の属する月分として算定する。</p> <p>2 使用水量の通知 給水量の計量をしたときは、水道使用者等に対し、使用水量通知書に所定事項を記載して通知する。</p> <p>3 水量の認定をする場合 量水器に異常があったとき 使用水量が不明のとき *使用水量の認定は、従来の使用水量及びその他の事情を考慮して認定する。</p> <p>4 水道料金の徴収方法 納付書による納入 口座振替による納入 集金(地区集金)</p> <p>5 水道料金の納期 納入通知書による場合=毎月定例日の属する月の月末まで 口座振替による場合=毎月定例日の属する月の月末</p> <p>6 料金等の軽減又は免除 公益上その他特別の理由があると認められたときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。</p> <p>〔使用水量の軽減に関する取扱〕 対象：漏水箇所の発見が困難なもの、受水槽等のボールタップ故障による漏水などで、適正な修理工事の完了や管理体制の強化の確約等発生防止の策が講じられた場合を条件とする。また、濁水を放水したときの水量等。</p>		<p>1 水道料金・使用水量の算定 水道料金は2ヶ月分を1期分として算定する。 (算定区分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> <th>第5期</th> <th>第6期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山口市</td> <td>3月</td> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">秋穂町</td> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> <td>3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>山口市=山口市南部(川東地区).....偶数月 秋穂町=秋穂町全域(企業長が別に定める大口需要者及び官公署を含む。).....奇数月</p> <p>水道料金は、毎期の定められた期間内に量水器の点検を行いその日の属する期分として算定する。</p> <p>2 使用水量の通知 量水器を検針したときは、使用量を水道使用量通知書により水道使用者に通知する。</p> <p>3 水量の認定をする場合 量水器(メーター)に異常があったとき その他使用水量が不明のとき *使用水量の認定は、当該年度平均(もしくは前年度平均)。</p> <p>4 水道料金の徴収方法 納付書による納入 口座振替による納入 地区集金</p> <p>5 水道料金の納期 納入通知書による場合=検針月翌月末日まで 口座振替による場合=検針月翌月17日 上記日に納入がない場合 納入通知書による場合=検針日翌々月25日まで 口座振替による場合=検針日翌々月3日再振替</p> <p>6 料金手数料等の軽減又は免除 公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	山口市	3月	5月	7月	9月	11月	1月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	秋穂町	4月	6月	8月	10月	12月	2月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期																																																																	
A地区	3月	5月	7月	9月	11月	1月																																																																	
	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																																																	
B地区	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																																																	
	5月	7月	9月	11月	1月	3月																																																																	
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期																																																																	
山口市	3月	5月	7月	9月	11月	1月																																																																	
	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																																																	
秋穂町	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																																																	
	5月	7月	9月	11月	1月	3月																																																																	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業																																				
事業名	水道料金の算定・収納			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(16)水道事業																																				
専門部会名	水道部会	分科会名		コード	13-02-02-03																																				
現況			分析																																						
阿知須町			徳地町																																						
<p>1 水道料金・使用水量の算定 水道料金は2ヶ月分を1期分として算定する。 (算定区分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> <th>第5期</th> <th>第6期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地区</td> <td>3月</td> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地区</td> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> <td>3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>A地区 = 井関川以南の地区 B地区 = 井関川以北の地区</p> <p>水道料金は、毎期の定例日に量水器の点検を行いその日の属する期分として算定する。</p> <p>2 使用水量の通知 量水器を検針したときは、使用量を水道使用量通知書により水道使用者に通知する。</p> <p>3 水量の認定をする場合 量水器に異常があったとき その他使用水量が不明のとき *使用水量の認定は、当該認定事由の発生前2期又は前年同一時期の実績によるものとする。ただし、実績がない場合は、日割計算等による実態見積量による。</p> <p>4 水道料金の徴収方法 納付書による納入 口座振替による納入</p> <p>5 水道料金の納期 納入通知書による場合 = 每期定例日の属する月末まで 口座振替による場合 = 当月27日 給水装置の使用を中止又は廃止した場合はその都度徴収する。</p> <p>6 料金の調整 公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。 〔使用水量の減免に関する基準〕 (1) 地下漏水等で、漏水箇所の発見が困難なもの (2) 電気温水器等の器具漏水(水洗便所、給水栓の漏水は除く。)で発見が困難なもの (3) 受水槽のボールタップ故障により漏水したもの (4) 凍結による給水装置及びその付帯設備の事故により漏水したもの (5) 前各号のほか、町長が特別の理由により軽減が適当と認めるとき</p>				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	A地区	3月	5月	7月	9月	11月	1月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	B地区	4月	6月	8月	10月	12月	2月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	<p>該当なし</p>			<p>1市3町の水道料金の算定区分(検針期間)徴収方法、納期、減免基準が異なっている。</p> <p>主な相違点 検針期間:小郡町のみ毎月とし、他の市町は2ヶ月に1回としているが、月の区分が異なっている。 徴収方法:山口市、山口市秋穂町水道企業団は地区(町内会)集金を実施しているが、小郡町、阿知須町は実施していない。 納期:1市3町で納入通知書、口座振替とも納期日が異なっている。 減免基準:山口市秋穂町水道企業団は特に具体的な定めがない。他の市町は具体的な定めがあるが、漏水等の具体的な定めが多少異なる。</p>		
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期																																			
A地区	3月	5月	7月	9月	11月	1月																																			
	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																			
B地区	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																			
	5月	7月	9月	11月	1月	3月																																			
課 題 へ の 対 応																																									
<p>新市において、地域によって取扱いが異なることは、住民サービスの公平性や新市の一体性の確保等の観点から問題であり、早期に統一を図ることが望ましいが、水道料金の一元化調整と密接に関連することから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整することとする。</p>																																									
調 整 案																																									
<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p>																																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業
事業名	水道加入金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(16)水道事業
専門部会名	水道部会	分科会名		コード	13-02-02-04

現況

分析

調整上の課題

水道加入金・分担金

1市3町の水道加入金・分担金が異なっている。

量水器口径	山口市	小郡町	山口市秋穂町 水道企業団	徳地町	阿知須町
13mm	30,000円	30,000円	40,000円	該当なし	40,000円
20mm			90,000円		100,000円
25mm	120,000円	90,000円	150,000円		170,000円
40mm	405,000円	290,000円	490,000円		540,000円
50mm	630,000円	540,000円	760,000円		800,000円
75mm	1,440,000円	1,260,000円	1,730,000円		2,000,000円
100mm	2,460,000円	2,460,000円	2,960,000円		3,500,000円
150mm 以上	管理者が定める額	流量比等により 管理者が定める額			6,500,000円 (150mmに限る。)

課題への対応

「13-02-02-03 水道料金の算定・収納」と同様、早期に統一を図ることが望ましいが、水道料金の一元化に併せて行うこととし、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整することとする。

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. 市・町の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7. その他( )

事務一元化現況・分析調書

大項目	水道		中項目	水道事業		小項目	経理・営業			
事業名	水道に関する手数料					協定項目	22 各種事務事業の取扱い(16)水道事業			
専門部会名	水道部会		分科会名			コード	13-02-02-05			
現況						分析				
水道に関する手数料						調整上の課題				
水道に関する手数料						1市3町で工事審査手数料を徴収しているが、金額が異なっている。 小郡町のみ私設消火栓演習立会手数料を、山口市秋穂町水道企業団のみ開閉栓手数料を徴収している。				
区分	山口市		小郡町		山口市秋穂町水道企業団		徳地町		阿知須町	
指定給水装置工事業者申請手数料	申込みのとき 10,000円		申込みのとき 10,000円		申込みのとき 10,000円				申込みのとき 10,000円	
給水装置新設工事手数料 (1工事につき)										
給水装置改造工事手数料 (1工事につき)										
工事審査手数料	量水器口径	新設	改造	新設又は 全面改造	増設又は 一部改造	新設	改造	新設	臨時・増 設・改良	
	13mm							2,000円	1,000円	
	20mm	3,000円	1,500円	4,000円	2,000円	3,000円	1,500円			
	25mm							4,000円	2,000円	
	40mm	6,000円	3,000円	9,000円	4,500円	6,000円	3,000円	6,000円	3,000円	
	50mm			14,000円	7,000円					
	75mm							8,000円	4,000円	
	100mm	12,000円	6,000円	24,000円	12,000円	12,000円	6,000円	10,000円	5,000円	
150mm以上			30,000円	15,000円						
私設消火栓演習立会手数料			1,000円							
給水装置及び水質検査手数料	特別の費用を要する場合実費									
開閉栓	1回につき					開栓	300円			
						閉栓	300円			
						課題への対応				
						早期に統一を図ることが望ましいが、住民の負担に直接関わることから、水道料金の一元化に併せて行うこととし、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整することとする。				
調整案										
						( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )				

協議第 2 5 号

合併協定項目 2 2 - 1 7

各種事務事業の取扱い「学校教育事業」

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																		
事業名	奨学金貸付事業	分科会名	教育総務分科会	協定項目	22-17 学校教育事業																		
専門部会名	教育部会			コード	18-01-02-05																		
現況			分析																				
秋穂町		阿知須町		調整上の課題																			
<p>【秋穂町奨学金貸与条例】【同 貸与規則】</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法による高等学校、大学及び高等専門学校又は専修学校に在学する者</li> <li>・保護者又は親権者が本町に2年以上住所を有する者の子女</li> <li>・向学心に富む性行善良な者で、経済的な理由により修学困難な者</li> <li>・日本育英会又は(財)山口県奨学会の学資の貸与を受けていない者</li> </ul> <p>貸与の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その者の在学する学校の正規の修業年限とする。</li> </ul> <p>貸与金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校、高等専門学校及びこれと同程度の専修学校に在学する者 月額 12,000円</li> <li>・大学及びこれと同程度の専修学校に在学する者 月額 30,000円</li> </ul> <p>奨学生の数</p> <p>奨学生数は、毎年度基金の運用計画範囲内で決定する。</p> <p>返還期間及び返還方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与の期間終了後1年を経過した月の翌月から貸与を受けた期間内に、月賦又は年賦で返還。</li> <li>・奨学金の全部又は一部を繰上げて償還することができる。</li> </ul> <p>【秋穂町奨学金貸与審査会規則】</p> <p>審査会の委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は7人以内とし、次に掲げる者から町長が委嘱する。</li> </ul> <p>助役、教育委員長、教育長、中学校長、民生委員総務、学識経験者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の任期は、2カ年とする。</li> </ul> <p>審査会の役員</p> <p>審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>審査会の会議</p> <p>審査会の会議は、会長が召集する。</p> <p>【新規貸付の状況】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1人</td> <td>360千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>2人</td> <td>504千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>3人</td> <td>1,080千円</td> </tr> </table>		平成12年度	1人	360千円	平成13年度	2人	504千円	平成14年度	3人	1,080千円	<p>【阿知須町奨学金貸与条例】【同 施行規則】</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法による高等学校、大学若しくは高等専門学校又は専修学校に在学する者</li> <li>・保護者又は親権者が、本町の住民基本台帳に記載されている者、又は外国人登録原票に登録されている者で、引き続き2年以上本町に居住している者</li> <li>・向学心に富み、性行善良な者</li> <li>・経済的理由により修学が困難と認められる者</li> <li>・日本育英会、又は財団法人山口県奨学会の学資の貸与を受けていない者</li> <li>・町長が適当と認められる連帯保証人を有する者</li> </ul> <p>貸与期間</p> <p>その在学する学校の正規の修業期間とする。</p> <p>奨学金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校、高等専門学校、同等の専修学校 月額10,000円</li> <li>・大学又は同等の専修学校 月額30,000円</li> </ul> <p>奨学生の数</p> <p>奨学生数は、毎年度基金の運用計画範囲内で決定する。</p> <p>償還</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・据置 卒業又は中途退学した時点より後1年</li> <li>・償還 貸与を受けた期間の2倍の期間内</li> </ul> <p>審議会の設置(7名)町長の諮問機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町議会議員 1</li> <li>・町助役 1</li> <li>・教育委員 2</li> <li>・民生児童委員 1</li> <li>・中学校長 1</li> <li>・学識経験者 1</li> </ul> <p>会長、副会長は互選</p> <p>委員の任期は2年</p> <p>審議会の開催 8月</p> <p>【新規貸付等の状況】</p> <table border="1"> <tr> <td>12年度新規貸与の状況</td> <td>1人(大学)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13年度新規貸与の状況</td> <td>2人(大学)</td> <td>30,000円×12月×2</td> </tr> <tr> <td>14年度新規貸与の状況</td> <td>7人(大学)</td> <td></td> </tr> </table>		12年度新規貸与の状況	1人(大学)		13年度新規貸与の状況	2人(大学)	30,000円×12月×2	14年度新規貸与の状況	7人(大学)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金貸付事業の有無に相違がある。</li> <li>・貸付対象、貸付額、償還方法、審査方法等が異なる。</li> </ul> <p>課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金貸付事業は、秋穂町・阿知須町でそれぞれ基金をもって、行っている。また、秋穂町の制度は、個人から指定寄付を受けており、その指定された使用目的等を考慮し、行っている。したがって、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整するものとする。</li> </ul> <p>調整案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. 市・町の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) 7. その他( )</li> </ul>	
平成12年度	1人	360千円																					
平成13年度	2人	504千円																					
平成14年度	3人	1,080千円																					
12年度新規貸与の状況	1人(大学)																						
13年度新規貸与の状況	2人(大学)	30,000円×12月×2																					
14年度新規貸与の状況	7人(大学)																						
<p>山口市・小郡町・徳地町</p> <p>該当無し</p> <p>ただし、山口市は、市の制度としての奨学金貸付事業は無いが、(財)内海奨学会による奨学金貸付事業は実施している。</p>																							

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	通学区域(小・中学校)			協定項目	22-17 学校教育事業
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会	コード	18-01-02-07

現況

山口市

【山口市通学区域】

中学校名	小学校名	通学区域
宮野中	宮野小	河原、石丸、龍花、泉、岩杖、七房、七房団地、幸里、仁保地、下田住宅、大山路、宮路、熊坂、上恋路、中恋路、下恋路、南恋路団地、恋路秋葉町、恋路市河原、下折本(三の宮一丁目5番及び三の宮二丁目7番から9番までの区域を除く区域)、上折本、東折本、沖桜島、桜島団地、西桜島、上桜島、東桜島、住吉、青葉台、東住吉、第3住宅、宮野団地、北恋路、宮野中央、西恋路
大殿中	大殿小	上天花町、天花、木町、東滝、西滝、上豎小路、下豎中・下、下豎上、道祖町、円政寺、古熊、上古熊、太刀売、大殿大路、下金古曾、上金古曾、野田、八幡馬場、石観音、上後河原、中後河原、下後河原、大市・諸願、堂の前、松ノ木町、銭湯小路、久保小路、新馬場、相物小路(大市町3番の区域)、東惣太夫(東山二丁目目の区域)、下折本(三の宮一丁目5番及び三の宮二丁目7番から9番までの区域)、芝崎住宅、江良、コモドタウン七尾台、芝崎、平野、宮野サニータウン、グリーンヒルズ
白石中	白石小	中市、相物小路(大殿小学校の区域を除く。)、御局小路、今小路、新天街、新丁、東惣太夫(大殿小学校の区域を除く。)、西惣太夫、天神通、今市、今道・大附、サバス黄金町、もみじマンション黄金町、ツインタウ-黄金町、米屋町、新町、上中道場門前、下道場門前、中河原、早間田、新道、西門前・新橋、荒高、田町、龍王、鱧石、東白石、西白石、東糸米、西糸米、上清水、中清水、下清水、中讃井、中園市営住宅地、長山
湯田中	湯田小	十王、一本松、前町、角下市、横町、湯屋町、ア・ク湯田温泉、元町、熊野、東朝倉、西朝倉、赤妻バ・クタウン、朝倉中央、泉町、元町西、豊国マンション
鴻南中	良城小	吉敷畑、中尾西、中尾東上、中尾東下、緑ヶ丘、赤田、佐畑、中村、木崎、木崎団地、上東、上東住宅団地、下東、京面団地、大橋町、湯田大橋、稲葉町
	大歳小	富田原、今井上、今井下、上矢原、穂積県営住宅団地、中矢原、下矢原、上湯田上、周布団地、上湯田中、上湯田下、下湯田、矢原宿舎、黒川市、岩富、高井、坂東、西矢原、勝井、三作、和田、朝田、山口朝田ヒルズ、馬庭、河内、矢原住宅、矢原第2住宅、高井住宅上、高井住宅下、鴨原
二島中	二島小	上田、大里、二島、南、惣在所、長浜、岩屋、祢宣、幸田、仁光寺
川西中	嘉川小	赤坂、千見折、免地、矢広団地、稽古屋、宮ノ原、東本郷、西本郷、上中野、下中野、中野緑団地、中田畑、福岡、上嘉川、中市、丸山団地、市、大原、清水が丘、岡
	興進小	原、向原、高見、相原、東今津、岡屋、今津ヶ丘、幸の橋団地、上高根、上渡り、下高根、原奈東、原奈西、今井、北の江東、北の江西、深溝東、深溝西、寄江、唐樋
	佐山小	由良前、由良後、佐山八ビテ-ション、須川前、須川後、小路、佐山西、佐山東、鳩岡、遠波、渚、新地

中学校名	小学校名	通学区域
渦上中	鏝銭司小	畑、西浴、和西、扇田、小森、岡、大円、黒山、天神原、鷹ノ子、河原、今宿東、今宿西、道ノ上、大村、上辻、四辻、南
	陶小	糸根、中河原、東陶、立石、渦上、渦上西団地、市、郷上、郷下、沖、西陶、丸尾上、丸尾東、丸尾北、丸尾北住宅、丸尾沖
	名田島小	島上、島下、東開作、向山上、向山中、向山下、新開作東、新開作西、新開作沖、昭和東、昭和西、西開作上、西開作下
仁保中	仁保小	揚山、金坪、大島、一ノ瀬、北河内、高島、井開田西、高野東、高野西、井開田東、坂本、松柄、一貫野、原河内、両浴、仁保市、野上、土井、高松、丸山
大内中	小鯖小	1区、2区、3区、4区、5区、6区、三本松町、7区、禅昌寺町、8区、百合ヶ丘団地、9区、10区、11区、12区、小鯖管内団地、13区、14区、15区、16区、17区、18区
	大内小	下千坊(県道山口防府線北側の区域)、千坊北、高芝、新矢田、上矢田、大道、長野、長野グリ-ンタウン、宮ノ馬場、殿河内、氷上、金成団地、御堀、東御堀、宮島町、御堀団地、御堀ヶ丘、国際電々山口社宅、東園、深野、深野団地
	大内南小	大内畑、菅内、菅内団地、菅内台、雇用促進菅内宿舎、小野、問田、小京都ニュー-タウン、姫山台、下千坊(県道山口防府線北側を除く区域)、上千坊、中村、下矢田、中矢田、茅野神田、姫山団地
平川中	平川小	上平井、県営平井団地、古曾中原、西大島、姫山ひびき、台、指出、平井西、馬木領、中野、平川中央団地、開作、馬木坂本、神郷、岡大塚、閨、瀬利黒、閨団地、岡小路、北小路、小出、河内、中村、西、西京、吉野、堂紺、平野、田屋島、福良、小原、こばら団地、平井住宅、吉田団地A、吉田団地B、吉田団地C、吉田団地D、大塚沖、閨住宅

小郡町

【小郡町通学区域】

中学校名	小学校名	通学区域
小郡中	小郡小	元橋、東津上、東津中、東津下、新丁、大正上、大正中、柳井田、蔵敷、田町、中央通、津市上、津市中、津市下、津市南、尾崎、金堀、山手上、山手下、円座東、円座西
	上郷小	奥畑、前畑、新町西、平原、宮の前、新町東上、新町東下、宮の原、白土、仁保津上、仁保津下、仁保津東、岩屋、八方原、光が丘南、光が丘東、光が丘中、森下、椎の木、櫻の前
	小郡南小	三軒屋、大正下、明治東、明治西、明治北、矢足、長谷、長谷西、原、柏崎、新開、金池、鉄道寮、御幸町、黄金町、高砂町、大江町、船倉町、緑町、花園町、前田町、若草町、平砂町

【根拠法令等】

小郡町立学校教育法施行細則



事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																																	
事業名	通学区域(小・中学校)	分科会名	学校教育分科会	協定項目	22-17 学校教育事業																																	
専門部会名	教育部会			コード	18-01-02-07																																	
現況			分析																																			
秋穂町			徳地町																																			
<p><b>【秋穂町通学区域】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学校名</th> <th>小学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">秋穂中</td> <td>秋穂小</td> <td>金山領・西青江・先青江・中道・花香南・花香北・中津江・屋戸・加茂町・海岸通・東本町・上本町・本町・祇園町・下村・中野・東天田・西天田・宮之旦・黒瀧北・黒瀧南</td> </tr> <tr> <td>大海小</td> <td>大河内北・大河内南・天神町・浜中・北条・中条・井南・浜内・小浜・赤崎・日地</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 秋穂町立学校教育法施行細則</p>			中学校名	小学校名	通学区域	秋穂中	秋穂小	金山領・西青江・先青江・中道・花香南・花香北・中津江・屋戸・加茂町・海岸通・東本町・上本町・本町・祇園町・下村・中野・東天田・西天田・宮之旦・黒瀧北・黒瀧南	大海小	大河内北・大河内南・天神町・浜中・北条・中条・井南・浜内・小浜・赤崎・日地	<p><b>【徳地町通学区域】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学校名</th> <th>小学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">堀中</td> <td>中央小</td> <td>堀、小古祖、岸見、伊賀地、深谷、山畑のうち白谷</td> </tr> <tr> <td>串小</td> <td>串、鯖河内</td> </tr> <tr> <td>島地中</td> <td>島地小</td> <td>島地、上村、藤木、山畑(白谷を除く)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八坂中</td> <td>八坂小</td> <td>八坂、船路、野谷のうち北谷、中村、上野谷、下野谷、三谷、引谷</td> </tr> <tr> <td>引谷小</td> <td>休校</td> </tr> <tr> <td>袖野中</td> <td>袖野木小</td> <td>野谷(北谷、中村、上野谷、下野谷を除く)、袖木</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td>学校教育法施行令第9条により他市町に入学を認めることができる区域 袖野木小・・・大土路 八坂中・・・夏焼・瀬戸原 袖野中・・・大土路</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 徳地町公立小・中学校の通学区域に関する規則</p>			中学校名	小学校名	通学区域	堀中	中央小	堀、小古祖、岸見、伊賀地、深谷、山畑のうち白谷	串小	串、鯖河内	島地中	島地小	島地、上村、藤木、山畑(白谷を除く)	八坂中	八坂小	八坂、船路、野谷のうち北谷、中村、上野谷、下野谷、三谷、引谷	引谷小	休校	袖野中	袖野木小	野谷(北谷、中村、上野谷、下野谷を除く)、袖木	備考		学校教育法施行令第9条により他市町に入学を認めることができる区域 袖野木小・・・大土路 八坂中・・・夏焼・瀬戸原 袖野中・・・大土路	<p>特になし。</p> <p style="text-align: center;"><b>課題への対応</b></p> <p style="text-align: center;"><b>調整案</b></p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。  ( ) 2. 市・町の例により調整する。  ( ) 3. 新たに制度等を創設する。  ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。  ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。  ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  ( ) 7. その他(現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、随時調整する。)</p>		
中学校名	小学校名	通学区域																																				
秋穂中	秋穂小	金山領・西青江・先青江・中道・花香南・花香北・中津江・屋戸・加茂町・海岸通・東本町・上本町・本町・祇園町・下村・中野・東天田・西天田・宮之旦・黒瀧北・黒瀧南																																				
	大海小	大河内北・大河内南・天神町・浜中・北条・中条・井南・浜内・小浜・赤崎・日地																																				
中学校名	小学校名	通学区域																																				
堀中	中央小	堀、小古祖、岸見、伊賀地、深谷、山畑のうち白谷																																				
	串小	串、鯖河内																																				
島地中	島地小	島地、上村、藤木、山畑(白谷を除く)																																				
八坂中	八坂小	八坂、船路、野谷のうち北谷、中村、上野谷、下野谷、三谷、引谷																																				
	引谷小	休校																																				
袖野中	袖野木小	野谷(北谷、中村、上野谷、下野谷を除く)、袖木																																				
備考		学校教育法施行令第9条により他市町に入学を認めることができる区域 袖野木小・・・大土路 八坂中・・・夏焼・瀬戸原 袖野中・・・大土路																																				
阿知須町																																						
<p><b>【阿知須町通学区域】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学校名</th> <th>小学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">阿知須中</td> <td>阿知須小</td> <td>小古郷東区、小古郷西区、小古郷南区、前山区、小山区、北祝区、南祝区、西祝区、恵比須区、築地区、東区、縄田南区、縄田北区、中村区、西条区、寺河内区、浜区、二の宮区、砂郷一区、砂郷二区、砂郷三区、砂郷四区、飛石東区、飛石中区、飛石北区、飛石西区、沖の原区、岩倉西区、岩倉前区、岩倉西前区、岩倉辻区、岩倉上区、きらら浜区</td> </tr> <tr> <td>井関小</td> <td>旦東区、旦西区、旦北区、旦門松区、岡区、浜表区、赤迫区、井関区、野口区、杖川区、河内区、源河区、向井関区、引野区、仙在区、青畑区</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 阿知須町立学校教育法施行細則</p>			中学校名	小学校名	通学区域	阿知須中	阿知須小	小古郷東区、小古郷西区、小古郷南区、前山区、小山区、北祝区、南祝区、西祝区、恵比須区、築地区、東区、縄田南区、縄田北区、中村区、西条区、寺河内区、浜区、二の宮区、砂郷一区、砂郷二区、砂郷三区、砂郷四区、飛石東区、飛石中区、飛石北区、飛石西区、沖の原区、岩倉西区、岩倉前区、岩倉西前区、岩倉辻区、岩倉上区、きらら浜区	井関小	旦東区、旦西区、旦北区、旦門松区、岡区、浜表区、赤迫区、井関区、野口区、杖川区、河内区、源河区、向井関区、引野区、仙在区、青畑区																												
中学校名	小学校名	通学区域																																				
阿知須中	阿知須小	小古郷東区、小古郷西区、小古郷南区、前山区、小山区、北祝区、南祝区、西祝区、恵比須区、築地区、東区、縄田南区、縄田北区、中村区、西条区、寺河内区、浜区、二の宮区、砂郷一区、砂郷二区、砂郷三区、砂郷四区、飛石東区、飛石中区、飛石北区、飛石西区、沖の原区、岩倉西区、岩倉前区、岩倉西前区、岩倉辻区、岩倉上区、きらら浜区																																				
	井関小	旦東区、旦西区、旦北区、旦門松区、岡区、浜表区、赤迫区、井関区、野口区、杖川区、河内区、源河区、向井関区、引野区、仙在区、青畑区																																				

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	学校給食																																																																																																																																																											
事業名	学校給食の状況			協定項目	22-17 学校教育事業																																																																																																																																																											
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会	コード	18-01-04-01																																																																																																																																																											
現況				分析																																																																																																																																																												
学校給食現況調査表 (平成16年6月1日現在)				調整上の課題																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">調理場方式</th> <th colspan="3">小学校</th> <th colspan="3">中学校</th> <th colspan="2">合計</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>学校数</th> <th>給食総数</th> <th>給食費(1食分)</th> <th>学校数</th> <th>給食総数</th> <th>給食費(1食分)</th> <th>学校数</th> <th>給食総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">山口市</td> <td>白石共同</td> <td>1校</td> <td>539食</td> <td>235円</td> <td>1校</td> <td>294食</td> <td>285円</td> <td>2校</td> <td>833食</td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td>仁保共同</td> <td>1校</td> <td>155食</td> <td>235円</td> <td>1校</td> <td>98食</td> <td>285円</td> <td>2校</td> <td>253食</td> </tr> <tr> <td>名田島共同</td> <td>3校</td> <td>360食</td> <td>235円</td> <td>1校</td> <td>198食</td> <td>285円</td> <td>4校</td> <td>558食</td> </tr> <tr> <td>二島共同</td> <td>1校</td> <td>130食</td> <td>235円</td> <td>1校</td> <td>96食</td> <td>285円</td> <td>2校</td> <td>226食</td> </tr> <tr> <td>興進共同</td> <td>1校</td> <td>230食</td> <td>235円</td> <td>1校</td> <td>324食</td> <td>285円</td> <td>2校</td> <td>554食</td> </tr> <tr> <td>大殿共同</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2校</td> <td>734食</td> <td>285円</td> <td>2校</td> <td>734食</td> </tr> <tr> <td>単独校</td> <td>11校</td> <td>7,062食</td> <td>235円</td> <td>4校</td> <td>2,542食</td> <td>285円</td> <td>15校</td> <td>9,604食</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18校</td> <td>8,476食</td> <td>235円</td> <td>11校</td> <td>4,286食</td> <td>285円</td> <td>29校</td> <td>12,762食</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>センター</td> <td>3校</td> <td>1,431食</td> <td>220円</td> <td>1校</td> <td>751食</td> <td>260円</td> <td>4校</td> <td>2,182食</td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>センター</td> <td>2校</td> <td>415食</td> <td>240円</td> <td>1校</td> <td>208食</td> <td>270円</td> <td>3校</td> <td>623食</td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>センター</td> <td>2校</td> <td>533食</td> <td>220円</td> <td>1校</td> <td>265食</td> <td>250円</td> <td>3校</td> <td>798食</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">徳地町</td> <td>センター</td> <td>4校</td> <td>359食</td> <td>240円</td> <td>3校</td> <td>236食</td> <td>290円</td> <td>7校</td> <td>595食</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>柚野共同</td> <td>1校</td> <td>19食</td> <td>240円</td> <td>1校</td> <td>19食</td> <td>290円</td> <td>2校</td> <td>38食</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5校</td> <td>378食</td> <td>240円</td> <td>4校</td> <td>255食</td> <td>290円</td> <td>9校</td> <td>633食</td> </tr> </tbody> </table>					調理場方式	小学校			中学校			合計		備考	学校数	給食総数	給食費(1食分)	学校数	給食総数	給食費(1食分)	学校数	給食総数	山口市	白石共同	1校	539食	235円	1校	294食	285円	2校	833食		仁保共同	1校	155食	235円	1校	98食	285円	2校	253食	名田島共同	3校	360食	235円	1校	198食	285円	4校	558食	二島共同	1校	130食	235円	1校	96食	285円	2校	226食	興進共同	1校	230食	235円	1校	324食	285円	2校	554食	大殿共同	-	-	-	2校	734食	285円	2校	734食	単独校	11校	7,062食	235円	4校	2,542食	285円	15校	9,604食	合計	18校	8,476食	235円	11校	4,286食	285円	29校	12,762食	小郡町	センター	3校	1,431食	220円	1校	751食	260円	4校	2,182食		秋穂町	センター	2校	415食	240円	1校	208食	270円	3校	623食		阿知須町	センター	2校	533食	220円	1校	265食	250円	3校	798食		徳地町	センター	4校	359食	240円	3校	236食	290円	7校	595食		柚野共同	1校	19食	240円	1校	19食	290円	2校	38食	合計	5校	378食	240円	4校	255食	290円	9校	633食	課題への対応	
	調理場方式	小学校				中学校			合計		備考																																																																																																																																																					
		学校数	給食総数	給食費(1食分)	学校数	給食総数	給食費(1食分)	学校数	給食総数																																																																																																																																																							
山口市	白石共同	1校	539食	235円	1校	294食	285円	2校	833食																																																																																																																																																							
	仁保共同	1校	155食	235円	1校	98食	285円	2校	253食																																																																																																																																																							
	名田島共同	3校	360食	235円	1校	198食	285円	4校	558食																																																																																																																																																							
	二島共同	1校	130食	235円	1校	96食	285円	2校	226食																																																																																																																																																							
	興進共同	1校	230食	235円	1校	324食	285円	2校	554食																																																																																																																																																							
	大殿共同	-	-	-	2校	734食	285円	2校	734食																																																																																																																																																							
	単独校	11校	7,062食	235円	4校	2,542食	285円	15校	9,604食																																																																																																																																																							
合計	18校	8,476食	235円	11校	4,286食	285円	29校	12,762食																																																																																																																																																								
小郡町	センター	3校	1,431食	220円	1校	751食	260円	4校	2,182食																																																																																																																																																							
秋穂町	センター	2校	415食	240円	1校	208食	270円	3校	623食																																																																																																																																																							
阿知須町	センター	2校	533食	220円	1校	265食	250円	3校	798食																																																																																																																																																							
徳地町	センター	4校	359食	240円	3校	236食	290円	7校	595食																																																																																																																																																							
	柚野共同	1校	19食	240円	1校	19食	290円	2校	38食																																																																																																																																																							
	合計	5校	378食	240円	4校	255食	290円	9校	633食																																																																																																																																																							
				・ 1食あたりの給食費が、市町によって異なる。																																																																																																																																																												
				・ 1食あたりの給食費について、調理規模や食材の納入方法等さまざまな観点から検討する必要があるため、新市移行後、当分の間は現行どおりとし、随時調整を図っていく。																																																																																																																																																												
				調整案																																																																																																																																																												
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )																																																																																																																																																												

協議第 2 6 号

合併協定項目 2 2 - 1 8

各種事務事業の取扱い「社会教育事業」

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化		中項目	社会教育の状況		小項目	青少年
事業名	成人の日記念行事		分科会名	社会教育分科会		協定項目	22-18 社会教育事業
専門部会名	教育部会		分科会名	社会教育分科会		コード	18-03-02-06
現況						分 析	
						調整上の課題	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>開催月日が各市町で異なっている。</li> <li>企画・運営方法が異なる。(実行委員会形式と市町で直接企画・運営など)</li> </ul>	
						課題への対応	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>成人の日記念行事の開催月日や企画・運営の相違は、各市町の事情や歴史的背景及び地域の協力団体との関係などによるものと考えられる。これらに配慮し、また、成人を迎える若者の意向も反映させ、この記念行事のあり方について、新市移行後速やかに調整するものとする。</li> </ul>	
						調 整 案	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. 市・町の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) 7. その他( )</li> </ul>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	文化芸術事業等			協定項目	22-18 社会教育事業
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-03-16
現況			分析		
山口市		小郡町		調整上の課題	
<p>【山口美術展覧会】</p> <p>主旨：広く市民から創作作品を募集し審査・展示することにより本市美術の振興と普及をはかり、市民文化の向上に寄与しようとするものである。</p> <p>主催：山口市 会期：9月～10月（約2週間） 会場：クリエイティブ・スペース赤れんが 観覧料：無料 部門 日本画、洋画（油絵、水彩、版画などを含む）、彫刻、工芸（陶芸、染織、漆芸その他）、書（屏風、枠張、額等）、写真、デザイン 出品資格：山口市に在住、勤務又は在学している者 出品点数：各部門2点以内 出品料は無料 審査 非公開とし、会場で行う。 審査員：5名 賞 大賞……………1点 副賞20万円 準大賞……………1点 副賞10万円 赤れんが賞……………2点 副賞5万円 山口文化協会賞……………2点 副賞2万円 奨励賞……………若干 副賞1万円</p> <p>【その他事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民文化祭</li> <li>・中原中也賞</li> <li>・雪舟サミット（構成市町：総社市、岡山県芳井町、益田市、福岡県川崎町、大分県大野町、山口市） ほか</li> </ul>		<p>【その他事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小郡町文化祭</li> <li>・おとうさんの絵展</li> <li>・おかあさんの絵展</li> <li>・原爆展</li> <li>・特別展</li> <li>・山頭火句毛筆展</li> <li>・山頭火フォトコンテスト入賞作品展 ほか</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町でさまざまな事業がある。</li> </ul>	
		秋穂町		課題への対応	
		<p>【その他事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小林和作頌徳絵画展（小、中学生対象）</li> <li>・秋穂町文化祭</li> <li>・秋穂町生涯学習発表会</li> <li>・コンサート等文化ホール自主事業 ほか</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口市の大規模な美術展は、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</li> <li>・その他各市町の事業は、長年の歴史があるため、当面は現行どおりとする。</li> </ul>	
		阿知須町		調整案	
		<p>【その他事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阿知須町生涯学習発表会（文化祭） ほか</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 [大規模な美術展]</li> <li>( ) 2. 市・町の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 [その他各市町による独自事業]</li> </ul>	
		徳地町			
		<p>【その他事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徳地町文化展</li> <li>・徳地町文化祭</li> <li>・コンサート等文化ホール自主事業 ほか</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) 7. その他( )</li> </ul>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	図書館の状況	小項目	施設の整備状況等
事業名	管理運営・移動図書館の状況			協定項目	22-18 社会教育事業
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-05-01-03
現況					
山口市		小郡町		秋穂町	
<p><b>【市立図書館】</b>                  休館日                  ・火曜日                  ・国民の祝日に関する法律に規定する休日                  ・12月29日から翌年の1月3日まで                  ・図書整理日                  ・特別整理期間(1年に10日以内)                  開館時間                  平日 : 午前10時から午後7時まで                  土日 : 午前10時から午後5時まで                  貸出の対象者                  市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は館長が特に必要と認める者                  図書館資料の貸出期間及び点数                  ・貸出日から15日以内                  ・貸出点数(1人あたり)                    図書: 10冊以内 雑誌: 5冊以内 視聴覚資料: 3点以内                  団体貸出                  ・貸出期間: 30日以内                  ・貸出冊数: 100冊以内                  移動図書館                  ・貸出期間: 次の巡回日まで                  山口市立図書館協議会                  ・委員: 15人以内、任期2年</p> <p><b>【市立児童図書館】</b>                  平成15年10月30日閉館</p>		<p><b>【町立図書館条例】</b>                  職員: 館長及び必要な職員を置く  <b>【町立図書館管理運営規則】</b>                  休館日                  ・第1、第3日曜日及び開館の日曜日の翌日の月曜日                  ・12月28日から翌年1月4日まで                  ・国民の祝日に関する法律に規定する休日                  ・館長が臨時休館日と定めた日                  ・特別整理期間                  開館時間                  ・月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで                  ・土曜日、日曜日 午前9時から午後5時まで                  館外利用の制限                  ・1人につき5冊以内                  ・期間 14日以内</p> <p style="text-align: center;"><b>徳地町</b></p> <p><b>【町立図書館条例】</b>                  職員: 館長, 司書, 司書補, 事務職員その他の職員を置くことができる。                  休館日                  ・月曜日                  ・12月28日から翌年1月4日                  ・国民の祝日に関する法律に定める祝日                  ・同祝日が月曜日の場合は、その翌日                  ・月末整理日                  ・蔵書点検日(2~3月)                  ・前各号に掲げるもののほか、館長が特に閉館を必要と認める日                  開館時間                  ・平日 午前10時から午後6時                  ・土・日曜日 午前9時から午後5時                  館長が特に必要があると認めるときは、前項の開室時間を延長し、又は短縮することができる。                  館外貸出                  原則として、町内居住者、隣接する市町村の居住者又は町内に通勤、通学する者に限るものとする。                  ・1人1回につき 図書資料10点以内、視聴覚資料2点以内                  ・利用期間 図書資料14日以内、視聴覚資料7日以内                  団体利用                  ・団体貸出 1団体1回につき200冊以内                  ・利用期間 1ヶ月以内</p>		<p><b>【公民館図書室管理規程】</b>                  休室日                  ・月曜日                  ・1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで                  ・前各号に掲げるもののほか、館長が特に必要と認める日                  開室時間                  ・午前8時30分から午後5時                  館長が特に必要があると認めるときは、前項の開室時間を延長し、又は短縮することができる。                  館外貸出                  原則として、町内居住者又は町内に通勤、通学する者に限るものとする。                  ・1人1回2冊以内                  ・期間 10日以内                  団体利用                  ・団体貸出 1団体1回につき20冊以内                  ・期間 1ヶ月以内                  分室の設置                  図書室の分室を中央公民館大海分館に設置するものとする。</p>	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	図書館の状況	小項目	施設の整備状況等
事業名	管理運営・移動図書館の状況			協定項目	22-18 社会教育事業
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-05-01-03
現況		分		析	
阿知須町		調整上の課題		調整案	
<p><b>【町立図書館条例】</b> 職員：館長及び必要な職員を置く</p> <p><b>【町立図書館管理運営規則】</b> 休館日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日。 ・月曜日。ただし、月曜日が休日にあたるときはその翌日 ・12月28日～翌年1月4日 ・図書館資料整理日（原則として、月の末日。その日が日曜日に当たるときはその翌々日、月曜日に当たるときは翌日、土曜日に当たるときは前日において、その日に最も近い休日でない日を基本とする。12月は、27日とする） ・図書館資料特別整理期間（1年につき20日以内、ばく書期間含む） 開館時間 ・午前10時～午後6時（日曜日及び土曜日にあつては、午前9時～午後5時） 館外貸出の利用資格 ・町内に居住し、又は通勤通学する者 ・町内に所在する学校、事務所その他の団体 ・館長が図書館奉仕に支障がないと認める場合 館外利用の制限 ・1回につき 図書資料5点以内、視聴覚資料2点以内 ・利用期間 14日以内 団体等の館外利用制限 ・貸出文庫 1回100冊以内 ・利用期間 1ヶ月以内 移動図書館なし 多目的ルームの使用 無料 ただし、町内に居住し、又は通勤通学する者及び町内に所在する学校、事務所その他の団体であつて、利用の目的が図書館法に基づき、規則の第2条の事業の場合のみ。</p>		<p><b>【館外貸出の利用資格・利用冊数の制限等】</b> ・利用資格については、各市町で、内容がほぼ同一であるが、利用冊数の制限等は、内容が異なる。</p> <p><b>【休館日・開館時間等】</b> ・休館日については、各市町で、内容がほぼ同一であるが、開館時間等は、内容が異なる。</p> <p><b>【移動図書館の運営】</b> ・山口市のみにある制度である。</p>		<p><b>【館外貸出の利用資格・利用冊数の制限等】</b> ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p> <p><b>【休館日・開館時間等】</b> ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p> <p><b>【移動図書館の運営】</b> ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 山口市の例により調整する。[ただし、新市移行後、出来るだけ早い時期に運営出来るようにするものとする。] ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p>	
		課題への対応			
		<p><b>【館外貸出の利用資格・利用冊数の制限等】</b> ・住民へのサービスは高い方へ合わすことを原則とし、新たに制度等を創設することとする。</p> <p><b>【休館日・開館時間等】</b> ・諸状況を鑑みて、必ずしも全館を統一する必要はないと思われるが、各館・各地域の特性等を考慮して、速やかに調整するものとする。</p> <p><b>【移動図書館の運営】</b> ・新市として全域で行うべき制度であり、運行路線・ステーション・時刻表等を策定し、山口市の例により調整するものとするが、各地域の状況等もよく考慮しないといけないため、新市移行後、出来るだけ早い時期に調整を終え、運営ができるようにするものとする。</p>			